

# 令和4年度 国の予算編成等に対する提案

令和3年7月  
兵庫県



<提案項目>

<b>I 新型コロナウイルス感染症対策</b>	2
1 事業者支援分の早期の追加交付	3
2 医療・検査体制等の充実	5
3 事業継続・雇用確保対策の充実	18
4 生活に困窮されている方への支援	30
5 地方財政への支援	31
<b>II 安全安心な兵庫づくり</b>	36
1 防災・減災対策の推進	36
2 防災体制の充実	64
3 医療確保と健康づくり	72
4 子ども・子育て環境の充実	92
5 高齢者支援の充実	102
6 ユニバーサルな社会づくり	111
7 生活保護等のセーフティネットの構築	122
8 地域安全対策の強化	125
<b>III 兵庫五国の交流新展開</b>	133
1 交流人口の拡大	133
2 スポーツ、芸術文化の振興	141
3 交流基盤の整備促進	145
<b>IV 兵庫の強みを活かした産業の育成</b>	171
1 変化に強い産業構造への転換	171
2 地域を支える産業の振興	176
3 農林水産業の基幹産業化	180
4 持続可能な地域環境の創造	211
<b>V 多様な兵庫人材の活躍</b>	231
1 次代を担う人材の育成	231
2 多様な人材の活躍推進	256
<b>VI ポストコロナ社会への道筋</b>	264
1 デジタル化の本格的推進	264
2 地方回帰を促す環境整備	271
3 地方分権改革の推進	282
<b>VII 地方税財政の充実・強化等</b>	285

省庁略称 内閣官房、内閣府、警察庁：警察、消費者庁：消費、復興庁：復興、総務省：総務、消防庁：消防、法務省：法務、外務省：外務、財務省：財務、文部科学省：文科、文化庁：文化、スポーツ庁：スポーツ、厚生労働省：厚労、農林水産省：農水、経済産業省：経産、国土交通省：国交、観光庁：観光、気象庁：気象、海上保安庁：海保、環境省：環境、原子力規制庁：原子力、防衛省：防衛

## I 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大から1年あまりとなる。

感染症という目に見えない敵との闘いであり、その対策は、医療・検査体制の充実、外出自粛や営業時間短縮・休業の要請など県民行動の変容、事業活動への支援など多岐にわたる。

このため、

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等
- 2 医療・検査体制等の充実
- 3 事業継続・雇用確保対策の充実
- 4 生活に困窮されている方への支援
- 5 地方財政への支援

について、以下のとおり提案する。

今後の感染拡大状況や経済・雇用情勢を踏まえ、各自治体が地域の実情に応じた対策を講じられるよう、令和3年度における補正予算の編成や予備費の充当など追加対策を迅速かつ的確に行うとともに、令和4年度以降についても、必要な対策については十分な予算を確保し、財源措置を講じられたい。

# 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

## 主 (1) 事業者支援分の早期の追加交付 【内閣官房、内閣府】

・ 本県をはじめ、これまでに緊急事態宣言等が発令された地域では、大規模施設等に対する協力金について、国の基本的対処方針に基づき、都道府県知事の判断により休業・営業時間短縮を要請する場合には、協力要請推進枠において国がその60%を財源措置し、残る40%の地方負担は事業者支援分の充当が可能とされた。

また、飲食店等に対する協力金について、国の基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間（まん延防止重点措置区域の場合：営業時間20時まで、酒類の提供19時まで）に係る部分に限り、協力要請推進枠において国がその80%を財源措置している。本県では、重点措置を実施すべき期間において、国の基本的対処方針に基づき、知事の判断により土日の酒類提供の禁止を要請し、支給単価（最大1万円）を上乗せしたが、当該上乗せ単価に係る協力金は協力要請推進枠の対象外となり、事業者支援分に対応せざるを得なくなっている。

さらに、国から都道府県に対しては、月次支援金や観光関連事業・交通事業等の国の支援措置に事業者支援分を活用して上乗せ措置等の積極的な取組が要請され、それに応じて県独自の支援を行ってきた。

加えて、本県では、①回復患者を受け入れる医療機関等への支援や高齢者施設等の従業者への集中的検査等の感染症対策の強化、②国の要請以外の事業者支援に多額の事業費が見込まれる。

これらにより、本県の事業者支援分の所要額は、先行配分額114億円を超える額を予算計上済みであることから、事業者支援分のうち留保されている2,000億円について、早期に追加すること。

### <大規模施設等協力金の財源>

区分	～6/20		6/21～（都道府県判断）	
	協力推進枠	即時対応特定経費交付金	協力推進枠	即時対応特定経費交付金
時短分(国の基本的対処方針に基づく要請分)	80%	対象	60%	対象外
独自上乗せ分	60%	対象外	対象外	

### <飲食店の規模別協力金単価>

区分	～6/20 (緊急事態措置)	6/21～7/11 (まん延防止重点措置)		7/12～7/31
	・酒類・カワカ設備を提供する飲食店の休業要請 ・酒類・カワカ設備を提供しない飲食店の時短要請	時短要請	上乗せ措置 (兵庫県は、土日の酒類提供を禁止)	時短要請 (重点措置は解除されたが、要請継続)
単価	4～20万円/日	[重点措置区域] 3～20万円/日 [その他地域] 2.5～20万円/日	[重点措置区域] +0～1万円/日	[神戸・阪神地域、明石] 2.5～20万円/日 [上記以外の地域] 2万円/日(定額)
財源	協力推進枠(80%) 即時対応特定交付金	協力推進枠(80%) 即時対応特定交付金	— (事業者支援分)	協力推進枠(80%) 即時対応特定交付金

## 主(2) 緊急事態宣言が発令された都道府県への事業者支援分の重点配分

【内閣官房、内閣府】

- 本県をはじめ、これまでに緊急事態措置等が発令された都道府県においては、(1)のとおり、大規模施設等や飲食店に対する協力金、その他の事業者に対する支援等により、事業者支援分の所要額が多額となっている。

したがって、事業者支援分の留保分2,000億円の追加交付時には、緊急事態措置が発令され、当該上乘せ措置を行った都道府県に重点的に配分すること。

## 主(3) 地方創生臨時交付金の更なる増額

【内閣府】

### ① 令和3年度における更なる増額

- 事業者支援分5,000億円及び地域観光事業支援1,000億円が措置されたが、3月の全国知事会調査における地方創生臨時交付金6,000億円の不足は、第4波到来の前のものであり、その後の緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用等に伴う影響の長期化により更なる不足が見込まれる。

国の基本的対処方針では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては、地域の感染状況等に応じ、都道府県の判断により国の定めた内容に加え、必要な要請等を行うこととされており、基本的対処方針に基づき実施する都道府県の取組を各知事が適切に対応できるよう、国が責任をもって必要な財源を措置する必要がある。

加えて、今後、消費喚起対策や雇用対策など都道府県が実情に応じた対策を講じていく必要がある。

したがって、早期に予備費の充当などにより地方創生臨時交付金の更なる増額を行うこと。

### ② 令和4年度における継続・充実

- 新・コロナ禍からの経済・雇用情勢の本格的な回復等には時間を要すると考えられるため、令和4年度についても、地方創生臨時交付金による支援を継続・充実させること

## 主(4) 即時対応特定経費交付金の適用期間の撤廃

【内閣府】

- 即時対応特定経費交付金の適用対象は、8月22日までとされている。各都道府県が、まん延防止等重点措置の期間延長等において、その解除後も含め、休業要請を躊躇なく実施できるよう即時対応特定経費交付金の期限を撤廃して継続すること

## 主(5) 大規模施設等の協力金に関する事務費の措置

【内閣府】

- 飲食店等に対する規模別協力金については、別途事務費が措置されている。  
一方、大規模施設等に対する協力金については事務費が措置されていないが、定額から規模に応じた算定方法に変更されたことにより、面積の判定など多くの事務負担が生じている。

このため、飲食店に対する協力金と同様、大規模施設等に対する協力金についても、事務費を対象とし、既実施分も含めて措置すること。

## 2 医療・検査体制等の充実

### (1) 水際対策の強化

【内閣官房、法務、厚労】

検疫法の一部改正に伴い、検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者を含めた患者や感染したおそれのある者に対して、健康観察を求め、又は当該者の居宅またはそれに相当する場所から外出しないこと、その他の当該感染症の感染防止に必要な協力を求めることができ、また協力を求められた者は、これに応じなければならないことが明記された。

現在、検疫所は、入国者に対して、入国後 3 日間（一部の国からの入国は 6 日間）検疫所長の指定する宿泊施設で待機した後、PCR 検査を実施し、陰性が確認されると入国者の対応は、厚生労働省に引き継がれる。変異株の国内への流入及び感染拡大を防止するため、以下の対応について強化を提案する。

#### ① 入国条件の遵守

- ・入国者・帰国者に対して、接触確認アプリ COCOA の登録を義務づけるとともに、入国条件に違反した場合の罰則を設けるなど、実行性を担保する方策を講じること

#### ② 入国者に対する情報発信

- 新**・新型インフルエンザ等感染症の患者等が定めた期間内において、健康状態の報告や外出制限等、当該感染症の感染の防止に必要な協力に応じる必要があることについて、入国者に対して、情報発信を積極的に行うこと

#### ③ 新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康管理センターの維持及び強化

- 新**・現在の保健所における業務軽減のため、設置された「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康管理センター」による帰国後 3 日以降の自宅等待機者への健康フォローアップ支援を感染状況が落ち着くまで継続すること

#### ④ 外国人患者に対応する保健所の負担軽減

- ・医療機関の外国人対応を支援する「電話医療通訳サービス」等を、保健所の積極的疫学調査や健康観察にも活用するなど、外国人の陽性患者等に対する保健所の負担軽減を図る方策を講じること

#### **主**⑤ 東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた対策の強化

- 新**・東京オリンピックに引き続き、パラリンピックの開催も迫っている。

6 月には、成田空港の検疫検査で来日選手団の中から陽性者が判明したにも関わらず、濃厚接触者の特定を行わないまま目的地である合宿地の自治体まで選手団を移動させ、後日の陽性者が判明する事案が発生した。

上記の事案を受けて、国は指針を改定したものの、座席等により機内濃厚接触候補者を区分し、受入自治体がバスで 5 時間未満に位置する場合は、自治体へ直接移送され、その後濃厚接触者の特定がなされることとなっており、結局、濃厚接触者・感染者が自治体に入ってくる可能性は否定できない。

今後も、各国選手団の入国が続くことを踏まえ、入国に際し検疫において陽性者が判明した場合には、濃厚接触者を早期に特定し、検疫所の宿泊施設等に留め置き移送させないなど、国として更なる厳格な対応を行い、水際対策を強化すること。

- ・都道府県及び保健所設置市に対して、入国者に関する情報提供を迅速かつ的確に行うこと

## 主 (2) 変異株対策の強化 【内閣官房、厚労、法務】

### ① 入国者に関する情報管理、フォローアップの徹底等

- 新**・入国者に関する都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組むこと
- 新**・健康観察期間中に有症状になった場合は、症状の程度に関わらず、漏らすことなく把握し、管轄保健所への迅速な通知と必ず医療機関を受診させるよう、フォローアップの徹底を図ること

#### 【提案の背景】

- ・検疫所指定の宿泊施設での待機期間（10日）後、4日間の自宅待機期間中に有症状となった場合は、国の「入国者健康確認センター」から県・保健所設置市に連絡する体制となっている（R3.1）。
- ・しかし、有症状者の医療機関受診は、最終的には本人の意思（自主性）に委ねられている。特に軽症状（熱が出たがすぐに下がった等）の場合や症状が持続している場合、連絡体制が機能しないケースもあることから、十分なフォローが必要である。

### ② ガイドライン等の早急な提示

- 新**・国として速やかに実態分析を行い、デルタ株への具体的な対応策を示したガイドライン等を早急に提示すること
- 新**・兵庫県では、昨年度より、アルファ変異株による感染が拡大している。各種変異株に関する知見を収集し、適切で具体的な変異株の対策をガイドライン等により早急に示すこと

### ③ スクリーニング検査、ゲノム解析の推進

- 新**・デルタ株も含めた変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、新たな変異株を識別できる抗原キット等試薬の開発や自治体への速やかな配分、国が実施している民間検査機関への変異株スクリーニング検査委託箇所数の拡充を行うこと
- 新**・本県の政令指定都市・中核市のうち、姫路市及び尼崎市の地方衛生研究所では、変異株のゲノム解析をできる体制が整っていない。  
このため、全ての地方衛生研究所において全ゲノム解析を実施できるよう、解析機器の無償供与、国立感染症研究所による技術研修の実施、検査室の改修など施設整備に対する補助制度の創設、試薬の安定供給体制確保等の支援を行うこと。
- 新**・上記に要する経費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加するなど、国において全額財政措置を講じること

#### 【提案の背景】

- ・現行、県内の地方衛生研究所におけるゲノム解析は、県立健康科学研究所(加古川市)と神戸市環境保健所のみで可能であり、ゲノム解析を導入できる体制が整っていない研究所に対する技術支援や施設整備等の支援が必要である。

### 主(3) ワクチン接種の推進

【厚労】

#### ① 職域接種及び大規模接種の推進

##### ア 早期の新規受付再開

- 新・ 本県の大規模接種は、6月21日から11月28日までの実施を予定していたが、国からのワクチン供給が見通せないことから、姫路競馬場(8月30日～)及び園田競馬場(9月27日～)を活用した接種の実施は、現段階では未定となっている。

ワクチン接種を加速させるため、国の責任において武田モデルナ社等のワクチンの必要量を確保し、大規模接種及び職域接種の申請受付を早期に再開すること。

##### <兵庫県が行う大規模接種>

(当初の予定)

姫路	6/21(月)～8/29(日) アクリエひめじ	8/30(月)～11/28(日) 姫路競馬場
阪神	6/21(月)～9/26(日) 西宮市立中央体育館	9/27(月)～11/28(日) 園田競馬場

(変更後  
R3. 7. 26)

姫路	6/21(月)～9/12(日)まで延長 アクリエひめじ
阪神	6/21(月)～10/17(日)まで延長 西宮市立中央体育館

※姫路・園田競馬場での実施は、未定

- 新・ 国は、モデルナ製ワクチンの1日の配送可能量が上限に近づいたため、職域接種及び大規模接種の申請受付を一時休止しているが、ワクチン接種を加速させるため、ワクチンの必要量確保と配送量の拡大を行い、早期に受付を再開すること
- 新・ 既に申請を受け付けた企業・大学等や自治体に対して、多くの企業等で国の承認が下りず保留の状況が続いており、今後の手続も含め早急に対応方針を示すこと

##### イ 中小企業等の職域接種実施に対する支援

- 新・ 地域を支える中小企業等が職域接種の共同実施などを推進できるよう、国の責任において、人的支援も含めた万全の支援措置を早急に講じること
- 新・ 現行の職域接種の人数要件(1,000人)について、1,000人未満でも可能とするよう要件を緩和すること

#### ② 市町村接種におけるワクチン確保等

- 新・ 今後、64歳以下のワクチン接種が本格的に実施されていく中、7月以降のファイザー社製ワクチン供給量の先細りに伴い、県内市町の一部では、急遽、予約の受付中止や接種予約のキャンセルをせざるを得ないなど、混乱が生じている。

市町村が行う接種計画が円滑に進むよう、国の責任において、希望に即したワクチン量を確実に確保するとともに、ワクチンの種類や量の供給スケジュールを早期に示すこと。

### ③ 適切な国の財政措置

---

#### ア 市町村接種・大規模接種

- ・大規模接種を含め、ワクチン接種に要する費用について地方負担が生じることがないよう、会場運営委託に要する経費など所要額を、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、確実に措置すること
- ・時間外(2,800円)及び休日(4,200円)については接種費用委託単価が引き上げられたが、通常の接種費用接種単価(2,070円)はインフルエンザの予防接種と比較しても低いため、当該単価についても引き上げること
- ・接種費用委託に関する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の交付対象は、市町村に限られている。

しかし、都道府県が行う大規模接種については、都道府県と市町村の間の費用負担が不明確となり、精算事務も煩雑となることから、実施主体である都道府県に対して直接交付すること。

#### イ 職域接種

- 新**・職域接種の接種に要する費用については、2,070円/人の単価では不十分であり、単価を引き上げること
- 新**・国が全額負担して実施する自治体の大規模接種と同様に、職域接種についても、会場設置運営費など接種に必要な経費全額を国で負担すること

### ④ ワクチン接種記録システム（VRS）入力 of 迅速化に向けた支援

---

- 新**・VRS入力について、接種券を読み取るタブレットの読み取り速度が遅く、入力作業に時間を要しており、一部の市町の入力に遅れが生じている。

市町の負担を軽減し、入力の迅速化を図るため、国において新たにVRS対応OCR・バーコードリーダーを配付するなど、抜本的な対策を講じること。

### ⑤ 使用しやすい注射器の配布

---

- 新**・使用しやすい1ミリの注射器を早急に確保し、自治体に配布すること

#### 【提案の背景】

- ・現在、ワクチン接種にあたり、国が自治体に配布している注射器の一部について、通常の容量1ミリではなく、その2倍の容量となる2ミリの注射器が配布されている。
- ・しかし、当該注射器では、目盛りが荒い、動きが鈍いなどのため、ワクチンの分注時に誤差が生じやすく、通常6回のところ5回分しかワクチンが採取できず、ワクチンが無駄になっているケースがある。

## ⑥ アストラゼネカ社のワクチンの活用

- 新**・ アストラゼネカ社のワクチンは、海外で若い世代を中心に極めて稀に血栓ができる副反応が報告されていたこともあり、活用方法が未定である。

このワクチンは、他国やWHO等でも有効性が確認され、国内で生産できる利点もあることから、職域接種等で希望する実施主体に供給するなど、国として積極的な活用を推奨するとともに、副反応に対する検証・分析等を更に進めること。

< JCRファーマ㈱ (本社：芦屋市) >

- ・ アストラゼネカ社が開発した新型コロナワクチンの原液の製造工場を神戸市内に新設予定
- ※ 令和4年10月に完成し、令和5年以降に稼働する予定)

## ⑦ 国産ワクチンの研究開発の推進

- 新**・ 国産ワクチン及び治療薬の研究開発を後押しするため、海外諸国に匹敵する十分な研究費を安定的かつ長期的に確保すること

(cf. 研究開発に関する R2 年度三次補正予算：1,606 億円)

- 新**・ 薬事承認プロセスの迅速化や国内外における治験の充実・迅速化を図ること

< 本県 中和抗体医薬品の開発支援事業 [R3 当初予算額：3,000 万円 (R2 同額)] >

- ・ 神戸大学と㈱イーベックが行う中和抗体医薬品の開発研究を支援  
県立加古川医療センターの協力を得て、患者から採取した血液をもとに高い中和活性を持つ抗体を精製し、中和抗体医薬品の開発へと展開
- 〔 ※ R3. 7. 13 神戸大学発表：従来株に感染した人にも、変異株を阻む中和抗体ができることが判明 〕

## ⑧ ワクチン接種に対する正確な情報発信

- 新**・ ワクチン接種の副反応や接種後の死亡事例等についての誤った情報がインターネット等で拡散し、支障となっている事例が発生している。

今後本格化する若年層に対するワクチン接種推進の観点も含め、国民が安心して接種を受けられるよう、ワクチン接種の意義や有効性、副反応も含めた正確な情報を発信すること。

## (4) ワクチン・特効薬の早期開発等

**【厚労】**

- ・ 更なるワクチンや特効薬の開発・実用化に向け、「富岳」の計算能力により可能となる創薬シミュレーション等も活用し、取組を進めること

< 「富岳」による新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告 (R2. 7. 3) >

- ・ 「富岳」を用いた分子シミュレーション (分子動力学計算) により、2,128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定  
→ 数十種類の候補薬を選択

## (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保、対象事業拡充

【厚労】

### ① 所要額の確保

- ・ 国の令和2年度三次補正予算（令和3年度に繰越）では、今年度上半期の感染収束を見込んだ上で、概ね9月分までの所要見込額が計上されている。  
しかし、第4波の感染拡大により既にその所要額は大幅に増加しているため、国の責任において、確実に所要額を確保し、迅速な交付を行うこと。

### ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

- ・ 感染拡大防止のため、医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること
  - 高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用
  - 入院医療機関に対する運営経費支援  
＜本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日（GW期間中は24,000円/日）を支援＞
  - 回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援  
〔本県の対応：①受入一人当たり100,000円を支援  
②人工呼吸器等の転院受入に要する整備費を支援  
（1病床増加あたり600万円）〕
  - 自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援  
＜本県の対応：（訪問介護の場合）1日当たり訪問介護38,000円を支援＞
  - 長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援  
＜本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援＞
  - 流行抑制のための血清疫学調査・研究事業  
＜本県の対応：神戸大学と連携し、抗体保有者の調査・研究を実施＞
  - 医療機関等に配布することを目的とした医療用資材の購入、配送及び保管・備蓄倉庫を確保する費用

## (6) 医療提供体制の充実等

【厚労】

### ① 医療物資・検査資機材等の調達・供給

- ・ 「診療・検査医療機関」におけるマスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資や、検査機器・検査試薬の確保について、国の責任(※)において迅速かつ確実に調達・供給すること

〔※ 国は、月1回程度、診療・検査医療機関(仮称)に直接医療物資を提供  
・ G-mis(新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム)を通じて医療機関から追加要請があった場合は、随時  
・ 緊急を要する場合は県保管分を提供し、後日、国から県に補充〕

### ② HER-SYS等の改善

- ・ 診療・検査医療機関が入力することが義務づけられているHER-SYSやG-MIS等の使い勝手の改善を図るとともに、データの抽出機能の追加など有効活用に向けた課題解決に取り組むこと

### ③ モニタリング検査の有効性に関する分析

- ・兵庫県では、感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査を3月5日より行っているが、3月末から感染の急拡大の予兆を探知出来ていたのか、分析を進め有効性について検証すること
- ・また、緊急事態宣言下でもモニタリング検査は継続しているが、感染者が急拡大している場合、県としての協力は難しいため、必要に応じて縮小するなど運用の適正化を図ること

### ④ 新たな検査方法の推進等

- ・抗原検査(定性・簡易キット)においても唾液検体での検査が可能になるよう、研究を進めること

[PCR検査と抗原検査の対象者(厚生労働省資料)]

検査の対象者		PCR検査(LAMP法含む)			抗原検査(定量)			抗原検査(定性・簡易キット)		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者 (症状消退者を含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○ (※1)	○ (※1)	× (※2)
	発症から10日目以降	○	○	— (※4)	○	○	— (※4)	△ (※3)	△ (※3)	× (※2)
無症状者		○	— (※4)	○	○	— (※4)	○	— (※4)	— (※4)	× (※2)

- ※1 発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。
- ※2 有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。
- ※3 使用可能であるが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり。
- ※4 推奨されない。

- ・各種検査方法に係る精度管理が重要となることから、偽陽性や判定が難しい事例など診断の参考となるデータ等の情報提供や、診断マニュアル等を作成すること

### ⑤ 医療チーム、医療人材の育成

- ・DMAT(災害派遣医療チーム)を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応し、治療支援などを行う医療チーム等の育成に取り組むこと
- ・医療従事者をめざす学生が経済的事情により学びの継続を断念することがないように、奨学金制度の新設などの支援措置を講じること

### ⑥ 適切なコロナ患者推計モデルの構築

- ・新型コロナウイルス感染症患者の国が示した患者推計モデルは、その算出要素に、都道府県個別の人口密度や発生状況が加味されておらず、受入病床確保の指標としては不十分である。

一般医療に支障を来さないためにも、基礎となるデータを開示した上で、より精密なデータに基づくコロナ患者推計モデルを構築すること。

### ⑦ 体外式膜型人工肺「ECMO」を扱える人材の養成と操作性・安全性等の向上

- ・ECMOチーム等養成研修事業による人材養成については、包括交付金で措置されたが、ECMOの操作性・安全性等の向上を図る機器の開発に向け、医療機器メーカーとともに取り組むこと

## (7) 医療機関等への支援の継続・充実

【総務、厚労】

### ① 入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援

**新**・国民へのワクチン接種が進んでも、新型コロナウイルスに感染した場合の医療提供体制を引き続き適切に確保する必要があるため、入院病床を確保するための空床補償経費や宿泊療養施設の借り上げ等に要する経費について、補助単価や補助対象等を維持・拡充し、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること。

### ② 診療・検査医療機関に対する支援

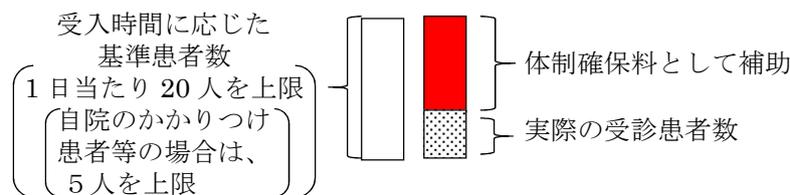
**新**・診療・検査医療機関が診療・検査体制の確保に要する費用について、国庫補助制度が設けられていたが、令和2年度限りで同事業は終了している。

かかりつけ医による更なる診療・検査の推進のため、診療報酬の加算や新たなインセンティブ制度の創設等、診療・検査医療機関に対する支援を充実させること。

#### <R2年度限り：発熱患者の外来診療・検査体制確保支援事業>

・診療・検査医療機関が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助

[補助基準額]13,447円/人・日×(受入時間に応じた基準患者数-実際の発熱患者等の受診患者数)



※ 令和2年度は、発熱患者の診療時間を事前に指定し、その時間は診療体制を確保していただいたが、令和3年度は「予約があった場合のみ対応」など診療体制の確保が柔軟になったため、上記補助事業は廃止された。

[例 令和2年度：月・水・金の12:00~13:00(この時間は、予約がなくても診療体制を確保)  
令和3年度：月・水・金(時間は設定せず、予約があった場合のみの対応で可)]

### ③ 医療機関等の経営維持に対する支援

#### ア 医療機関の経営支援

・新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。

これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。

#### <参考：福祉医療機構 優遇措置の更なる拡充 (R2.9月) >

・前年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設を対象に、貸付限度額や無利子枠、無担保枠を拡充

[例：コロナ対応を行う病院の場合  
貸付限度額：7.2億円→10億円  
無利子枠：1億円→2億円(または、「前年同月からの減収2ヶ月分」の高い方)  
無担保枠：3億円→6億円(または、「前年同月からの減収6ヶ月分」の高い方)]

**新**・薬局や施術所(接骨院、鍼灸院など)等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより厳しい経営状況となっているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、経営維持に対する支援措置を講じること

## イ 不採算地区病院に対する支援

- 新・ 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院（不採算地区病院）について、コロナ禍においても病院機能を維持し地域医療提供体制を確保するため、不採算地区病院への地方公共団体からの支援（繰出金）について、令和3年度の特別交付税の算定における基準額が30%引き上げられることとなった。

これらの病院は、地域唯一又は主要な病院として、地域医療の中核的役割を果たしていることから、令和4年度以降も上記の基準額引上げ措置を継続・拡充するなど、不採算地区病院に対する十分な財政支援を行うこと。

## ウ 公立病院の経営悪化に対する支援

- ・ 地域医療の中核的役割を果たしている公立病院について、新型コロナウイルス感染症の影響から、患者の受診控え等により、厳しい経営状況に陥っていることから、地域に必要な医療提供体制を確保するため、特に新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化に対する、一般会計繰出金について交付税措置等による支援を十分に行うこと
- ・ 特別減収対策企業債を発行した団体については、償還利子だけでなく、その元利償還金についても一般会計から繰出を行った場合と同等の支援を行うこと

## エ 看護師等養成所における臨床実習中止措置への対応

- ・ 県内の看護師等養成施設において、学生からの感染拡大を懸念し、医療機関等での臨床実習が中止になった事例が相次ぎ、次年度も実習受入れ中止を検討している医療機関も出ている。学生は、現場の雰囲気やスタッフの動きを十分理解できないまま就業先を決定することとなり、就業後の離職者増加が懸念される。

また、実習の受入れを行う場合であっても、密集を避けるため実習グループを細分化して少人数単位で実施する等の配慮から、受入れ医療機関において、より多くの看護職員を指導員に任命する必要があるが、これにより本来業務に従事する看護職員が不足し、1人あたり業務量の増加が見込まれる。

臨床実習や就職後の院内研修を適切に実施するため、コロナ禍により既存体制での実習等の実施が困難となっている医療機関等に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、以下の支援を行うこと。

- 実習学生を受入れる医療機関等における、実習学生による院内感染を防止するための設備整備（パーティション、空気清浄機等）や、実習受入れにより追加的に発生する人件費について支援措置を講じること
- 4月以降に各医療機関で、従来の学生が臨床実習で修得してきた内容を追加して適切な院内研修が行えるよう、追加的に発生する教育担当者の人件費等の教育に必要な経費について、支援措置を講じること

## ④ 保健所の体制強化等に向けた財政支援

- ・ 保健所や衛生研究所の体制強化等に伴う経費について、適切な財政措置を講じること

## ⑤ 国民健康保険に対する財政支援

- ・新型コロナウイルス感染症対策として行った診療報酬上の対応について、地方及び被保険者への負担転嫁を防ぎ、国保財政の安定運営を図るため、国において必要な財政措置を講じること

### 【国制度の問題点】

- ・国民健康保険の仕組み上、保険者が負担する保険給付費の財源のうち、1/2を占める公費は保険給付に連動して増額されるが、残りの部分は主に保険料で賄われるため、被保険者の保険料転嫁につながってしまう。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応により加算される診療報酬は、医療機関における院内感染防止対策等に要する費用として、国で負担すべきである。

- ・現在、被用者に限定している新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給対象に、事業主・フリーランス等の労働者を加え、そのための財政措置を国が行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・現在、国が財政支援の対象とする傷病手当金の給付対象は被用者に限られ、事業主やフリーランスが対象外とされており、国保被保険者間で新型コロナウイルス感染時の療養支援に格差が生じている状況である。

- ・感染症(疾病)対策への対処は高度に専門的性格を有するものであるため、感染症(疾病)対策庁など、感染症対策に関する専門的な国の行政組織を創設すること

## (8) 症例分析結果を踏まえた医療現場での活用方策の構築 【厚労】

- ・HER-SYS や国立国際医療研究センターをはじめとする新型コロナウイルスにかかる医療機関情報を活用した解析を進め、「病原体検査の指針」「診療の手引き」等ガイドラインに迅速に反映できる支援体制を構築すること

## (9) 保健所機能の強化等 【法務、厚労】

### ① 感染者情報の統一的な公表基準の検討

- ・感染症法において感染者情報の公開が定められているが、その基準がなく各自治体が公開している情報に差異が生じているため、国において統一的な公表基準を定めること

### ② 積極的疫学調査等の実施体制の充実

- ・新型コロナウイルス感染症患者の発生届については、感染症法上「最寄りの保健所」と規定されており、管内に帰国者・接触者外来等のある保健所設置市では、管外在住者の発生届受理件数が多数あった。この届出に基づき保健所設置市が調査を実施し、住所地の保健所に施設・接触者等の調査を依頼するが、積極的疫学調査に伴う専門職の確保や依頼の事務手続きに時間を要したことから、「最寄りの保健所」という考え方を結核対策と同様に原則「居住地の保健所が調査実施」とするなど全国統一の対応がとれるよう取り扱いを徹底すること。

## (10) 感染症対策に関する専門的な行政組織の創設 【内閣官房、内閣府、厚労】

- ・感染症(疾病)対策への対処は高度に専門的性格を有するものであるため、感染症(疾病)対策庁など、感染症対策に関する専門的な国の行政組織を創設すること

## (11) 医療従事者や感染者等の人権対策の強化

【法務】

- ・デマの拡散や差別・偏見は、人権侵害や新たに感染が確認された場合の情報提供・公開を躊躇することにもつながるため、継続的な広報や啓発の実施など、医療従事者や感染者及びその家族等の人権を守る対策を講じること

## (12) 感染ルート等の科学的検証

【厚労】

### ① 感染発生源特定のための方策

**新**・新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合、保健所が応ずべきことを命令できることや虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料が規定されたことなど、積極的疫学調査の実効性確保にむけた国民への情報発信を積極的に行うこと

**新**・感染拡大期においては、疫学調査の優先順位等も不可欠になることから、国立感染症研究所感染症疫学センターの新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）の充実を図ること

### ② 国や地方自治体間の情報連携の充実

**新**・地方自治体における電子的方法の活用（HER-SYS：新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）にむけた関係団体への啓発及び研修会等の支援を充実し、優良事例の紹介など自治体への発信を積極的に実施すること

### ③ 「新しい生活様式」に関する科学的根拠の明示等

- ・「新しい生活様式」の中には、マスクを着用しながらの身体的距離の確保の必要性など科学的根拠が不明確な中で実践されているものがあり、日常生活や社会経済活動に大きな制約が伴うものとなっているため、具体的な科学的根拠に基づき、その必要性について、国民に丁寧に説明すること
- ・科学的根拠を踏まえ、必要に応じて「新しい生活様式」の見直しについても柔軟に検討すること

## (13) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等

【内閣官房】

### ① 社会活動規制

#### ア 特定都道府県知事としての要請・命令に関する事前協議等

- ・第24条第9項の協力要請、第31条の6第1項の要請、同条第3項の命令及び同条第5項の公表、第45条第2項の要請、同条第3項の命令及び同条第5項の公表について、地域の実情に応じて弾力的な運用を行うとともに、その事前協議等については迅速かつ効果的に対応すること。

#### イ 事業者への休業協力支援金等の支給

- ・国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと

## ② 感染防止対策の義務化

- 全国的に多くのクラスターが発生している接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等の中には、感染防止対策が不十分なものが多い。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを法に基づき基準化し、これに基づく感染防止対策を義務づけ、違反する施設において患者が発生した場合には営業停止処分等の行政処分を行うことができるよう、食品衛生法と同様の規定を設けること。

### 【営業停止に関する規定（食品衛生法第55条、第56条）】

都道府県知事は、営業者が法の規定による基準に違反した場合においては、その営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- 業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）を国として基準化し、これに基づく感染防止対策を義務づけること

## ③ 国民への周知・啓発の強化

- 国として、分科会で示された感染リスクが高まる5つの場面や感染リスクを下げる工夫など、国民の諸活動における注意事項の周知徹底を行うこと

## 主(14) 被災地応援職員・ボランティアへの行政検査の実施

【厚労】

- 感染症対策と災害対応の両立を図るため、被災地への応援職員はもとより、ボランティアの方に対してもPCR検査を自己負担のない行政検査として実施すること。

### <大規模災害ボランティアへのPCR検査の実施>

コロナ禍における大規模災害被災地での感染を予防し、ボランティアの安全を図るため、ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対し、県立健康科学研究所を活用したPCR検査の受検支援体制を整備

- 対象者 ひょうごボランティアプラザが、①大規模災害発生時に緊急を要すると判断し、②被災地の災害ボランティアセンターへ派遣する災害ボランティア
- 実施方法 ひょうごボランティアプラザから県立健康科学研究所に検査を委託
- 自己負担額 なし（検査に要する費用を「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」（財源：ふるさとひょうご寄附金）により支援し、実質無償とする。）

## (15) 社会福祉施設等における感染対策の強化

【厚労】

### ① 感染対策の強化

- 職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも、継続的に福祉サービスが提供できるよう、都道府県等による応援体制構築のための全国統一の行動マニュアルの整備や、社会福祉施設に対する専門的な研修、財政支援など必要な措置を講じること

### 【兵庫県 社会福祉施設における感染症対策方針（R2.6.29策定）】

- 高齢者、障害者等の入所施設において、患者が発生した場合の基本的対応方針を定めることにより、施設内感染を防ぐための仕組みを整備
- 患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣等の仕組みを整備
- 感染者が発生した高齢者や障害者の福祉サービス事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合の必要な経費については、サービス継続支援事業の補助対象となっているが、濃厚接触者が発生した事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合についても、補助対象として認めること。

## (16) 大学における感染症予防対策の強化

【文科】

- ・小中高等学校等では概ね授業が再開されたが、多くの大学では依然として遠隔授業が高い割合を占め、本格的な対面授業の再開には至っていないことから、早期の本格的な対面授業の再開に向け、具体的な手順を示すガイドラインの早期策定や感染防止対策に対する財政支援(経常費補助の増額、補助制度の創設)など、必要な措置を講じること
- ・新型コロナウイルス感染症への対策を充分に実施するため、大学・専修学校(専門課程)・各種学校(幼小中高相当課程等を除く)を学校保健特別対策事業費補助金(国:設置者=1:1)の補助対象に追加すること

### 【国制度の問題点】

- ・小中高等学校においては、学校保健特別対策事業費補助金(国:設置者=1:1)を活用して感染症対策が実施できるが、大学等は対象外となっている。
- ・看護系大学について、実習先や学内演習に必要な感染症対策を講じることができるよう、専門学校等の介護福祉養成施設等と同様に医療提供体制推進事業費補助金を措置すること

### 【国制度の問題点】

- ・専門学校等の介護福祉士養成施設においては、医療提供体制推進事業費補助金を活用して実習先や学内演習に必要な感染拡大防止策を講じることができるが、看護系大学には同様の措置が無い。

## (17) 警察装備資機材の整備等

【警察】

- ・新型コロナウイルスに関連した事案への対応時に、警察職員の二次感染を防止するため、警察装備資機材等の整備を進めること
- ・被留置者及び看守勤務員の感染予防に伴う衛生用品等の配備強化を行うこと
- ・感染予防のための空調設備や陰圧機能を持つ留置室、介護用ベッド等が設置された介護室、感染の疑いのある被留置者を処遇した看守勤務員を一定期間宿泊させる看守勤務員宿泊施設等を備えた感染予防専用留置施設を設置すること
- ・部外通訳人、各種講習等の民間委託業者等の感染防止対策を行うこと

### 【提案の背景】

- ・看守勤務員は閉鎖された空間である留置施設において被留置者の処遇を行わなければならないが、ウイルス感染予防のための備品が未だ不足している。
- ・感染拡大を防止するため、留置開始時から感染の疑いのある被留置者を陰圧室などを備えた感染予防専用留置施設へ留置するなど適切に処遇する必要がある。

### 【提案する装備資機材等】

- ・感染症防護キット9,420着
- ・自動手指消毒器 ・非接触型体温計 ・加湿器及び次亜塩素酸空気除菌脱臭機
- ・紫外線殺菌機 ・陰圧機付護送車両
- ・マスク、アルコール消毒液
- ・アルコール感知器

### 3 事業継続・雇用確保対策の充実

#### (1) 需要喚起対策の実施

【内閣府、農水、国交】

- ・ 本年4月～6月期の実質国内総生産は年率換算すると戦後最悪の28.1%減となり、需給ギャップも顕在化している。

地域経済への影響が長期化・深刻化しているなか、必要な経済対策は、景気浮揚に向け需要を喚起することである。

このため、①基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、②情報通信基盤の整備等ハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行うこと。

##### 参考①：地域経済への影響

<実質国内総生産> 4～6月期▲7.9%、年率換算▲28.1%[戦後最悪]

<需給ギャップ> (内閣府推計) 4～6月期▲10.2% [1980年の推計開始以降で最悪]

(日銀推計) 4～6月期▲4.83% [2016年7～9月期以来のマイナス]

##### 参考②：リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金

ア 地域活性化・公共投資臨時交付金 (1兆4,000億円)

イ 地域活性化・生活対策臨時交付金 (6,000億円)

ウ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 (5,000億円)

#### (2) 更なる消費喚起対策の推進

【内閣府、農水、経産、観光】

- ・ 商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や、観光業や飲食業など地域経済の活性化を図るGo To キャンペーン実施後においても、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること

#### (3) 感染防止対策に対する重点的な支援

【文化、農水、経産、観光、環境】

- ・ 事業再開の前提となる感染防止対策（換気設備や衛生管理用品の整備、飛沫防止対策等）を重点的に支援するため、中小事業者や商店街などの取組に関する新たな国の補助制度を創設するなど、重点的な支援を行うこと

#### (4) 事業継続に向けた支援の充実

【内閣官房、経産】

第4波の感染再拡大の影響等により、地域経済の見通しは不透明感を増している。

戦後最悪のマイナス成長となった昨年4～6月期のような急激な悪化を防ぐためにも、事業継続を強力に支援し、地域経済を下支えする必要があることから、以下について提案する。

##### ① 迅速な給付・融資の実行

- ・ 一時支援金、政府系金融機関における融資などについて、可能な限り早期に必要な支援を受けることができるよう、人員等の体制強化や審査の簡素化などを図ること

##### ② 持続化給付金等の再度の支給

- 新**・ 本年2月に申請期間が終了した持続化給付金及び家賃支援給付金について、再度の支給を行うこと

**新**・本年5月に申請期間が終了した緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金等について、今後も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられた場合には、再度の支給を行うこと

**新**・その際には、前年同月比で50%以下(※)としていた売上要件の緩和、営業時間短縮要請に係る協力金に準じた売上高に基づく給付額の設定など、制度の見直しを行うこと

※ 中小企業制度融資(無利子・無保証料貸付)：▲5%(小規模企業者)、▲15%(中小企業者)  
雇用調整助成金：▲5%

### ③ 中小企業生産性革命推進事業の新型コロナウイルス感染症対応「特別枠」の継続・復活(工業振興)

・持続化補助金、ものづくり・商業・サービス補助金、IT導入補助金について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資に対し、補助率又は補助上限を引き上げる「特別枠」を継続・復活すること。

【中小企業生産性革命推進事業】						
＜補助上限額・補助率＞						
補助金名	持続化補助金		ものづくり補助金		IT導入補助金	
	小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援		中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助		バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	
区分	一般型	50万円 ・2/3	一般型	1,000万円 ・1/2 (小規模2/3)	通常枠	450万円 ・1/2
	特定創業支援等	100万円 ・2/3	低感染リスク型ビジネス枠	1,000万円 ・2/3	特別枠 (非対面化)	450万円 ・2/3
	—	—	グローバル展開型	3,000万円 ・1/2	特別枠 (クラウド化)	150万円 ・2/3

### 主④ 資金繰り支援の強化

#### ア 都道府県の無利子・無保証料融資制度の申込再開

・政府系金融機関における実質無利子・無担保融資については当面年末まで継続されることとなったが、政府系金融機関は都市部を中心に立地し窓口も限られているため、事業者の利便性向上の観点から、本年3月末で保証申込が終了した都道府県の無利子・無保証料融資制度の申込を再開し、中小事業者の資金繰り支援を強化すること

#### イ セーフティネット(SN)保証4号の指定期間の延長

・融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、SN保証4号の指定期間(9月1日まで)を延長すること

#### ウ セーフティネット(SN)保証5号の全業種指定の継続

**新**・8月1日より、SN保証4号より売上要件が緩いSN保証5号の指定対象業種が減少(全業種(1,145業種)→535業種)する予定であるが、県内地場産業においてコロナ禍の影響を受けているにもかかわらず対象外となる業種(線香、利器工匠具(かんな、のみ、包丁等))が存在するため、引き続き全業種指定とすること

**[信用保証制度の概要]**

信用保証の種類	対象	売上要件	保証割合	指定期間
SN保証4号	地域指定(現在、全国指定)	△20%	100%	9月1日
SN保証5号	業種指定(全業種指定(1,145業種))	△5%	80%	7月31日(※)
危機関連保証	全国・全業種指定	△15%	100% (SN保証と別枠)	12月31日

※8月1日～12月31日は、535業種を指定

**[新型コロナウイルスに関連する兵庫県中小企業制度融資]**

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス対策貸付 (R2.2.25～当面の間)	SN保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.70% (0.80%※1)	2.8億円	10年(2年)以内
②経営活性化資金 (R2.3.16～R3.9.30)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.80%※1)	5,000万円	10年(1年)以内
③借換等貸付 (R2.3.16～R3.9.30)	県制度融資の借換		0.70% (0.80%※1)	2.8億円	
④新型コロナウイルス危機対応貸付 (R2.3.16～R3.12.31)	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.70% (0.80%)		2.8億円
⑤新型コロナウイルス感染症対応資金 (R2.5.1～R3.5.31) (保証申込はR3.3.31で終了)	最大で当初3年無利子、保証料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0.00% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)	6,000万円	10年(5年)以内
⑥新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付 (R2.6.22～R3.5.31)	⑤の限度額超の資金ニーズに対応	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年)以内
⑦伴走型経営支援特別貸付 (R3.4.1～R4.3.31)	経営改善等を行う場合の保証料負担軽減	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	0.90% (0.20%)	i 4,000万円 ii 2,000万円 (※2)	10年(5年)以内(※3)

※1 SN保証を利用する場合(一般保証を利用する場合は、第5区分で1.15%)

※2 iiはiの4,000万円を利用していることが前提(2口となるが、合計6,000万円まで申込可能)

※3 危機関連保証で利用する場合、iiの据置期間は2年以内

**<利用実績 (R3.7.16現在) >**

区分	R3年度		(単位：件、億円)	
	件数	金額	参考：R2年度	
	件数	金額	件数	金額
①コロナ対策貸付	108	17	2,077	444
②経営活性化資金	211	53	626	185
③借換等貸付	36	7	161	53
④危機対応貸付	116	17	1,257	476
⑤無利子資金	5,208	1,190	53,324	8,869
⑥保証料応援貸付	1,281	184	2,766	862
⑦伴走型経営支援特別貸付	57	11	—	—
計	7,017	1,479	60,211	10,889

**エ 返済猶予や弾力的な返済条件の変更等**

**新**・新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中で事業者は既往債務の据置期間終了などに直面しているため、返済猶予や返済条件の変更等への弾力的な対応について、金融機関への指導を強化すること

## オ 損失補償に対する支援

- ・融資実績の増に伴い、県の信用保証協会への損失補償も多額にのぼることが懸念されるため、(一社)全国信用保証協会連合会からの補助割合を引き上げるなど、支援措置を講じること

- 新**・融資残高の増に伴い、金融機関への預託金調達のためのコスト増も見込まれるため、国庫補助金の創設等の支援措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け融資制度については、既に過去に例のない規模の融資額となっている。これにより、今後の県損失補償額も多額にのぼると見込まれる。  
 <損失補償割合>

区分	損失補償割合
SN保証4号(100%保証)	日本政策金融公庫80%、 <b>県6%</b> 、全国信用保証協会連合会14%
危機関連保証(100%保証)	日本政策金融公庫90%、 <b>県6%</b> 、全国信用保証協会連合会4%

### [本県影響額の試算]

- ・R2及びR3融資分に係る損失補償  
 (R2融資実績額：1兆1,000億円及びR3融資目標額：8,000億円に、リーマン・ショック時(H21)の県制度融資の代位弁済率(約7.5%)を乗じて推計)

(単位：億円)

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
5	13	15	13	9	6	5	4	3	3	2	78

## 主⑤ 月次支援金の要件緩和、給付上限額の引上げ等

- ・緊急事態措置等により影響を受けている事業者は酒類販売事業者に止まらず、またその影響も全国に及んでいるため、全国一律に、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けている全ての事業者について30%減まで緩和すること

### 【国制度の問題点】

- ・協力推進枠の対象となる売上要件の緩和(50%減→30%減)については、酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に限られている。
- ・また、その場合の財源は、地方創生臨時交付金の協力要請推進枠に加えて都道府県の2割負担が求められ、事業者にとっても、申請先が50%減の場合は国、30%減の場合は都道府県となるため分りにくい。

- ・飲食店等への休業要請などに伴う協力金と比較して少額となっている給付上限額の引上げを行うこと

※ 月次支援金	⇔	休業要請・時短等協力金
法人：20万円/月		飲食店(緊急事態措置)：120万円/月(4万円×30日)
個人：10万円/月		テナント：60万円/月(2万円×30日)

- ・一時支援金も含め、迅速な支給を行うこと。

## ⑥ 商工会・商工会議所に対する支援の充実

- ・コロナ禍により増加している窓口相談等に対応するため、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業(※)」と同様に予算額を確保し、十分な支援を行うこと

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業
・R2二次補正額 114億円
・事業内容 ①経営相談体制の強化 商工会・商工会議所で経営相談に対応する相談員の配置 等
②専門家派遣体制の強化 地域プラットフォーム(注)が、専門家を無料で派遣する体制を強化 等

＜兵庫県 商工会・商工会議所の相談機能強化事業（R3 新規事業：1 億 3,920 万円）＞  
 商工会・商工会議所が OB 等を雇用する経費を臨時的に支援  
 ・補助対象 商工会、商工会議所（全 46 団体）  
 ・対象経費 窓口相談に対応する OB 等の人件費  
 ・上限金額 160 万円～640 万円（各団体の規模による）  
 ・期 間 原則 1 年間

## ⑦ 事業継続計画（BCP）の策定支援

- ・感染症対策を含んだ BCP 策定ガイドラインの公表や専門家の派遣など、中小企業の取組に対する支援を早期に行うこと

## ⑧ 事業者への時短協力支援金等の支給

- ・本県をはじめ各地方公共団体が実施している、時短要請に応じた事業者等に対する支援金などについて、特例的に非課税扱いとすること
- ・国の基準に基づいて都道府県が時短要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、時短協力支援金等の財政措置を行うこと

## (5) 観光事業者に対する支援等

【農水、経産、観光】

### 主① 地域観光事業支援の柔軟かつ弾力的な運用

- 新・ 都道府県が県域で実施する地域観光支援事業については、感染状況がステージⅡ相当以下となった場合に開始できることとなっている。

しかし、緊急事態措置やまん延防止重点措置等の長期化により、本県をはじめ未だ事業開始に至っていない都道府県が多いことから、予約・販売の期限(10 月末)及び割引適用・クーポンの配布期限(12 月末)について、令和 4 年度以降も含め、期限を延長すること。

- 新・ 感染状況や県域の特性などの実情を踏まえ、県内全域一律実施ではなく、感染が落ち着いている市町に限定して先行事業開始できるようにすること
- 新・ Go To トラベル事業と同様に、感染拡大時のキャンセル料に対する補填費用も対象経費として認めるなど、柔軟かつ弾力的な運用を行うこと

### ② 実効性ある Go To トラベル事業の展開

#### 主ア キャンペーン全体

- 新・ 観光業の本格的回復には相当期間を要すると考えられるため、Go To キャンペーンの再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和 4 年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること
- ・ 今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねる事業スキームの構築を検討すること
- ・ Go To キャンペーン事業の実施にあたっては、再開・一時停止に関する具体的な判断基準を設けること
- ・ 国民に対して、HPをはじめとする多様な広報媒体により、分かりやすく制度の周知を図ること

## イ Go To トラベル事業

- ・更なる対策を講じる際には、今回の事業効果や課題等を検証し、人気観光地への利用が集中しないスキームなど、事業設計について改めて検討すること

**新**・事業実施に際しては、観光関連事業者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに、現場での混乱が生じにくい方法で実施すること

## ウ Go To Eat事業

- ・原則4人以下の単位での飲食を呼びかけるにあたり、ポスター、チラシ印刷代などの必要な経費を、委託事業者に追加措置すること

**新**・感染拡大により食事券の販売停止・利用自粛期間が長期化しているため、消費者への周知等のかかり増し経費を、委託事業者に追加措置すること

## **主**③ スキー場など少雪の影響を受けている地域の活性化支援

- ・近年の暖冬の影響を受け、年間を通じた安定的な経営、誘客が課題となっているスキー場について、グリーンシーズンの教育旅行や合宿の誘致、体験型コンテンツ(キャンプ、マウンテンバイク等)の造成やスキー場設備の高度化に関する新たな支援策を創設すること

## **主**(6) 商店街に対する支援 **【経産】**

**新**・商店街の活性化に向けて、ECサイトの活用や共同宅配など、ポストコロナを見据えた新たな事業展開に取り組む商店街を支援するため、新たな支援策を創設すること

**新**・プレミアム付商品券などの消費喚起対策を地方公共団体が継続的に実施できるよう、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による支援を行うこと

**新**・外出自粛等の長期化の影響を受けた商店街の活気を取り戻すため、商店街イベント等を支援する Go To 商店街事業の再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること

## (7) 交通事業者に対する支援 **【国交】**

### ① 感染症対策に資する実証運行支援事業の拡充

**新**・外出自粛やテレワーク、営業時間短縮等の影響により輸送人員が減少している地域公共交通機関の維持・存続のため、地域公共交通活性化・継続事業について、支援期間を延長すること(現行:1ヶ月 → 提案:2ヶ月)

### ② 観光需要受入のための環境整備事業の拡充

**新**・鉄道・バス・タクシー事業者等の高性能空気清浄機の導入を支援するため、観光需要受入のための環境整備事業(国 R2 三次補正予算)について、十分な予算額を確保するとともに、補助率(1/2)の引上げを行うこと

### 主③ 鉄道事業者に対する支援の充実

- ・収支悪化により、安全輸送設備に関する老朽化対策等の先送りを余儀なくされている地域鉄道事業者に対し、計画的な更新等が行えるよう、鉄道軌道安全輸送等整備事業の国庫補助率を引き上げること（国 1/3 → 1/2）

- 新・国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で定めているとおり、指定公共機関（特に、輸送人員が減少する中でも運行継続している JR 等の鉄道事業者）の事業継続に必要な支援を行うこと

#### 【提案の背景】

指定公共機関の事業継続に政府が必要な支援を行うとしているにも関わらず、JR等の鉄道事業者への十分な支援がなされておらず、コロナ禍による経営悪化によりローカル線の存続が問題視される状況となっている。

### 主④ バス事業者に対する支援の充実

- ・利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額（経常経費の 9/20）の撤廃や、輸送量要件の緩和（現行：15 人以上→提案：2 人以上）など支援措置を講じること

### 主⑤ 航空事業者に対する支援の充実

- ・ 航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること  
〔※本県 但馬－伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、  
県が補助 [R3 当初予算額：1 億 7,957 万円]〕

### ⑥ 公共交通の安全 PR

- ・公共交通の利用促進のため、風評被害が生じないように、国においても公共交通の安全 PR を強化すること

## 主(8) 芸術文化活動に対する支援

【文化】

- 新・本格的な芸術文化活動の再開・実施には相当期間を要すると考えられるため、令和2年度3次補正予算で計上された文化庁の「ARTS for the future! (コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)」「文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業」や、経済産業省の「コンテンツグローバル需要創出促進事業」について、令和4年度も継続・充実して実施すること

### <文化庁 R2.3次補正予算 ARTS for the future! (250億円)>

- ・対象分野 音楽、演劇等（文化芸術基本法に定める文化芸術分野）
- ・対象経費 公演の開催費用、キャンセル料及びキャンセルに伴う動画の製作・配信費用
- ・補助上限額 2,500万円/1団体（公演等の従事人員数等により、異なる）

### <文化庁 R2.3次補正予算 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業 (50億円)>

- ・対象事業者 劇場・音楽堂、博物館、ライブハウス、映画館等
- ・補助率 1/2
- ・対象経費 消毒液・マスク、赤外線カメラ、空気清浄機などの感染対策（400万円）、（補助上限額）システム環境や課金システムなど、配信等の環境整備（1億円）等

### <経済産業省 R2.3次補正予算 コンテンツグローバル需要創出促進事業 (314億円)>

#### ア 公演の開催費用等の支援

- ・対象分野 音楽、演劇等（文化芸術基本法に定める文化芸術分野）
- ・対象経費 公演等の実施に要する費用、PR動画の製作・配信に関する費用
- ・補助率 1/2
- ・補助上限額 3,000万円/1件

#### イ 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援

- ・対象分野 公演、展示会、遊園地・テーマパーク
- ・対象経費 延期・中止した公演・展示会や休園した遊園地等のキャンセル費用、PR動画の製作・配信に関する費用
- ・補助率 10/10
- ・補助上限額 2,500万円/1件

- 新・コロナ禍による活動自粛で芸術文化活動が途絶えてしまわないよう、地域で活動する個人、グループ等による芸術文化活動を対象とした新たな支援策を創設すること

## (9) 農林水産事業者への支援

【農水】

### 主① 農林水産事業者への支援の継続、充実

- 消費拡大に向けた大胆なキャンペーンを展開するとともに、令和2年度3次補正予算で計上された高収益作物次期作支援交付金、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業、特定水産物供給平準化事業、学校給食への食材提供等を支援する国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業を令和4年度も継続・充実するなど、農林水産事業者への支援を行うこと

#### <R2.3次補正予算 高収益作物次期作支援交付金 (1,343億円)>

- 支援内容 次期作に前向きに取り組む生産者に対し、種苗等の資材購入や機器レンタル等の経費を支援
- 支援単価 野菜、果樹、花き、茶等：5万円/10a、施設栽培の花き等：80万円/10a、施設栽培の果樹：25万円/10a

#### <R2.3次補正予算 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (176億円)>

- 支援内容 経営体質の強化に取り組む肥育農家に対し、出荷頭数に応じた奨励金を交付
- 支援単価 出荷頭数に応じて2万円/頭

#### <R2.3次補正予算 特定水産物供給平準化事業 (5億円)>

- 支援内容 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分、保管分、入出庫料、加工料、運搬料を支援

#### <R2.3次補正予算 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 (340億円)>

- 支援内容 学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等を支援

## ② 農業者への支援

### 主ア 酒米生産者への支援

- 保管期間の延長に伴う集荷業の経費負担を軽減するため、米穀周年供給・需要拡大支援事業の維持管理経費に対する補助率を引上げること(国庫1/2→10/10)
- 令和3年産の酒米については生産調整による対策を行っているものの、緊急事態宣言の度重なる発令により更なる需要減少が想定されるため、米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差に対して、新たな支援策を創設すること

### イ 野菜や花き、果樹等の生産者への支援

(高収益作物次期作支援交付金の運用見直しの改善等)

- コロナ収束後に向けた生産体制の強化等を図るため、令和4年度においても同交付金を継続するなど、必要な予算を確保すること

## ③ 畜産業者への支援

- 外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された畜産経営に関する支援策を拡充するとともに、令和4年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

#### [国補正予算で措置された主な事業]

- 肥育牛経営等緊急特別支援対策事業  
(経営体質の強化に取り組む肥育農家への取組支援(出荷頭数に応じて2万円/頭を交付)等)
- 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業(学校給食への食材提供等)

- ・枝肉価格の下落等による収入減を補填する「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」について、3年間程度の時限措置として、生産者の負担割合(1/4)の国負担や補填割合の拡充(9割→10割)など、生産者の経営安定化を図ること

#### ④ 水産業者への支援

- ・ 外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された漁業経営に関する支援策を拡充するとともに、令和4年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

##### [国補正予算で措置された主な事業]

- ・ 特定水産物供給平準化事業  
〔 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分〕  
〔 保管分、入出庫料、加工料、運搬料を助成〕
- ・ 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業  
(漁業団体等が行う販売促進の取組(学校給食への提供を含む)を支援)

- ・ 魚価の下落等による収入減を補填する「積立ぶらす」について、3年間程度の時限措置として、漁業者の負担割合(1/4)の国負担や補填割合の拡充(9割→10割)など、漁業者の経営安定化を図ること

**主**(10) 雇用確保対策の推進等

**【厚労】**

① 雇用調整助成金の特例措置等の更なる延長

- 雇用調整助成金の特例措置等は、5月以降、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等に協力する事業主や特に業況が悪い事業主などに限り、従来の特例措置が継続された。

しかし、緊急事態宣言等の長期化の影響が全国的に拡大していることを踏まえ、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減内容（対象事業主、助成額の上限、助成率）については、縮減前と同等となるよう遡及適用を行うこと。

	判定基礎期間の初日	～4月末	5～9月	
中小企業	原則的な措置（※1） 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5( <u>9/10</u> ) <u>13,500円</u>	
	業況特例（※2） 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	—	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置（※1） 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) <u>13,500円</u>	
	業況特例（※2） 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
	営業時間の短縮等に協力する事業主	緊急事態宣言	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
		まん延防止等重点措置		4/5(10/10) 15,000円

注 金額は1人1日あたりの上限度、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 原則的な措置

最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少  
(比較対象とする月については、柔軟に取り扱い)

※2 業況特例

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上高等)を比較し、Aが30%以上減少

- ・ A：被雇用者の休業初日が属する月から遡って3ヶ月間の生産指標
- ・ B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

- 新**・学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること

## ② 緊急雇用創出事業の創設

- 本県の5月の有効求人倍率は0.94倍となり、1倍を下回る状況が続いている。今後、雇用調整助成金の特例措置等が終了すれば、いわゆる隠れ失業者が表面化することから、雇用情勢の更なる悪化が懸念される。

労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

### 【本県の有効求人倍率の推移】

R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5
0.98	0.93	0.93	0.93	0.93	0.92	0.95	0.94	0.94	0.93	0.94

## 主(11) 総需要対策の実施

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

- 新**・新型コロナの感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するために、早期の補正予算編成や予備費の充当などにより、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずること
- 新**・具体的には、公的施設における感染防止のための改修、基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、情報通信基盤の整備等のハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行う必要があり、建設国債も活用し、早期に相当規模の経済対策を実施すること

### ※ 本県の主な取組

#### 【防災・減災対策】

分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化

計画名	期間	R4年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26～R5年度	82億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1～R10年度	12億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1～R10年度	259億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26～R5年度	769億円
第4次山地防災・土砂災害対策計画	R3～R7年度	741億円
地域総合治水推進計画 (河川対策アクションプログラム)	R2～R10年度	1425億円
兵庫県高潮対策10箇年計画	R1～R10年度	250億円
兵庫県防災工事等推進計画	R3～R12年度	640億円

## 4 生活に困窮されている方への支援

### 主 (1) 生活福祉資金の継続等

【厚労】

- ・ 現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を令和3年9月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること
- ・ 償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること

新

- ・ 生活困窮者自立支援金について、生活福祉資金貸付の利用を支給の前提とするのではなく、住民税の課税状況や新型コロナウイルスの影響による所得の減少等がある者に対して支給することができるよう、制度の見直しを行うこと

### (2) 住居確保給付金の要件緩和等

【厚労】

- ・ 住居確保給付金の収入要件が厳しく支給対象とならない方が多くいることから、生活保護基準と同程度に収入要件を緩和するとともに、手続きを簡素化すること
- （ ※ 収入要件  
申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）  
+ 家賃額以下であること（家賃額は、住宅扶助基準に基づく額が上限） ）
- ・ 住居確保給付金や一時生活支援事業の地方負担の増加が見込まれるため、適切な財政措置を講じること

### 主 (3) 大学生等に対する支援の充実

【文科】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること

- （ ※ 収入要件（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安）  
・ 高校生：世帯年収約910万円未満  
・ 大学生等：世帯年収約380万円未満

※ 令和2年度には学生支援給付金が支給（10万円（住民税非課税世帯20万円））されたが、令和3年度には実施されていない。

### (4) 私立高等学校授業料の軽減

【文科】

- ・ 前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国負担（現行：国1/2）で負担すること

### (5) 幼児教育・保育無償化対象者の拡充

【内閣府】

- ・ 幼児教育・保育の無償化について、0～2歳児は住民税非課税世帯を対象としているが、離職や収入が減少している者などについては、全額国負担により対象とすること

## 5 地方財政への支援

### 主(1) 令和4年度地方財政計画の充実

【総務】

#### ① 一般財源総額の確実な確保

- 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、経済活動が停滞することで、令和4年度は交付税原資となる国税や地方税について、令和2年度及び3年度に引き続き、リーマン・ショック時と同様、大幅な減収のおそれがある。

このような中においても、新型コロナウイルス感染症対策以外にも、社会保障や防災・減災対策、地方創生、デジタル社会の実現に要する経費等については、地方財政計画に的確に反映し、更なる財源確保を図る必要がある。

地方一般財源総額については、骨太の方針2021において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、実質同水準の確保のみならず、一般会計による加算措置を行うなどにより、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること。

#### 【税収関係におけるリーマン・ショック時(H20.9)との比較】

(単位：百万円、%)

区 分	H20年度	H21年度		H22年度		R元年度	R2年度		R3年度		
			前年度比		H20年度比			前年度比	前年度比	R元年度比	
(地消費税除き) 全税目計	699,867	622,089	▲ 11.1	632,488	▲ 9.6	(791,446) 795,119	(754,076) 794,899	(▲ 4.7) ▲ 0.0	(716,446) 764,700	(▲ 5.0) ▲ 3.8	(▲ 9.5) ▲ 3.8
法人2税等	212,426	147,625	▲ 30.5	166,588	▲ 21.6	252,786	227,839	▲ 9.9	194,371	▲ 14.7	▲ 23.1
法人2税	212,426	121,127	▲ 43.0	108,006	▲ 49.2	168,865	149,023	▲ 11.8	134,471	▲ 9.8	▲ 20.4
地方法人 特別譲与税	0	26,498	皆増	58,582	皆増	83,921	78,816	▲ 6.1	59,900	▲ 24.0	▲ 28.6
(増税除き) 地方消費税	99,570	96,421	▲ 3.2	105,733	6.2	(191,364) 195,037	(181,009) 221,832	(▲ 5.4) 13.7	(182,982) 231,236	1.1 4.2	(▲ 4.4) 18.6
参考：地財地方税 (兆円)	40.5	36.2	▲ 10.6	32.5	▲ 19.8	40.2	40.9	1.7	38.3	▲ 6.4	▲ 4.7
参考：地財財源不足 (兆円)	5.2	10.5	101.9	18.2	250.0	4.4	4.5	2.3	10.1	124.4	129.5

※R2年度は最終予算、R3年度は当初予算

#### ※H22年度地方財政計画

- ・ 財源不足額 18.2兆円 (過去最大、仮試算時13.7兆円)
- ・ 地方一般財源総額 (水準超経費除き) 58.8兆円 (+1.0兆円)
- ・ 別枠加算 (地域活性化・雇用等臨時特例費) 1.0兆円

## ② 各団体における必要額の確保

- 新・個別団体における地方交付税の算定にあたっては、新型コロナの影響による国税や地方税の減少等を適切に捕捉するとともに、留保財源の縮減について、令和3年度の地方財政計画において措置された基準財政需要額の増額等の対応を引き続き実施し、各団体における必要な額を確保すること

### 【令和3年度地方財政計画における留保財源縮減への対応】

- 地方財政計画上、地方税等の減少に伴う地方単独事業の財源減少に対し、基準財政需要額の増額により、地方交付税額を確保

[本県における地方交付税等の算定(R3当初予算時点の試算)]

(単位:百万円)

区 分	R3当初予算 A	R2年間 B	A - B
交付基準額(①-②) (普通交付税+臨財債)	475,000	380,982	94,018
①基準財政需要額	958,722	934,597	24,125
個別・包括算定経費	783,957	759,259	24,698
②基準財政収入額	483,722	553,615	△ 69,893

**主** (2) 減収補填債の対象拡充

【総務】

① 地方消費税など対象税目の拡充等

- ・令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により地方財政計画で見込んだ税収額を下回る税目については、令和2年度に拡充した税目以外の税目も含めて、減収補填債の対象として必要な補填措置を講じること
- ・減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと

【令和2年度の拡充内容】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税)を対象税目に追加
- ・地方財政法5条の特例債であり、元利償還金に対して交付税措置(地方消費税率引上げ分、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税は100%。それ以外の税目は75%。)

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11～H18	H19	H20	H21～R1	R2
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税 特別法人事業譲与税 (R2～)	—	—	—	—	—	◎ (H21から 譲与開始)	◎
	所得割				○			
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○						◎
	地方消費税		○					◎
	軽油引取税 たばこ税 ゴルフ場利用税 地方揮発油譲与税 航空機燃料譲与税							◎

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし(資金手当債) (注)

(注) 景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

※◎はR2に拡充された税目

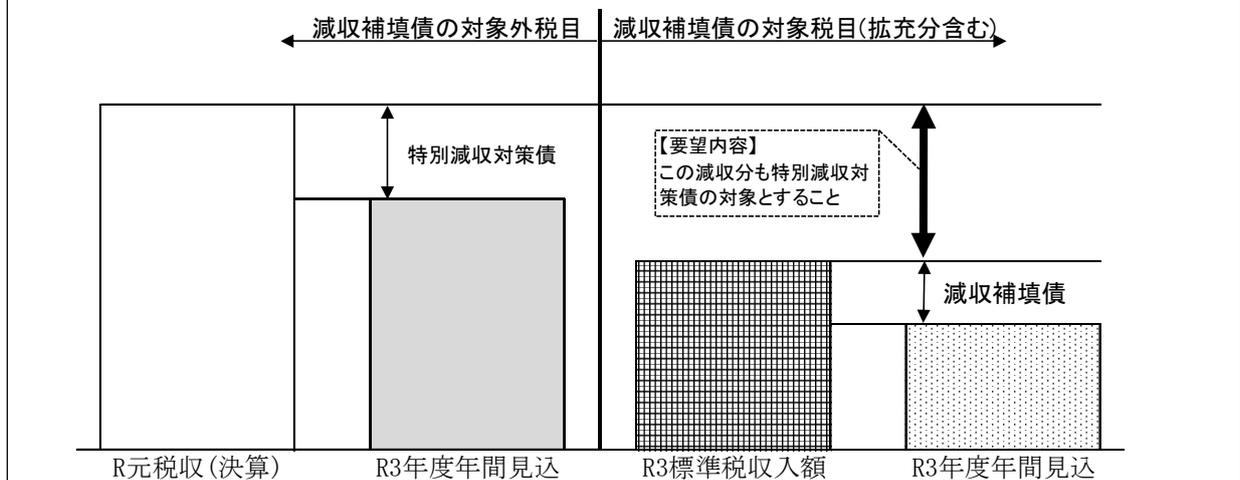
### 主(3) 特別減収対策債の延長、拡充

【総務】

- 新・令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が生じる場合には、地方一般財源総額の確保・充実はもとより、地方団体の資金繰り対策として、特別減収対策債の発行を可能とすること
- 新・投資事業費の増減が生じる中、安定的な財政運営を図るために、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当債ではなく、地方財政法5条の特例債とすること
- 新・減収補填債の対象税目についても、令和3年度標準税収入額が令和元年度決算額を下回った場合の差額部分を特別減収対策債の対象とすること

#### 【提案の背景】

- 減収補填債対象税目は、特別減収対策債の対象ではないため、標準税収入額がR元年度決算額を下回った場合でも、その差額については起債措置がない。
- そのため、減収補填債の対象税目についても、R元年度決算額と標準税収入額との差額について、特別減収対策債の発行を認める必要がある。



#### <特別減収対策債(R2～)>

- 減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費における通常の地方債充当後の一般財源の範囲内で発行できる資金手当のための地方債
- 発行可能額は、令和元年度決算額と当該年度の収入見込み額との差額

## 主 (4) 国民健康保険に対する財政支援

【厚労】

- 新・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険者が国民健康保険料(税)の減免を国基準に基づき行った場合に、令和2年度同様、その減免に要した費用の全額を財政支援すること

### 【国制度の問題点】

- 令和2年度の同財政支援措置は、減免に要した費用の全額が国庫補助の対象とされていたが、令和3年度は、各市町村の保険料収入等に占める減免額の割合に応じて、その一部のみが財政支援されることとなっており、保険者側に負担が生じている。

R 2	R 3
災害等臨時特例補助金 (コロナ減免の6割)	なし
国特別調整交付金 (コロナ減免の4割)	<コロナ減免が保険料収入等の3%以上である場合> コロナ減免の10割
	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%以上3%未満である場合> コロナ減免の6割
	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%未満である場合> コロナ減免の4割

## (5) PCR検査の地方負担分に対する財政措置

【厚労】

- 新・高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査については、感染防止対策の観点から積極的な実施を国より要請されていることから、その行政検査費用に係る地方負担分について、従来の感染症予防事業費等負担金での全額国負担、または新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加する等、必要な財政措置を行うこと

## (6) 阪神・淡路大震災関連県債残高等に対する負担軽減

【総務】

- 厳しい財政環境が見込まれるため、他府県にない財政負担である阪神・淡路大震災の復旧・復興のために発行した震災関連県債などの元金償還や利子負担について、当面の間、特別な財政支援を行うこと

### <震災関連県債残高等>

- 震災関連県債発行額：1兆3,000億円

→ R3末残高：2,498億円、R3公債費：382億円(当初予算ベース)

〔参考：行革期間中(H20～H30)に収支不足を補うために発行した行革推進債及び退職手当債  
発行額：3,620億円 → R3末残高：1,889億円、R3公債費：446億円(当初予算ベース)〕

### <東日本大震災 被災地との比較>

区分	阪神・淡路	東日本
復旧・復興総額	16.3兆円 (うち県2.3兆円、市町2.9兆円) ※後年度、一部交付税措置あり	32兆円程度(H27.6復興推進会議) (うち自治体0.03兆円)
災害復旧	一部自治体負担	自治体負担は、ほぼゼロ
復興交付金事業	(制度なし)	
補助	一部自治体負担	
社会基盤整備	補助対象外	
市町村仮庁舎等	補助対象外	
介護老人保健施設	(制度なし)	
被災者生活再建支援金	(制度なし)	
復興道路・復興支援道路	(制度なし)	

## Ⅱ 安全安心な兵庫づくり

### 1 防災・減災対策の推進

#### 主 (1) 防災・減災、国土強靱化のための対策の充実 【内閣府、総務、農水、国交】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

しかし、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえると、被害の防止・最小化を図る事前防災対策に加え、災害からの迅速な復旧・復興に必要な道路ネットワークの強化やインフラの老朽化対策も組み合わせた総合的な強靱化対策が必要である。

国土強靱化の取組を加速させるため、以下について提案する。

- 新**・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）に必要十分な予算を、通常予算とは別に、計画的・継続的に確保すること
- ・防災・減災、国土強靱化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること
  - ・短期間に多額の事業費を要する事業については、大規模特定河川事業や大規模更新河川事業等の個別補助制度の予算を別枠で確保すること

#### 【提案の背景】

- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R3～R7）の初年度分はR2補正予算として計上されたが、当初予算で計上することで抜本的な強靱化対策を中長期的な見通しのもと計画的に推進することができる。

#### 【防災・減災対策に関する本県の主な分野別計画】

- ・津波防災インフラ整備計画（H26～R5年度）
- ・日本海津波防災インフラ整備計画（R1～R10年度）
- ・ひょうご道路防災推進10箇年計画（R1～R10年度）
- ・地域の防災道路強靱化プラン（H26～R5年度）
- ・地域総合治水推進計画[河川対策アクションプログラム]（R2年度～R10年度）
- ・兵庫県防災工事等推進計画（R3～R12年度）
- ・兵庫県高潮対策10箇年計画（R1～R10年度）
- ・第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7年度）
- ・第3期ひょうご林内路網1,000km整備プラン
- ・緊急輸送道路強靱化5箇年計画（R3～R7年度）
- ・ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画（R1～R32年度）
- ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（R1～R10年度）
- ・兵庫県無電柱化推進計画（R1～R5年度）

#### 【防災・減災対策に必要な総事業費（R3～7の5年間）】

5か年加速化対策及び緊急自然災害防止対策事業により、総事業費約2,900億円規模の上積みを見込みを想定

※本県の防災・減災、国土強靱化加速化対策事業(国補助事業)の想定事業費 (単位：億円)

区分	事業費						主な内容
	R3	R4	R5	R6	R7	計	
高潮対策	72	2	1	1	1	77	越流・越波防止対策
治水対策	50	48	47	47	47	239	流域治水対策、堤防強化対策
地震・津波対策	41	21	21	21	21	125	南海トラフ地震津波対策、日本海津波対策、耐震対策、防災公園機能確保対策
道路ネットワークの強靱化	126	117	117	117	118	595	道路ネットワーク機能強化対策、道路交通確保対策、道路防災対策、橋梁等流失防止対策、無電柱化対策
土砂災害対策	109	49	50	50	50	308	土砂災害対策、避難支援対策
老朽化対策	123	73	73	73	72	414	老朽化対策
農業農村対策	64	64	64	64	320	395	農業農村対策
荒廃森林対策	4	4	4	4	4	20	荒廃森林対策
災害対策林内路網整備	1	2	2	2	4	9	災害対策林内路網整備
直轄負担金	39	37	37	37	37	187	
合計	629	435	435	435	435	2369	

注) R3年度分は、R2補正で計上

※本県の緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)の想定事業費 (単位：億円)

区分	事業費						主な内容
	R3	R4	R5	R6	R7	計	
高潮対策	19	13	12	14	13	71	越流・越波防止対策
治水対策	63	41	41	43	45	233	流域治水対策、堤防強化対策
地震・津波対策	6	6	7	1	2	22	土砂災害対策、避難支援対策
道路防災対策	18	13	13	13	13	70	老朽化対策
土砂災害対策	32	32	32	34	32	162	土砂災害対策、避難支援対策
合計	138	105	105	105	105	558	

注) R3年度分は、R2補正+R3で計上

- ①治水対策：市川(砥堀地区)、猪名川など11箇所の前倒し完了
- ②津波対策：南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策が、R5に確実に完了
- ③山地防災・土砂災害対策：358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒しで着手
- ④道路ネットワーク強化：
  - ・東播磨道のR6全線開通
  - ・緊急輸送道路の未改良区間の2車線化を、R5に完了
- ⑤老朽化対策：
  - ・道路橋の補修工事の完了を3年前倒し
  - ・トンネル照明のLED化や道路の冠水対策など、遅れていた対策の推進

<本県の防災・安全交付金等の推移> (単位：億円)

	H29	H30	R1	R2	R3
防災・安全交付金	396	381	444	297	338
社会資本整備総合交付金	181	192	147	149	170
個別補助	59	51	155	334	314
合計	636	624	746	780	822

注：県土整備部の当初内示額（強靱化予算除く）

## 主(2) 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

【総務】

・ 阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた兵庫県庁舎については、以下の理由により、早期に耐震安全性の不足や老朽化等の課題を解決し、災害発生時における対策活動の広域拠点として再整備を行う必要がある。

- ① 復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、厳しい財政状況も踏まえ、平成8年度に最低限の耐震補強耐震工事を実施したのみで、本格的復旧を後回しし、これまで現庁舎をそのまま活用してきた。
- ② 建築後約50年が経過し、コンクリートの劣化が危惧されることから、平成30年度に改めて耐震診断をした結果、 $I_s$ 値が0.16~0.37になるなど、防災拠点に求められる耐震性能( $I_s$ 値0.9)はもとより、大規模地震に対する安全性基準( $I_s$ 値0.6)も大きく下回っている。
- ③ 県庁舎が所在する神戸市は、近い将来発生が予想される南海トラフ地震で最大震度6強が予想され、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、阪神・淡路大震災からの復興の総仕上げとして実施する実質的な震災復旧事業である兵庫県庁舎等再整備について、

- i 緊急防災・減災事業債
- ii 公共施設等適正管理推進事業債

などの起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

### 【提案の背景】

・ 緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債では、県庁舎等再整備事業が対象事業に含まれておらず、多額の財政負担が発生する見込みである。

### <兵庫県庁舎再整備事業の概要>

[現庁舎の状況]

区分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟
建築年度	S41.3(築55年)	S45.12(築50年)	S48.1(築48年)	S40.6(築56年)	S45.12(築50年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震
$I_s$ 値	0.30	0.37	0.35	0.16	0.32

区分	兵庫県民会館	3号館	災害対策センター
建築年度	S43.5(築53年)	H2.3(築31年)	H12.3(築21年)
耐震基準	旧耐震	新耐震(※)	新耐震(※)

（※3号館、災害対策Cは対象外）

[再整備の規模] ・行政棟：約60,000㎡（28階程度、別途駐車場が約7,000㎡）  
・議会棟：約13,000㎡（別途駐車場が約4,000㎡）  
・県民会館：約20,000㎡

[概算事業費] 約700億円

[スケジュール] ・R元年度～R3年度 基本計画、基本設計  
・R4年度～R7年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

### **主(3) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長【警察、総務、財務、農水、国交】**

- ・ 地震・津波や風水害等への対応に加え、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲を拡大すること。
  - 感染症防止対策の改修や、感染症蔓延期及び災害発生時に円滑に業務遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備
  - 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
  - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
  - 耐震化に資する公共施設の建替事業
  - 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

#### **【国制度の問題点】**

- ・ 現状では公共施設等の耐震化や既存施設の機能強化は対象事業となっているものの、地震・津波対策に関する防潮堤等の新規整備をはじめとする、防災・減災対策に資する整備事業等は対象となっていない。
- ・ 耐震化に資する公共施設の建替え事業は、平成29年地方債計画において創設された公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）で対象とされた耐震化未実施の市町村の本庁舎の建替えを除き、対象とされていない。
- ・ 警察待機宿舎・独身寮等は、大規模災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するために必要な施設であるにも関わらず、その耐震化事業等に要する財政支援制度が講じられていない。

**(4) 地震・津波対策の推進** 【内閣府、総務、財務、文科、厚労、農水、国交】

**① 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進**

**主ア 津波防災に関するインフラ整備予算の確保**

- 本県が策定した「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」、「津波防災インフラ整備計画」、「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に掲げる対策に必要な予算を確保すること

【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム (H27.6)】 計画期間：H26～R5年度



➢ **【具体の対策】** 橋梁耐震対策、道路の法面对策

【津波防災インフラ整備計画】 計画期間：H26～R5年度

事業内容	概算事業費
レベル1 津波対策（津波の越流を防ぐ）	
津波防御対策	
防潮堤等の高さの確保	2 1 3
防潮堤等の健全性の保持	1 1 8
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	2 7
避難支援対策	3
レベル2 津波対策（浸水被害を軽減する）	
既存施設強化対策	
防潮堤等の越流・引波対策	6 0
防潮堤等の沈下対策	1 3 1
防潮水門の耐震対策	3 0
津波被害軽減対策	
防潮水門の下流への移設	5 5
排水機場の耐水化	5 5
合計	約 6 4 0

（重点整備地区の設定）  
津波到達時間の早い淡路島（4地区）と人口・資産が集中する大阪湾沿岸（3地区）を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を10年間で完了予定。

重点整備地区	
淡路地域	福良港
	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

➢ **【具体の対策】** 重点整備地区における湾口防波堤の整備、防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備等の津波対策

【日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム (R1.7)】 計画期間：R1～10年度

ハード・ソフト両面からの防災・減災対策

【日本海津波防災インフラ整備計画】 計画期間：R1～R10年度

事業内容	概算事業費
河川堤防整備	1 7
防潮堤等整備	1 4
水門耐震化	1
防波堤の沈下対策	2 4
計	5 6

**イ 防災・安全交付金の対象事業の拡大**

**i) 日本海側の地震・津波対策等への拡充**

- 重点配分の対象外となっている日本海側の地震・高潮対策（海岸事業）について、防災・安全交付金の重点配分対象とすること

**【国制度の問題点】**

- 防災・安全交付金（地震・高潮対策 海岸事業）については交付対象とされているものの、重点配分の対象外となっている。

## ii) レベル2津波対策への拡充

- 対象となっているレベル1津波の対策に加え、最大クラスの津波（レベル2津波※）による浸水被害を軽減するために必要な防潮堤の整備等についても、交付対象とすること

### 【国制度の問題点】

- 本県が策定した日本海津波防災インフラ整備計画等のレベル2津波（※）による浸水被害を軽減するために必要な防潮堤等の新設については、交付対象外となっている。

※ レベル1津波：概ね100年に1回程度発生する発生頻度が高い津波

（南海トラフ：M8.4（安政南海地震並み）の地震による津波

日本海：日本海中部地震（1983年）、北海道南西沖地震（1993年）による津波を想定

レベル2津波：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

（南海トラフ：最大クラス（M9.0クラス）の地震による津波

日本海：断層による地震（M7.2～7.9）による津波を想定

## ② 総合的な地震・津波対策の推進

### ア 推進地域における支援策の充実

- 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大（1/2→2/3）や対象施設の範囲の拡大（公立病院の耐震改修等）など支援を充実すること

#### 【提案の背景】

- 南海トラフ地震対策特別措置法における推進地域は、南海トラフ地震において震度6弱以上の地域や、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域などが指定されており、本県では淡路島及び瀬戸内海沿岸市町等が指定されている。
- 地震防災対策特別措置法では、消防用施設やへき地における公立診療所、公立小中学校等の耐震改修等について国庫補助率が嵩上げされるが、公立病院の耐震改修等は対象となっていない。

### イ 地震・津波観測監視情報の活用

#### i) 実動機関がリアルタイムで活用できるシステム構築

- 本格運用を開始したDONETによる地震・津波の観測情報を、救助活動を行う消防、警察等の実動機関がリアルタイムで活用できるシステムを構築すること

#### 【提案の背景】

- DONET\*の観測データそのものは、地震計や水圧計の観測値に過ぎないため、初動応急対応時などにおいて自治体で即時に活用することは困難である。  
※南海トラフで発生する地震や津波を観測するために開発された観測網。強震計や水圧計などのセンサーから構成され、南海トラフ海域の熊野灘と紀伊水道沖に計51ヶ所の観測点がある。

#### ii) 実動機関の活用に向けた協働した研究

- 救助活動の開始時期や活動範囲の判断が可能となる基準の策定に向けた研究を実動機関と協働して実施すること

#### 【提案の背景】

- 津波警報等の発表中は、住民の避難だけでなく、救助活動を行う実動機関も退避が優先され、その間、生存者の救助活動を行うことが困難になる。

## ウ 地震・津波対策に関する調査研究の推進

### i) E-ディフェンスを活用した調査研究の推進

- ・ E-ディフェンス(実大三次元震動破壊実験施設)を活用した共同研究を継続すること
- ・ 建築物だけでなく地盤に関する実験にも取り組むとともに、研究成果を速やかに普及展開すること

#### 【提案の背景】

- ・ E-ディフェンスが運用開始されて10年以上が経過したが、建築物に関する実験が多く為されている一方、地盤に関する実験研究があまり為されていない。
- ・ 東日本大震災では、液状化被害や堤体等盛土構造物被害など地盤に関する様々な被害が発生し、南海トラフ地震で同様の被害の発生が危惧される。

#### 【実験研究の回数と実験の例】

区分	回数	実験の例
建築物に関する実験	84回	多種構造物の長周期地震動による耐震性検証
地盤に関する実験	15回	ため池堤体、土のう構造物などの耐震性検証
その他	14回	免制振装置、振動台などの性能検証

### ii) 内陸型地震の連続発生に関する調査研究の推進

- ・ 内陸型地震の連続発生や他地域への波及に関する調査研究を進め、地方公共団体や住民が具体的に活用できる内容で公表すること

#### 【提案の背景】

- ・ 平成28年熊本地震において、数日間のうちに連続発生した内陸型地震により被害が拡大し、また他地域への波及が懸念された。
- ・ 地震発生後には、連続地震の有無などが災害対応上重要となるが、それらを明らかにする学術研究や国の調査がなされておらず、事前シナリオを描いた効果的な対応ができない。

## エ 東日本大震災の復興支援

- ・ コミュニティの再生、こころのケア等の実践活動団体等の派遣及び県内避難者への支援などに対する財政措置を講じること
- ・ 第2期復興・創生期間以降も復興の進捗状況を踏まえながら、被災地方公共団体に対する計画的な人的支援の実施など国による抜本的な対策を講じること

#### 【提案の背景】

- ・ 今後の復興過程においては被災者の生活復興とまちのにぎわいづくりが重要であり、そのための被災者のこころのケアやまちづくり等の支援の継続が必要である。
- ・ 一方で、他の地方公共団体からの職員派遣は長期にわたっていると同時に、派遣側の地方公共団体は、定員の適正化等により職員派遣要請に応えることが難しくなっている。

## ③ 建築物の耐震化等の推進

### ア 学校施設の耐震化

#### 【県内学校の耐震化の状況】 ※高等学校及び特別支援学校は県立を含む

学校種別	耐震化率 (%)	耐震化完了棟数 / 全棟数
小中学校	99.9	4,995 / 4,996 *R3年度までに完了予定
幼稚園	97.2	424 / 436 *残りは閉園予定、整備方針検討中のもの
特別支援学校	100.0	276 / 276
高校	100.0	1,452 / 1,452

### i) 防災機能強化等のための予算確保

- ・ 市町整備計画による学校施設の防災機能強化等に必要な予算を確保すること

**ii) 地方債・地方交付税措置の拡充**

- ・ 緊急防災・減災事業債 (R7 年度まで) を恒久化するなど、学校施設の耐震化等に関する地方債及び地方交付税措置を拡充すること

**iii) 天井等落下防止対策等のための補助制度の拡充**

- ・ 非構造部材の耐震対策 (天井等落下防止対策等) に関する補助制度の補助率を嵩上げ (1/3→2/3) すること

**【提案の背景】**

- ・ 熊本地震で非構造部材 (内壁、窓等) の損傷・落下により、避難所が利用できない事例があった。
- ・ 落下物や転倒物に対する児童生徒の安全を確保するためには、構造体 (地震防災対策特別措置法の嵩上げ措置 (1/3→2/3) あり) と同様に非構造部材についても早急に耐震対策が必要である。

**iv) 避難所機能を担う際に必要となる施設整備に対する補助制度の充実**

- ・ 学校が避難所としての機能を担う際に必要となる施設設備に対する補助制度を充実すること (体育館等への空調設備の整備、自家発電設備整備やWi-Fi整備等に対する補助の高等学校の対象化など)

**【提案の背景】**

- ・ 現在、県立高校107校、県立特別支援学校12校が、市町からの要請により避難所指定されている。
- ・ 高校が避難所としての機能を担うためには、自家発電設備の整備が必要となるが補助対象外。

**v) 私立学校の耐震改築事業補助の拡充措置の継続**

- ・ 国庫補助率を公立学校並みへ引上げ (Is値0.3以上施設1/3→1/2 (公立並)、Is値0.3未満施設1/2→2/3 (公立並))、補助対象限度額 (小中高：2億円、幼：1億円) の廃止措置を継続すること

**イ 要緊急安全確認大規模建築物等及びその他の建築物の耐震化**

- ・ 耐震診断が法律で義務付けられている要緊急安全確認大規模建築物やその他の建築物の耐震化に対する補助事業の予算を確保すること

**【提案の背景】**

- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の国の補助事業の内示率は、昨年度及び今年度はいずれも100%となっているが、コロナ禍の影響を受けたホテル・旅館等の耐震改修や災害時に重要な機能を果たす県庁舎の建替えが予定されており、これらを着実に進めるためには、引き続きの予算の確保が必要である。
- ・ 一方、その他の建築物の今年度内示率については、建築物耐震対策緊急促進事業が84%、社会資本整備総合交付金が79%であり、一層の予算の確保が必要である。

**[兵庫県耐震改修促進計画] (平成28年3月改定)**

多数利用建築物の耐震化率 R2(2020) : 91.2% (耐震性不足約2,250棟) → 目標R7(2025) : 97% (耐

**震性不足900棟)**

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

(規模) 一部の用途を除き階数3以上かつ床面積の合計1,000㎡以上

※ うち床面積の合計5,000㎡以上=大規模、2,000㎡以上=中規模、1,000㎡以上=小規模と区分している。

- ・ 建築物耐震対策緊急促進事業の補助率の更なる嵩上げを行うこと

[大規模避難施設の耐震化に対する補助スキーム案] ※ 診断・設計と同等まで嵩上げ

現行スキーム				本県提案			
国	県	市町	事業者	国	県	市町	事業者
2/5	1/6	1/6	4/15	1/2	1/6	1/6	1/6

## ウ 医療・福祉施設の耐震化

### i) 民間医療施設の耐震化の促進

- ・ 入院患者のいる民間医療施設の耐震化について、移転建て替えに必要となる代替用地取得費を医療提供体制施設整備交付金の補助対象とすること

### ii) 社会福祉施設の耐震化の促進

- ・ 社会福祉施設等耐震化促進事業等の予算を確保すること
- ・ 通所施設を対象とする新たな補助制度を創設すること

## エ ライフライン事業者への指導・監督

### i) ライフライン事業者への指導・監督

- ・ 管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靱化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること

#### 【提案の背景】

- ・ 台風21号では、電柱折損、倒木による電線接触や飛来物による電線の断線等の被害等により、県内で延べ431,000軒が停電
- ・ 平成以降の自然災害による停電では、関西電力供給エリア内では阪神・淡路大震災に次ぐ規模(軒数)

### ii) 水道施設の耐震化

- ・ 水道施設の耐震化に対する補助率の引上げを図ること (現行1/3 → 一律1/2)

#### 【提案の背景】

- ・ 南海トラフ地震をはじめ、将来起こりうる自然災害に備え、早急に耐震化を進める必要があるにもかかわらず、重要な社会インフラである水道施設の基幹管路耐震化率※は3割にも満たない。  
※ 導水管や送水管及び配水本管のうち、地盤の状況に関わらず震度7級の地震に対応できる管(離脱防止継手を有する管)の割合  
【生活基盤施設耐震化等交付金】水道管路耐震化等推進事業(水道管路緊急改善事業)補助率1/3

#### 【基幹管路耐震化率の状況(令和元年度)】

兵庫県内事業体	31.3%
兵庫県企業庁	37.8% (浄水場や水管橋等は耐震補強済み)
全国	26.6%

#### 【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(R元.11改訂版)】

耐震適合性のある管路の率 71%(R5(2023)) H元年度末 69.1%

※ 耐震適合性のある管とは、震度7級の地震においても良質地盤に敷設されているため被害が軽微な管

## オ 土砂災害対策も含めた住宅・宅地の安全確保

### i) 民間住宅の耐震化のための予算の確保

- ・ 民間住宅の耐震化に対する補助事業の予算を確保すること
- ・ 補助限度額の更なる嵩上げを行うこと (100万円→150万円)

#### 【住宅耐震化に関する総合支援メニュー H30創設】

補助対象	耐震設計、耐震改修費用
補助限度額	定額補助100万円(工事費の8割が限度)
交付率	1/2

#### 【兵庫県耐震改修促進計画】(平成28年3月改定)

住宅の耐震化率 H30(2018): 90.1%(耐震性不足22.9万戸) → 目標R7(2025): 97%(耐震性不足7万戸)

## ii) 住宅等の移転等に対する支援の拡充

- 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転(除却)や防護壁の整備等(改修)については、土砂災害から国民の生命を守る緊急の取組として、補助率の嵩上げを行うこと

○ 住宅移転(除却) 補助限度額 現行：975千円 → 提案1,333千円

○ 防護壁等整備(改修) 補助率 現行：23% → 提案1/2

補助対象限度額 現行：3,360千円 → 提案：9,000千円(旅館等)

[県内土砂災害特別警戒区域指定状況] R3年5月末現在：12,881箇所		
[土砂災害特別警戒区域内住宅に対する補助スキーム]		
	現行スキーム	提案
住宅移転(除却)	※事業費2,000千円の場合 <p>補助率 1/2 補助限度額 975 千円</p> <p>県独自嵩上げ 1/6 (県 1/12、市町 1/12)</p>	※事業費2,000千円の場合 <p>補助率 2/3 補助限度額 1,333 千円</p>
防護壁等整備(改修)	<p>国制度(補助率 23%) 国 11.5% 県 5.75% 市町 5.75% 補助対象限度額 3,360 千円</p> <p>県独自嵩上げ 27% 県 13.5% 市町 13.5%</p> <p>事業者 77%→1/2</p>	<p>補助率 1/2 補助限度額 住宅：1,500 千円/旅館等：4,500 千円 補助対象限度額 住宅：3,000 千円/旅館等：9,000 千円</p>

## iii) 住民等の合意形成に関するガイドラインの早期策定

- 宅地耐震化推進事業を円滑に進めるために、費用負担を求める宅地所有者等の範囲や調整方法など、住民等の合意形成に関するガイドラインを早期に策定すること

### 【国制度の問題点】

- 現状は「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」のみが策定されており、住民等の合意形成に関しては不十分である。

## iv) 費用負担の軽減措置の拡充

- 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に対する補助率(現行：国1/3(優先すべき地域：国1/2))の更なる嵩上げを行うこと
- 宅地所有者の工事費の負担を軽減する税制上の優遇措置を創設すること

### 【提案の背景】

- 対策工事の実施に当たっては、対象区域内の宅地所有者等の多大な費用負担を伴うため、地元協議を進めるには、更なる手厚い措置が必要である。(国の補助は工事費の1/3(優先すべき地域：国1/2)に嵩上げされたが、残りの2/3(優先すべき地域：1/2)は地方公共団体と宅地所有者の負担となる。)
- 今後、本事業を円滑に進めていくためには、対策工事の実施を見据えた優遇措置が必要である。

(5) 総合的な治水対策の推進

【国交、経産、厚労、農水】

① 河川の事前防災対策の推進

主ア 事前防災対策の推進

- ・ 本県の「河川対策アクションプログラム」に掲げる河川改修や中上流部対策などの事前防災対策の取組について、必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 令和元年東日本台風等でも関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となったが、これまでの治水対策や利水ダムの治水協力の効果により、家屋浸水を回避した。これらの実績から、治水事業が果たしている役割、効果をみれば、事前投資の有効性は明らかであり、事前防災対策に重点的に取り組むことが急務である。

<河川対策アクションプログラム>

・ 計画期間：R2～R10年度 ・ 総事業費：約1,800億円

(単位：億円)

対象事業	事業内容	主な箇所	概算事業費
①河川改修等の推進	河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策	武庫川 (西宮・尼崎市)	1,250
②既存ダムの有効活用	治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や利水ダムの放流設備新設等による洪水調節機能の強化	引原ダム (宍粟市)	220
③中上流部対策の強化	河川中上流部の河川整備計画区間外における上下流バランスを考慮した堤防かさ上げ等の局所的な対策など	美囊川 (三木市)	70
④超過洪水に備えた堤防強化	堤防法尻の補強や堤防天端の保護による決壊しにくい堤防整備	R3完了	20
⑤堆積土砂撤去の推進	人家等が密集する地区や河川合流点付近等での計画的な堆積土砂の撤去	円山川 (養父市)	240

## イ 都市部の河川改修等の推進

- ・ 一級水系や人口や資産が高度に集積する都市部の河川改修等(猪名川、加古川、揖保川、円山川、武庫川、市川、津門川(地下貯留管)、八家川(調節池)等)を推進できる予算を確保すること
- ・ 特に、武庫川は多額の事業費が必要なため、個別補助予算の必要額を確保すること

## ウ 防災・安全交付金における想定氾濫人口・資産を重視した事業の推進

- ・ 防災・安全交付金の重点配分を行う事業メニューに想定氾濫区域内の人口・資産を重視した事業を加えること

### 【国制度の問題点】

- ・ 武庫川・市川・猪名川など、氾濫域に人口や資産が高度に集積した河川は、ひとたび破堤すると大きな被害が見込まれる。
- ・ 都市部の治水安全度の向上は喫緊の課題であるが、防災・安全交付金で優先的に配分される事業に該当しておらず、継続した計画的な執行が確保できない。

### [防災・安全交付金の配分の考え方の例]

- ・ 大規模氾濫減災協議会等の国、県、市町等からなる協議会において取組方針が策定され、その方針に基づきハード・ソフト一体となった取組が着実に進められている河川で行う事業
- ・ 人口・資産が集中する地域等において河川整備計画目標相当の洪水を安全に流下させるために整備する遊水地や放水路等の抜本的な治水安全度の向上に資する事業(対象施設は遊水地、放水路及び地下調節池とし、社会資本整備交付金総合計画の事業期間内に完成する見込みがあるもの)

## ② 既存ダムの利活用の推進

### ア ダム再生事業の推進

- ・ 揖保川流域における浸水被害の軽減のため、洪水調節機能の増強を目的とした堤体嵩上げや放流設備の新設等を行う引原ダム再生事業の推進に必要な予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 揖保川流域では、平成21年等に浸水被害が度々発生している。引原ダムでは、供用開始後60年間で直近2回（平成23年9月、平成30年7月）異常洪水時防災操作を実施した。
- ・ 国が下流から整備を進めているが、上流の引原川を含め完了には時間を要するため、早期に治水効果が期待できる対策が必要である。
- ・ 令和2年度より引原ダム再生事業を実施しており、洪水調節機能の増強を目的とした堤体嵩上げや放流設備の新設等の事業推進に必要な予算の確保を求める。

### イ 事前放流推進への支援

- ・ 事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上を図ること
- ・ 事前放流に対する損失補填に要する経費の全額について、直接補助制度により措置すること

#### 【提案の背景】

- ・ 令和2年度に国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象に利水ダムが追加された。
- ・ 事前放流の実施には、利水容量を確実に回復させるための降雨予測技術の向上と回復しなかった場合の迅速な損失補填が必要である。
- ・ 令和3年度から利水ダム等の事前放流に伴い、都道府県が行う損失補填に要する経費の8割を特別交付税により措置されることとなったが、迅速に利水者に対して損失補填を行うためには、全額直接補助制度による措置が必要である。

(参考)

#### 事前放流に伴う損失補填制度の拡充

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容と国の負担
一級水系	国土交通省	直轄・水資源機構が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填 (国10/10)
		利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填 (国10/10)
	国土交通省 (指定区間の管理を 都道府県が実施)	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填 (国10/10)
		都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、従来は国の支援無し) →特別交付税 (0.8) 【拡充】
二級水系	都道府県	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、従来は国の支援無し) →特別交付税 (0.8) 【拡充】
	都道府県	都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、従来は国の支援無し) →特別交付税 (0.8) 【拡充】

### ③ 鉄道事業者の応分の負担

- 河川工事に伴う鉄道橋梁の架替等の工事費の負担割合について、鉄道事業者の経営状況や路線の収支状況等を勘案した応分の負担がなされるよう見直しを行うこと

#### 【国制度の問題点】

- 現行の制度では、河川改修に伴う鉄道橋梁の架替に要する費用のうち、鉄道事業者の負担は数%で大半が河川管理者負担となっている。

### ④ 準用河川に対する防災安全交付金事業の採択要件の緩和

- 地震・高潮対策河川事業の対象河川に準用河川を含めること

#### 【提案の背景】

- 地震・高潮対策河川事業において、準用河川に対する採択要件が一級河川や二級河川よりも厳しいため、準用河川における治水対策に遅れが生じている。

### ⑤ 流域貯留浸透事業の推進

#### ア 補助率の嵩上げ及び採択要件の緩和

- 流域対策の取組をより一層推進するため、流域貯留浸透事業の補助率の嵩上げを行うこと（現行1/3→提案1/2）
- 流域貯留浸透事業の採択要件を下記のとおり緩和すること
  - 通年機能を発揮する施設→出水期に2ヶ月以上機能を発揮する施設
  - 公園、学校の公共施設等：500m<sup>3</sup>以上の貯留機能等→複数の施設を合わせ500m<sup>3</sup>以上
  - ため池等：3,000m<sup>3</sup>以上の治水容量→1,000m<sup>3</sup>以上

#### 【提案の背景】

- 流域対策を一層推進するため、補助率の嵩上げによる財政的支援を行うとともに、小規模施設への取組範囲を拡大することで、浸水被害の軽減を図る。
- ため池は営農への水利用を目的として設置された施設であり、農繁期（一般に8月まで）に事前水位下げ等による治水活用は困難であるが、限定的であっても、出水期（6月～10月）のうち治水活用が可能な9月～10月の2ヶ月間を積極的に活用していくことが必要。

### ⑥ 減災対策の推進

#### ア 想定最大規模降雨・高潮に対応した市町のハザードマップ作成支援

- ハザードマップの作成と「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みへの支援を全ての河川・海岸を対象に行うこと

#### 【提案の背景】

- 兵庫県では、総合治水条例に基づき全ての河川で洪水浸水想定区域図等、及び全沿岸で高潮浸水想定区域図を作成・公表している。
- 「施設では防ぎきれない洪水、高潮は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水、高潮に備えるには、基幹事業の有無に関わらず、市町が行うハザードマップの作成及び看板により浸水深等を周知する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みを広く支援し促進していく必要がある。

## (6) 山地防災・土砂災害対策の推進

【農水、国交】

平成30年7月豪雨や同年の台風第21号、22号では、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策により、土石流等による被害が防止、軽減されるなどの効果が発揮された。

今後、令和3年度よりスタートした「第4次山地防災・土砂災害対策計画」を推進していくため、以下の項目を提案する。

### 主① 治山事業、砂防関係事業の推進

- ・ 本県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業が着実に推進できるよう予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 豪雨による土砂・流木災害が激甚化・頻発化する中、山地が県土の7割を占める本県では、依然として対策が必要な箇所が治山・砂防合わせ約1万4千箇所と多く残っている。
- ・ 第4次計画では、土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある箇所、土砂災害警戒区域（Y区域）に要配慮者利用施設や緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備していくこととしている。

#### 【本県の第4次山地防災・土砂災害対策計画】（R3(2021)～R7(2025)年度）

区分	整備目標（着手箇所数）			合計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
①人家等保全	373	365	-	738
②流木・土砂流出防止	-	220	-	220
③災害に強い森づくり	-	-	100	100
合計	373	585	100	1,058

#### <重点計画箇所>

- ① 人家等保全：R区域内に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある箇所、Y区域に要配慮者利用施設や緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備
- ② 流木・土砂流出防止：流木災害や崩壊のおそれがある箇所を重点的に整備
- ③ 災害に強い森づくり：危険木の除去、本数調整伐などによる災害緩衝林を整備

#### 【兵庫県の土砂災害特別警戒区域指定状況（R3.5月末現在）】

- ・ 12,881箇所

### 主② 老朽化対策、機能強化対策の予算確保

- ・ 治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できるよう予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 県下全体約14,000の治山施設のうち約100施設で老朽化対策が必要であり、計画的な補修工事や調査等を実施していく必要がある。
- ・ 県下全体約4,100の砂防関係施設のうち241施設で老朽化対策が必要であり、多大な費用を要することから、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。

### 主③ 公共事業の採択要件の緩和

- ・公共事業の採択要件を緩和すること

例 [砂防関係事業：土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで要件を緩和  
[砂防関係事業：急傾斜対策]

現行：(1) がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上 (避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家5戸以上)、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署 等

(2) 要配慮者利用施設かつ避難路がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上

提案：がけ高さ5m以上で、①保全人家5戸以上、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等に、要件を緩和

[砂防関係事業：老朽化対策]

(砂防設備等緊急改築事業)

現行：(1) 既設の砂防設備(昭和52年以前の技術基準により設計された施設)及び地すべり防止施設(設置後概ね10年経過した施設)(以下「砂防設備等」)に係る緊急改築

(2) ライフサイクルコストを考慮した長寿化計画への変更(令和5年度まで)

提案：(1) 全ての砂防設備等を対象にするとともに、予防保全(小規模な修繕等)にまで要件を緩和

(2) 「施設の点検、長寿命化計画の見直し」についても対象とする

(急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業)

現行：(1) 補助を受けて施工した急傾斜地崩壊防止施設に係る緊急改築

(2) ライフサイクルコストを考慮した長寿化計画への変更(令和5年度まで)

提案：(1) 県単独事業により施工した急傾斜地崩壊防止施設も対象にするとともに、予防保全(小規模な修繕等)にまで要件を緩和

(2) 「施設の点検、長寿命化計画の見直し」について対も対象とする

### ④ 河川上流部の土砂・洪水氾濫対策の予算確保

- ・上流部で発生した土砂が河道に流入し、河川の下流部で土砂と洪水が氾濫する大規模な被害を防ぐことを目的とした大規模特定砂防事業等の個別補助事業費の予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・平成30年7月豪雨など土砂・洪水氾濫による大規模な被害が発生する中、兵庫県では、国土強靱化対策の一環として土砂・洪水氾濫対策に重点的に取り組んでおり、引き続き事業費を確実に確保する必要がある。

### ⑤ 危険な人工がけに対する改善命令等の全国統一指針

- 新・崩壊のおそれが著しいと認められる人工がけにおいて、土地所有者等に対する急傾斜地法上の改善命令や行政代執行が実施できるよう、全国統一の運用指針を作成すること

#### 【提案の背景】

- ・代執行の実施に当たっては、恣意的な運用とならないよう技術的、法的な具体の運用基準が必要となる。
- ・しかし、全国的にまだ代執行の事例がないため、崩壊のおそれが著しい人工がけが確認された場合、都道府県が迅速かつ適切に対応できるよう、全国統一の運用指針を作成すべきである。

## (7) 山の管理の徹底

【農水】

### ① 健全な森林を育成するための森林整備の推進

#### 主ア 間伐及び作業道開設に対する支援の拡充

- ・ 森林所有者の負担なしで間伐及び作業道開設に取り組めるよう国の支援制度を拡充すること
- ・ 森林整備のさらなる促進を図るため、森林整備事業補助金の期限付き特例措置である「切捨間伐の対象年齢の引き上げ」を恒久化すること

##### 【提案の背景】

- ・ 平成24年度以降、造林補助制度の改正により、現地に伐採木を残す切捨間伐は、35年生以下の若い木を除き、原則補助対象外となった。(36年生以上の人工林でも10m<sup>3</sup>/1ha以上の搬出があれば一部、切捨間伐が可能)
- ・ 新型コロナウイルスの影響による木材需要の低下に伴う、原木市場等での木材の滞留を回避するため、令和2年度から切捨間伐の対象年齢の引き上げ(35年生以下→60年生以下)が期限付き(1,2年程度)で措置された。
- ・ これまで、搬出適期に達していない40年生程度の森林では、切捨間伐の補助対象外であったため間伐が進まなかった。また、森林経営計画の区域内の森林であっても、地形等の条件で生育不良林となり搬出に向かないエリアが一定程度存在する。これらの切捨間伐が恒久的に可能となれば、適切な森林整備が促進され、根がしっかり張り、林内の下草などの植生が回復することで、土砂流出防止や水源かん養等の森林の公益的機能の維持につながる。

### ② 「災害に強い森づくり」支援制度の創設

- ・ 森林の防災機能を高めるため、次の事業に対する支援策を創設すること
  - 豪雨時の土砂流出防止のために間伐木を利用した土留工を設置する事業
  - 流木災害を軽減するための溪流沿いの流木止め設置や危険木の除去等災害緩衝林を整備する事業
  - 広葉樹の着実な生育のためのシカ不嗜好性樹種の植栽や小面積防護柵を設置する事業

### ③ 水源林の適正な保全と奥地林整備の促進

#### ア 水源林の適正な保全

- ・ 県民生活に不可欠な水源林を保全するため、水源林における土地取引の規制に係る関係法令の整備を行うこと

##### 【提案の背景】

- ・ 本県には該当事例は無いが、全国的な事案として、外国資本による水源林等の買収事例が報告されており、県民生活に不可欠な水源の確保を図るため、土地取引にかかる規制が必要である。

#### イ 人件費等の掛増し経費に対する助成制度の創設

- ・ 条件不利地における切捨間伐を行う際の人件費等の掛増し経費に対する助成制度を創設すること

#### ウ 更新伐や防護柵の設置、植栽等に対する支援の拡充

- ・ 森林所有者の負担なしで更新伐や防護柵の設置、植栽等に取り組めるよう国の支援制度を拡充すること(現行：国・県負担68%等)

#### ④ ナラ枯れ被害対策の強化

##### ア ナラ枯れ被害対策の予算措置の充実

- ナラ枯れ対策として、駆除等の防除事業実施に対する十分な予算措置を講じること

###### 【提案の背景】

- 都市近郊の人の入り込みの多い里山における被害が依然高水準で推移している状況の中、人が立ち入るなど倒木や落枝などによる人身被害の防除の優先度が高い森林における駆除の徹底、未被害地への被害拡大防止を図り、効果的に防除事業を進める必要がある。

###### 【兵庫県ナラ枯れ被害(材積)の推移】

[単位：m<sup>3</sup>]

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4,578	9,234	5,745	3,248	5,267

##### イ 的確かつ効率的な被害対策に向けた調査研究の推進

###### i) 森林の公益的機能に及ぼす影響等の解明

- ナラ枯れが土砂の崩壊防備など森林が有する公益的機能に及ぼす影響について、被害の程度(面積、被害率等)や地形、地質等の環境条件を踏まえて解明すること
- 被害発生から終息までの期間の長短に影響する因子等を解明すること

###### ii) 被害位置が把握できる手法の開発

- 被害調査について、航空機や衛星画像データを効率的に活用し、広域的かつ正確な被害位置が把握できる手法を開発すること

###### 【提案の背景】

- 被害調査は県と市町が合同で地上から目視で行っているが、奥山など把握できない被害があるため、広域的かつ正確に被害位置を把握する手法を開発し、効果的に防除事業を進める必要がある。

#### (8) 災害に強いたため池改修等の推進

【総務、農水】

近年多発しているため池決壊災害に対応するため、令和2年6月に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」や今般延長された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、ため池の防災安全対策のより一層の推進が求められている。

全国最多のため池が本県に集中するなど、偏在しているため池の防災工事や適正管理の体制整備を計画的・効果的に進めていくためには、地域の実情に応じた支援が必要なことから、以下の項目を提案する。

##### 主① ため池の防災工事に必要な事業予算の安定的な確保

- ため池工事特措法に基づき策定した防災工事等推進計画により、改修整備(廃止工事を含む)が集中的かつ計画的に進められるよう必要な予算を確保すること。

###### 【提案の背景】

- ため池の劣化評価や豪雨耐性評価の結果、決壊した場合に人命に被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点ため池」に指定した。(5,972箇所)
- このうち、本県の「防災工事等推進計画」には特に決壊リスクが高い約420箇所を登載し、計画期間(R3~R12)において約640億円の事業予算により全箇所の改修整備・廃止をめざす。

###### <防災工事等推進計画(R3~R12年度)>

区 分	整備目標(着手箇所数)			事業費(億円)
	前期(R3~R7)	後期(R8~R12)	計	
改修工事	137	164	301	608
廃止工事	89	32	121	32
合 計	226	196	422	640

## 主② ため池管理者による適正管理を支援する制度の充実

- ・ 全国最多のため池を有する本県において、ため池管理者が適正なため池管理を継続的に実施できるよう、ため池保全サポートセンター(※)に対する財政支援を拡充すること
- 新・ 洪水調節機能をはじめ、ため池が有する公益的な機能が適切に発揮されるよう、これに必要な施設の機能整備や施設管理に対する支援を拡充すること

### 【提案の背景】

- ・ 本県では改修等を要するため池を対象に工事に着手するまでの間のため池管理者の適正な管理を支援する「ため池保全サポートセンター」を平成30年度から展開している。
- ・ ため池工事特措法の施行により、サポートセンターの活動対象を防災重点ため池全般に拡大することとしたため、活動内容や規模を充実する必要性が生じた。
- ・ 活動内容は、管理者からの相談対応や現地パトロールによる指導・助言のほか、廃止予定の管理者が不在となったため池の監視、豪雨・地震時の緊急点検や応急対応への支援など、活動内容やその規模に応じた補助制度とする必要がある。
- ・ ため池が有する洪水調節機能は「流域治水」にも寄与するものであり、本県では全国に先駆けて、ため池の治水利用に取り組むため池管理者への助成事業をモデル的に実施しているが、取組を拡大するためには国による支援が求められる。

### ※ため池保全サポートセンターの概要

趣 旨	ため池整備の長期化や管理者の減少・高齢化を踏まえ、管理者による適正な保全管理活動を支援するため、全国に先駆け平成28年5月に淡路地域、平成30年6月に全県を対象とした「ため池保全サポートセンター」を開設
支援内容	管理の相談対応、現地パトロール・指導、管理者講習会への講師派遣等
成 果	相談対応：49件 巡回点検、管理者への指導・助言：延べ約5,600箇所(R2までの累計) 管理者講習会講師派遣(R1,2累計)：派遣回数34回(20市町)、受講者数1,140人

※ため池管理体制緊急整備事業による国補助金：上限1,000万円（県事業費：4,500万円）

### ③ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴う支援

- ・ 防災重点ため池以外のため池の届出に係る所有者探索やため池に係る様々な情報を登録し災害予測や緊急点検等に活用するデータベースの維持管理など、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴い県及び市町が担う事務に対して外部委託経費への助成制度創設など支援制度の充実を図ること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 防災重点ため池以外のため池は利用実態不明が多く、また淡路島等の特定地域に集中し所有者探索・督促による届出が進まないため、外部委託経費への助成制度の創設による支援が必要である。

#### 【ため池の届出状況】(R3年2月末時点)

(箇所)

	対象数	未届出数	うち管理者・所有者特定困難
防災重点ため池以外のため池	16,135	5,090	4,783

#### 【農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要】

- ・ 所有者又は管理者による都道府県への所有者やため池諸元情報の届出を義務づけ
- ・ 都道府県によるデータベースの整備、公表
- ・ 所有者等による適正管理の努力義務
- ・ 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告
- ・ 特定農業用ため池（決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池）の都道府県による指定
  - ①形状変更行為の制限（都道府県による許可制）
  - ②防災工事の施行（所有者等による計画届出、都道府県による施行命令及び代執行）
  - ③保全管理体制の整備（所有者不明のため池の管理権を市町村に設定）

## (9) 高潮対策等の推進に対する支援

【国交、農水】

### 主① 高潮対策に対する支援

- ・ 兵庫県高潮対策10箇年計画（大阪湾沿岸で既往最高潮位を観測した平成30年台風第21号等を踏まえ策定）に掲げる防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策の推進に必要な予算を確保すること

#### <兵庫県高潮対策10箇年計画(R1~R10) [全体事業費：約450億円]>

- ・ 平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止に向けた緊急対策については、R3年度中に完了予定
  - ※既に整備が完了した主な箇所 南芦屋浜地区・南護岸(約1,400m)、宮川(芦屋市)
- ・ 上記地区以外についても、計画的に高潮対策を推進(R4年度以降の主な事業)

事業箇所	事業内容	事業期間	概算事業費
西宮市枝川町地区	防潮堤嵩上げ	R4~R6	8億円
淡路市富島地区	防潮堤嵩上げ	R4~R8	7億円
新川・東川(西宮市)	統合排水機場の整備	R1~R8	120億円

- ・ 排水機場の大規模更新等、短期間に多額の事業費を要する事業について、大規模海岸保全施設改良事業の個別補助制度の予算を別枠で確保すること
- ・ 直轄事業について、十分な予算を確保すること

#### 【提案の背景】

- ・ 排水機場の更新等の大規模改築にあたっては、一旦着手すると完了まで継続的な予算配分が必要
  - [整備の例] 湊排水機場・大江島排水機場の更新
- ・ 東播海岸における直轄事業完了に伴う本来管理者への引き継ぎに向けた着実な事業推進(令和5年度事業完了)が必要

## (10) 災害時の避難行動力の向上、安全確保対策

【内閣府、気象、総務、消防、経産、厚労、国交、観光】

### ① 住民の早期避難につながる避難方策の構築

#### ア 直近の災害を踏まえた避難行動の周知

- ・ 令和元年台風第19号の被災地では、「大雨特別警報」の解除をきっかけに住民が自宅に戻り、その後河川の氾濫による浸水被害を受けたことなどを踏まえ、特別警報の発表・解除とそれに伴う適切な住民の避難行動等について、一層の周知を図ること
- ・ 「警戒レベル」「警戒レベル相当」を用いた避難情報と大雨特別警報等の気象情報との関係性や、住民がとるべき行動について、一層の周知を図ること

#### イ 防災気象情報の更なる改善

- ・ 適切な避難等が行えるよう、以下のような防災気象情報の更なる改善を進めること
  - 平成の大合併前の旧市町単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分の設定
  - 局地的大雨等の予測精度の向上
  - 夜間・早朝の避難を避け明るいうちに避難勧告等の発令の判断ができるよう、15～24時間先も含めた精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)の提供
  - 潮位や風速についても、精度が高い予測情報の提供

#### ウ 防災情報基盤の整備に対する財政支援制度の拡充

- ・ 地方公共団体が独自に実施する防災情報通信ネットワークシステムの整備運用と国の制度改正等に伴う改修等に対する財政措置を継続・拡充すること
- ・ 市町が実施する防災行政無線の整備に対する財政支援について、市町の財政力を考慮した制度とすること

##### 【提案の背景】

- ・ 気象庁の特別警報、防災気象情報レベル化などの制度改正、Lアラート(災害情報共有システム)への連携など、災害時等の情報伝達に関する災害関連情報の内容拡充に対応するため、地方公共団体独自の防災情報システムは大規模な改修が必要となっているが、費用負担が大きい。

#### エ 可視化による伝達手段の開発・整備

- ・ 気象情報や避難情報に加え、河川水位や土砂災害の危険度等をわかりやすく可視化し、マスメディアを活用して発信するため、Lアラート等による伝達手段を開発・整備すること

#### オ 広域避難計画策定のためのガイドラインの早期作成

- ・ 想定最大規模の降雨や台風による洪水、高潮からの大規模な広域避難について、市町が実効性のある広域避難計画を策定できるよう早急にガイドラインを作成すること

## ② 避難行動要支援者の支援体制の構築

- 介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別避難計画の作成について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付け、報酬加算を創設するとともに、個別避難計画作成にかかる地方交付税措置についてさらなる拡充を図ること

### 【提案の背景】

- 改正災害対策基本法において、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたが、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談支援専門員の関与は法律上位置づけられていない。
- 高齢者や障害者等の円滑な避難支援のためには、実効性のある個別避難計画作成が不可欠であることから、介護支援専門員及び相談支援専門員が作成に関与することが望ましい。
- 介護支援専門員や相談支援専門員の業務と位置づけることで、実効性のある個別避難計画作成が拡充することから、報酬加算が必要である。
- 個別避難計画の作成経費について、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を想定し地方交付税措置されることが内閣府の通知で示されたが、同額は必要最低限の費用であり、計画の作成を早期に進めるためには地方交付税措置の更なる拡充が必要である。

### 【防災部門と福祉部門が連携した本県の取組】

- 本県では、要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した介護支援専門員及び相談支援専門員が自主防災組織等とともに個別避難計画を作成する「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」を令和2年度から実施している。
- その結果、福祉専門職（ケアマネ等）と地域住民、自主防災組織、障害当事者等がケース会議や避難訓練でお互いが意見を出し合う中で理解が深まり、普段からの声掛けにも繋がった。

### 【防災と福祉の連携による個別計画作成促進事業の概要】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>福祉専門職に対する個別避難計画作成のための研修を実施</li><li>自主防災組織及び住民に福祉理解研修を実施</li><li>福祉専門職を含めた関係者によるケース会議を開催し、個別避難計画を作成</li><li>避難行動要支援者避難訓練により、作成した個別避難計画の内容を検証</li><li>居宅介護支援事業所等に対し、市町を通じ、計画1件につき7千円を支給（負担割合：県1/2、市町1/2）</li></ul>
------	--

## ③ 通勤・通学・帰宅困難者対策の充実

- 通勤通学途上や買物中の被災による帰宅困難者の受入先となる一時滞在施設の確保に向けた支援を行うこと
- 受け入れた帰宅困難者等のための食料等の備蓄に対し、財政措置を講じること
- 地震発生時の鉄道運行再開等に関する迅速な情報発信のあり方について、国においても検討すること

#### ④ 外国人観光客の災害時の安全確保対策

- ・ 災害による観光客への影響を最小限にするとともに、訪日外国人観光客の更なる増加を図るため、安全・安心に関する正確かつ迅速な情報の発信、風評被害対策、訪日旅行の促進等の対策を実施すること
- ・ 災害時において、外国人の安全を確保できるよう、旅行事業者を含め関係機関と連携した体制を整備するため、以下の取組を実施すること
  - 在外公館との連携による安否確認手順の確立
  - 公衆無線LANの整備促進を含む情報伝達手段の充実
  - 一時滞在施設の提供や避難誘導

##### 【提案の背景】

- ・ 現時点においては、各自治体において宿泊・観光事業者や警察・消防と連携した防災訓練等が実施されているが、防災対策の観点からは、広域にわたる各関係機関の連携が必要である。
- ・ 災害時には、旅行事業者から旅行者の緊急連絡先への電話等による安否確認に加え、無線公衆LANの整備によるスマートフォンへの情報提供や、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じた多言語での避難情報等の広域的な発信が不可欠である。
- ・ 外国人旅行者が数日程度滞在する一時滞在施設の確保については、各自治体等と宿泊事業者との協力体制を広域的に構築する必要があり、また、災害発生時には各観光施設職員や各自治体職員が担う避難誘導機能を広域的に構築することが必要である。

#### ⑤ 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実

- ・ 発電・送電システムの強靱化や電線類地中化の促進、電力会社間の連携強化など、災害に強い電力供給体制を構築すること
- ・ 停電時に被災者が必要最低限の電源を確保するための電力会社によるポータブル発電機等の貸出体制や国民への迅速な停電復旧見込等の情報提供体制を充実すること
- ・ 非常用電源設備等の整備支援を、二次救急医療機関など地域において重要な役割を果たしている医療機関にも拡大すること

### (11) 災害復旧対策の迅速化

【財務、農水、国交】

#### 主① 災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

- ・ ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること
- ・ 机上査定の手法として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に限定せず、Web査定の方法を恒常的に選択できるようにすること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 実地査定は、災害が頻発する中、現地間移動等に時間を要することから1日に実施できる件数が少なく、円滑な災害復旧事業の推進に支障となるおそれがあるうえ、被災自治体にとって、現地対応が大きな負担となっている。

<令和2年度 地方分権改革に関する提案募集（本県提案項目）への国の対応方針

(R2.12.18閣議決定) >

- ・ 災害査定については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、9,10月に地方公共団体へ通知。
- ・ 机上査定の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。

## ② 査定設計委託費等補助制度の対象範囲の拡大

- ・ 激甚災害等に限定されている査定設計委託費等補助の対象範囲を拡大すること

## (12) 被災地(者)支援に関する制度の充実【内閣官房、内閣府、総務、消防、財務、国交】

### ① 災害救助法の見直し

#### ア 救助費用の全額国庫負担化

- ・ 避難所運営や応急仮設住宅の建設等災害救助法に基づく救助費用について、国が指定する大規模災害の場合は、全額国が負担すること

##### 【提案の背景】

- ・ 現行は、災害救助法第21条に基づき、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、国が負担（例えば、普通税収入見込額の2/100以下の部分は50/100など）することとなっているが、全額国負担とすることにより、迅速な復旧・復興に向けた積極的な応急対応が可能となる。

#### イ 対象範囲の拡大及び運用見直し

##### 主 i) 罹災証明書の発行業務に要する経費の対象化

- ・ 災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加、または、罹災証明関係業務の応援に関する経費について全額特別交付税措置を行うこと

##### 【国制度の問題点】

- ・ 災害救助法では、救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・ 発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・ 災害救助費については、国庫負担(5/10～9/10)の残り(地方負担分)が特別交付税(4/10限度)措置されるため、国庫負担率が6/10以上であれば特別交付税措置と合わせ、実質的地方負担はゼロになる。
- ・ H30年大阪府北部地震や7月豪雨、R1東日本台風等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。
- ・ 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象でないため、派遣元自治体の負担となっている。(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)

##### ii) 災害ボランティア活動に要する経費の対象化

- ・ 大規模災害時に、被災市区町村及び社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な経費（通信手段・備品設備等）及び避難所の運営支援や家屋の片付けなどのボランティア活動に必要な経費（資機材の確保、活動用車両の借上げ等）を災害救助費の対象とすること

##### 【提案の背景】

- ・ 大規模災害時のボランティアへの支援は重要であり、国の防災基本計画でも災害ボランティアの受入や調整、ニーズの把握等の役割が求められている。その役割を担う災害ボランティアセンターの設置・運営は社会福祉協議会や市町村が行っているが、人員不足や財政負担等が生じている。
- ・ ボランティア活動に最低限必要な物は、活動参加者による持参が原則であるが、個人で用意を行うことが困難である資機材等の確保及びその費用は市町村等が負担している。
- ・ 提案の実現により財政負担が軽減されれば、災害ボランティアセンターの設置・運営の円滑化、被災者ニーズの把握による支援の迅速化が図られ、被災者の早急な生活再建が可能となる。

## ウ 修理工事を先行し事後的な手続きを可能とするなど制度の見直し

- ・ 国が指定する大規模災害の際には、現物給付の原則に基づき行われる手続きの大幅な省略又は手順変更を認めること

### 【国制度の問題点】

- ・ 住宅の応急修理や障害物の除去等は、契約主体である県(事務委任している場合は市町)が、他の災害対応業務が膨大にある中で、発注、契約、審査及び支払いの事務をしなければならない。
- ・ 南海トラフ地震等の大規模災害では、住宅の応急修理や障害物の除去等に関する事務が追いつかず、迅速な応急救助が困難となることが想定される。

## エ 早期の避難情報発出のための支援措置の拡充

- ・ 避難所開設等に要する経費については、災害救助法が適用されない場合でも財政支援措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・ 円滑な避難のためには早期に避難情報を発出する必要があるが、空振りに終わった場合、避難所開設等に要する経費には災害救助法が適用されず、市町に大きな財政負担が発生している。
- ・ 平成29年台風第18号では33市町で427箇所の避難所を開設されたが、災害救助法が適用されず。

## ② 被災者生活再建支援法の充実等

### ア 大規模災害における国の対応

- ・ 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること

### 主イ 被災全地域への適用

- ・ 同一の災害により被害を受けた全ての地域を平等に対象とすること

### 【提案の背景】

- ・ 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。
- ・ 平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

### 主ウ 半壊、準半壊世帯への適用

- ・ 令和2年の法改正により、支給対象が中規模半壊(損害割合30%以上40%未満)まで拡大されたが、令和元年台風第15号時に支援対象が拡大された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、半壊世帯(損害割合20%以上30%未満)及び準半壊世帯(損害割合10%以上20%未満)も支援対象とすること。

### <被災者生活再建支援制度>

区分	損害割合	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借
全壊	50%以上	100万円	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	30%台	—	100万円	50万円	25万円

## エ 対象拡大に伴う財源負担等に関する地方との協議

- ・ 対象拡大に伴う支援金額及び財源負担については、全国知事会と協議の上、決定すること

### ③ 災害援護資金貸付金制度の改善

#### ア 貸付原資償還について返還があった場合のみに変更

- ・ 県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 他の貸付金（例：介護福祉士修学資金貸付金、生活福祉資金）制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へ償還することとなっている。
- ・ 災害援護資金貸付制度では、実際には返還されていない貸付金についても、市町が借受人に代わって国・県に償還しなければならないため、市町に対して重い負担を求めている。

#### イ 改正弔慰金法の円滑な処理に向けた対応

- ・ 弔慰金法の改正により可能となる免除の処理を円滑に行うため、市から県、県から国への償還期限を、債権管理法等による履行延期特約により、必要な期間、延長すること

##### 【災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)の概要】

- ・ 被災者生活再建支援法制定以前の災害について、一定の所得・資産要件により、免除
- ・ 平成31年4月以降は保証人の要否を市町村が決定することを踏まえ、それ以前の災害についても貸し出しから20年経過後、市町村が保証債権を放棄することが可能
- ・ 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除
- ・ 所得・資産を調査する権限を市町村に付与

#### ウ 起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置

- ・ 起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置を行うこと

##### 【提案の背景】

- ・ 阪神・淡路大震災では、大混乱の状況下で早期の被災者の救済が求められたが、当時は中低所得の被災者の生活再建には災害援護資金以外の選択肢がなく、貸付から20年が経過している現在においても、多くの労力と費用を費やして償還業務にあたっている。

##### 【災害援護資金貸付金の償還状況（R3.3末時点）】

貸付額約1,309億円（うち神戸市分約777億円）のうち、償還額約1,110億円、償還免除額約175億円、未償還額約23億円（うち神戸市分約15億円）

### ④ 社会福祉協議会職員の応援派遣に係る体制強化

#### ア 社会福祉協議会職員の応援派遣に係る財源の確保

- ・ 大規模災害発生時に、社会福祉協議会の全国ネットワークを生かした被災地支援体制を構築するための財源を確保するため、発災後の県及び市区町社会福祉協議会職員の派遣費用に対しては全額国費で措置するよう制度化すること。

##### 【提案の背景】

- ・ 大規模災害発生時には、被災地からの要請等により、全国の社会福祉協議会が職員派遣等を行う支援体制が構築されつつある。
- ・ 大規模災害発生時の社会福祉協議会職員の現地派遣費用は、生活福祉資金貸付制度に係る原資取崩し等により対応している。
- ・ 原資取崩しによる対応は災害の都度、国通知で指示がある暫定的な対応であること、当該貸付原資が将来的に国への返還が見込まれていることから、原資取崩しによる対応では今後の大規模災害に対応できない恐れがある。
- ・ また、現在の状況では、職員派遣時に派遣等経費にかかる財源が措置されるかどうか、その予算規模が不明確なまま派遣要請に応じているため、各社会福祉協議会の負担が大きく、職員派遣体制構築の足かせとなっている。

## ⑤ 避難者に関する基礎情報の一元化

### ア 避難者名簿の様式・項目の統一

- ・ 災害時における被災者支援の基礎情報となる「避難者名簿（避難者カード）」の様式・項目を全国的に統一すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 避難所運営に必要な避難者名簿（避難者カード）については、避難所運営ガイドラインにより市町が作成することとされているが、様式・項目については示されていない。
- ・ 様式や項目が市町により異なっている現状では、市町村や都道府県域を越える広域災害に対応する際、十分な情報が得られず、支援の遅れを招く可能性がある。

### イ 被災者の配慮事項等の共有システムの構築

- ・ 被災者の配慮事項等を全国で一元的に情報共有できるシステムを構築すること

#### 【提案の背景】

- ・ 原子力災害や大規模災害など広域的な対応を要する場合において、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するには、自治体間での被災者の情報共有が不可欠である。
- ・ しかし、被災者支援に必要な被災者の配慮事項を自治体間で情報共有できるシステムがなく、災害時要援護者に対する細やかなかつ切れ目のない支援につなげられない事例が生じている。

## ⑥ 大規模自然災害時の支援体制の継続

- ・ 広域的な大規模自然災害時において、迅速かつ円滑な復旧等に資する、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や国による権限代行等が速やかに実施できる体制・機能の拡充・強化を図ること

#### 【提案の背景】

- ・ 近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、迅速かつ確実な緊急対応のためには、引き続き国の支援が必要不可欠であるため。

## ⑦ 災害救援支援に関するボランティア活動支援制度の創設

- ・ 災害ボランティアの活動に要する交通費や宿泊費、保険の割引など活動を財政面から支援する全国的な基金の創設など社会全体で支える仕組みを創設すること

#### 【大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト(ふるさとひょうご寄附金事業)】

対象者	5人以上で構成する以下の団体 ※県外に拠点を置く団体・グループが県外の被災地で活動する場合は対象外
補助対象	現地までの交通費、宿泊費、現地での活動費（交通費）
補助金額	上限20万円

## ⑧ 住宅再建共済の全国制度化と地震保険料控除制度の対象化

- 住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして本県が創設・実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること
- 地方公共団体が条例に基づき実施する自然災害に対する共済制度についても、地震保険料控除制度の対象とすること

### 【提案の背景】

- 地震保険料控除の対象となる保険や共済の契約は、「一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる契約」とされているが、住宅再建共済制度は、地震により生じた損失をてん補するものではなく、住宅再建を支援するため住宅再建方法に応じて給付するものであることから、控除制度の対象外とされている。
- 当該制度は、被災者の住宅再建に資する制度であり、地震災害に対する国民の資産保全を図ることを目的とする地震保険料控除制度の趣旨に合致することから、同制度の対象とすべきである。

### 〔「兵庫県住宅再建共済制度」の概要〕

区 分	住宅再建共済		家財再建共済
	本体制度	付加制度	
共済負担金	年5,000円／戸	年500円／戸	年1,500円（本体制度と併せて加入の場合1,000円）
給付対象	半壊以上で建築・購入・補修	準半壊で建築・購入・補修	半壊以上又は床上浸水で補修・購入
共済給付金	最大600万円	最大25万円	最大50万円

※ その他、マンション共用部分を対象とした制度あり

## (13) 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえた財政支援

### 【総務】

### ① 震災復旧・復興のために発行した地方債の実質負担軽減

- 阪神・淡路大震災の復旧・復興のためのインフラ整備のために発行した震災関連地方債の元金償還や利子負担を軽減するよう、適切な財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体は、震災から26年を経過した今日においても、その震災関連公債費の影響もあり、厳しい財政状況が続いている。負担軽減には、東日本大震災の復旧・復興事業と同様の軽減措置が必要である。

### 〔阪神・淡路大震災復興事業のうちインフラ整備の地方債残高〕

区 分	地方債残高A	交付税措置B	実質的な負担A-B
兵庫県	836億円	182億円	654億円
被災市	304億円	74億円	230億円
計	1,140億円	256億円	884億円

(注1) 被災市：尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、淡路市

(注2) 地方債残高：令和元年度決算ベース

### ② 公的資金繰上償還における補償金免除制度の適用

- 平成25年度に創設された、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対する旧公営企業金融公庫資金の補償金免除制度と同等の措置を適用すること

### 【提案の背景】

- 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の復旧・復興事業のため多額の借入を行った当時の金利水準である4%以上の公的資金借入残高（R1決算：362億円〔うち旧公営企業金融公庫資金借入金残高は72億円〕）に対する負担軽減措置が必要である。

## 2 防災体制の充実

### 主 (1) 防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】

- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること
- ・ 各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること

#### 【提案の背景】

- ・ 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など、多発化・激甚化する自然災害にあらかじめ備えて被害を軽減するため、これまでの経験と教訓を生かした事前防災を徹底することが不可欠である。
- ・ 防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
- ・ 各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。

※ 主な国の研究機関

防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、  
通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

【防災庁の必要性】 出典：「我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書」(H29.7)

- ① 国民の防災意識を高めるため(防災・減災の推進役)
- ② 強い調整力で事前対策から復興までを総合的に進めるため(防災の主流化と創造的復興)
- ③ 災害情報の一元化を図るため(防災情報発信の司令塔)
- ④ 全自治体の確実な防災対応力の向上のため(防災体制水準の確保)
- ⑤ 自治体等との緊密なネットワークを確保するため(顔が見える関係の構築)
- ⑥ 災害ノウハウや調査研究成果の活用のため(経験や知見の高度化)
- ⑦ リダンダンシーを確保するため(首都機能のバックアップ)

### (2) 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

【内閣官房、内閣府、総務、  
財務、文科、国交】

#### ① 関西における首都機能バックアップ構造の構築

#### 主ア 首都機能バックアップ構造の構築

- ・ 防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

#### 【兵庫県内の拠点設置に資する機能集積状況】

三木総合防災公園	大規模かつ広域的な災害に的確に対応する基幹的広域防災拠点であり、国際緊急援助隊が訓練するほか、E-ディフェンスによる基礎研究等を実施している。
神戸東部新都心	人と防災未来センター、国連防災機関駐日事務所、JICA関西(国際防災研修センター)、アジア防災センター等による国際的な防災人材の育成や防災に関するシンクタンク機能を持っている。

- ・ 首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること
- ・ 関西の位置付けを明確にした政府業務継続計画(BCP)を策定すること

## イ 基幹的な交通インフラ整備による国土のリダンダンシーの確保

- ・ 基幹的な交通インフラの整備(下記例)により国土のリダンダンシー(代替性)を確保すること
  - 関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備
  - リニア中央新幹線、北陸新幹線、山陰新幹線の整備
  - 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の国際競争力の強化
  - 関西の航空需要等への的確な対応

## ② 防災教育・研究の拠点地域の形成

### ア 防災教育・研究機関の集積促進

- ・ 人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センター、国際復興支援プラットフォーム（IRP）等が集積する兵庫県を国際的な防災教育・研究の拠点地域と位置づけ、関係機関の更なる集積を図ること
- ・ 特に消防大学校、消防研究センター等の首都圏に立地する防災教育・研究機関の兵庫県への移転を進めること
- ・ 広域防災拠点である「兵庫県広域防災センター」を全国の防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること

#### 【提案の背景】

- ・ 海外においても災害が頻繁かつ激しく起こっており、より一層の国際防災協力が必要である。
- ・ 本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた災害対応ノウハウの蓄積に加え、人と防災未来センターを中心に、HAT神戸（神戸副都心）に集積する国際防災関係機関が継続的に連携することにより、高度で効果的な調査、研究、人材育成等が期待される。

#### 【首都圏に立地する防災教育・研究機関の例】

施設名称	設置目的	職員数
消防大学校	消防関係者（消防職員、消防団員、その他消防事務に携わる職員）に対し、幹部としての高度な教育訓練を行う国の機関	12名 〔収容人数〕 〔250名程度〕
消防研究センター	火災の原因究明のための調査・試験、先進の消防資機材の開発等消防の科学技術に関する研究開発を総合的に行う国の機関	25名
一般財団法人消防防災科学センター	消防防災に関する科学的調査研究及び情報資料の収集・分析並びに消防防災に関する情報の提供	18名

#### 【HAT神戸に立地している国際防災関係機関の例】

アジア防災センター、JICA関西（国際防災研修センター）、国際復興支援プラットフォーム、国連防災機関駐日事務所、国連人道問題調整事務所神戸事務所 等

#### 【昨今の本県に集積する関係機関の海外の災害への協力状況】

- ・ アジア各国、中南米等からの研修員、客員研究員の受入（アジア防災センター、JICA関西等）
- ・ 防災グローバルプラットフォーム、アジア防災閣僚級会議等の各種国際会議における日本の復興事例等の紹介（国際復興支援プラットフォーム等）
- ・ 海外における災害被災地現地調査及び提言、衛星画像提供等（アジア防災センター等）

#### 【兵庫県広域防災センターの概要】

- ・ 災害時において全県域をカバーする広域防災拠点として機能するほか、平常時においては、地域の防災力を高めるための人材育成を行っている。

## イ 人と防災未来センターの体制強化

- ・ 「人と防災未来センター」を全国レベルの防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること
- ・ 研究機能の充実など、機能・体制の強化に対して支援すること
- ・ 運営支援を継続すること

### 【提案の背景】

- ・ 「人と防災未来センター」は、阪神・淡路大震災の経験と教訓の国内外へ発信するとともに、専門研修による災害対策の実務を担う中核的な人材の養成や、大規模災害被災地の支援などに取り組んでおり、我が国の災害対応力の向上に貢献している。
- ・ 国内外で災害が多発していることを踏まえ、国内外の大学、研究機関等との連携・交流を引き続き展開するとともに、研究機能の充実を目指し、関係機関の更なる集積や体制強化を図る必要がある。

### 【人と防災未来センターの概要】

- ・ 国の支援を得て平成14年4月に兵庫県が設置、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が指定管理により運営
- ・ 阪神・淡路大震災の経験と、そこから学んだ防災の重要性等の教訓を後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識及び技術の普及を図ることにより、地震等の災害による被害の軽減に貢献することを目的とした研究、研修等を実施

## ウ 公立大学法人兵庫県立大学における防災研究に対する支援

- ・ 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科で実施する防災関係機関と連携した取組など、同大学における独自性の高い防災研究、教育に対する支援を行うこと

### 【「兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科」の概要】

#### ○博士前期課程（平成29年4月開設）

入学定員	1 学年12名	修業年限	2 年
設置場所	人と防災未来センター東館内		
教育研究内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減災復興アセスメント領域（自然災害史、生活環境アセスメント、防災情報 等）</li> <li>・ 減災復興コミュニケーション領域（社会心理、防災教育、災害ボランティア 等）</li> <li>・ 減災復興マネジメント領域（災害対応マネジメント、コミュニティ防災、地域産業復興政策 等）</li> <li>・ 減災復興ガバナンス領域（自治体防災行政、被災者支援政策、国際防災協力 等）</li> </ul>		

#### ○博士後期課程（平成31年4月開設）

入学定員	1 学年2名	修業年限	3 年
設置場所	人と防災未来センター東館内		
教育研究内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会システム</li> <li>・ 人間・生活分野</li> </ul>		

## (3) 発災時の関西3空港相互支援体制の構築

【国交】

- ・ 平成30年の台風第21号により関西国際空港の機能が大きく損なわれたことを踏まえ、発災時の関西3空港相互支援体制の構築に向け支援し、日本全体での空港間の支援・補完体制を整備すること
- ・ 発災時に神戸空港、伊丹空港で国際線の受入れが可能となるよう、「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成20年国土交通省告示第1504号）」を見直すこと

**【提案の背景】**

- ・ 令和元年5月の関西3空港懇談会において、短期(2021年頃)の視点に立った取組として以下のとおり合意しており、この内容を速やかに実現することが必要

**【関西3空港懇談会取りまとめ(R1.5.11)(抜粋)】**

- ・ 広域災害対策の一環として、3空港の災害対応力向上を図るとともに、発災時の3空港相互支援体制を構築し、日本全体での空港間の支援・補完についても体制を整えていく。

**【空港の設置及び管理に関する基本方針(H20.12.24)(抜粋)】**

近畿圏における空港相互間の連携のあり方

- ① 関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当
- ② 大阪国際空港は国内線の基幹空港であり、環境と調和した都市型空港
- ③ 神戸空港は150万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港

**(4) 消防力の充実強化のための支援の拡充****【消防】**

- ・ 市町の消防団(非常備消防)に対する財源措置を拡充すること

**【提案の背景】**

- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、消防団員の確保に取り組んでいるが、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、団員装備費等の財政負担が重くなっている。
- ・ 消防団員の処遇に関しては、「消防団員の処遇等に関する検討会」の議論を踏まえた消防庁長官通知により、年額報酬及び出勤報酬の改善検討を行なっているが、現行の普通交付税を超える支出が予測されることから、特別交付税を含めた十分な財政支援の見直しが必要である。

- ・ 防火水槽の長寿命化に対する財政措置を木造密集地域以外の消防水利まで拡大すること

**【提案の背景】**

- ・ 消防水利の設置については、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)第4条第3項において、消火栓に偏らないよう考慮することとされている。これまで、各消防本部において、地域の特性に合わせて消防水利を整備してきたが、その老朽化が懸念されている。
- ・ 消防水利の整備促進強化に関する財政措置について(平成30年1月25日付け消防庁消防・救急課長通知)において、財政措置の対象範囲が、防火水槽の新設、更新に加え、長寿命化まで拡大されたが、対象地域は「大規模火災の危険性が高い木造密集地域」に限定されている。

**(5) 陸上自衛隊姫路駐屯地の体制維持****【防衛】**

- ・ 陸上自衛隊姫路駐屯地が本県の災害対応拠点として、さらには大規模・広域災害時のベースキャンプとしての機能を発揮できるよう、輸送や後方支援など新たな機能付与も含めて、現行の体制を維持すること

**【提案の理由】**

- ・ 防衛計画では部隊の編成の見直し方針等が示され、中期防衛力整備計画では北海道以外の火砲部隊の集約を着実に進めるとされており、陸上自衛隊姫路駐屯地に所属する火砲部隊である第3特科隊も縮減対象とされている。
- ・ 姫路駐屯地は、昭和26年の創設以来、本県や姫路市の総合防災訓練、水防演習への参加のほか、阪神・淡路大震災以降、20回に及ぶ災害派遣を行うなど、地域の災害対応に不可欠な存在である。
- ・ 関西と中国・四国を繋ぐ交通の要衝に位置する姫路駐屯地は、熊本地震でも西日本への集結地として活用されており、今後も広域的な災害対応拠点としての役割が期待される。
- ・ 近年、風水害が相次ぎ、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなか、本県の災害派遣要請部隊である第3特科隊の縮減は、県民の災害救援等に対する不安を増大させるだけでなく、西日本全体の安全や地域社会、地域経済への影響も懸念される。

## (6) 原子力災害対策の充実

【内閣府、原子力】

### ① 実効性のある防護措置実施のための支援

#### ア 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等の充実

- ・ 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等を充実すること

##### 【提案の背景】

- ・ 緊急時モニタリング体制の構築は、国の責任において実施されるが、UPZ外においては、具体的な計画等が示されていない。
- ・ 国による防護措置の判断や避難の指示等が、迅速かつ的確に伝達されることが求められるが、一般回線のみでは、通信不全の時の備えとしては不十分である。

#### イ 防護措置のあり方の理解促進

- ・ 原子力災害対策指針の内容について、国民及び関係地方公共団体の理解を得ること
  - 放射線の実測値に重点をおいた防護措置
  - UPZ外の地域での防護措置のあり方 等

#### ウ 防護体制の整備・支援

- ・ 国の責任による防護体制の整備・支援を行うこと
  - モニタリングポストの増設
  - UPZ外における安定ヨウ素剤の配備 等

##### 【提案の背景】

- ・ 緊急事態における住民等への放射線の影響を、最小限に抑えるための防護措置について、万全の体制で臨む必要がある。

##### 【防護体制の状況】

モニタリングポストの設置	環境放射能水準調査用として県内6箇所に設置
UPZ外における安定ヨウ素剤の配備	UPZ外自治体に対する国の財政支援の措置がない

### ② 広域避難対策の充実

- ・ 都道府県域を越える広域的な避難の実施に必要となる、以下のような取組を行うとともに、必要な財政支援を行うこと
  - 避難退域時検査や簡易除染等に関する要員・資機材の確保
  - 広域避難の際の渋滞解消対策
  - 避難車両及び運転員の確保対策
  - 要支援者対策の広域調整及び実戦的な訓練の実施

## (7) 新型インフルエンザを含む感染症対策の強化

【内閣府、厚労、農水】

### ① 新型インフルエンザ等への備えの強化

#### ア 水際対策の的確な実施

- ・ 海外で新型インフルエンザが発生した際には、水際対策を的確に実施すること
  - 発生国からの入国者を検疫する空港・港の集約
  - 第三国経由での入国者の捕捉 等
  - 発症者の停留
  - 未発症者（要健康観察者）に対する感染防止措置の啓発
  - 健康観察を要する帰国者情報の都道府県等への提供

## イ 集団発生時の体制の確保

- ・ 集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること
  - 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）を活用した病床の確保
  - 都道府県が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援 等

### 【提案の背景】

- ・ 大量患者発生の際には、国立病院等の遊休病床等の活用が必要である。休床利用等を円滑に行えるようマンパワーの確保支援により医療体制の確保や集団発生時の対応が行える。

## ウ 対策に必要な財政支援

### i) 休業措置等を行った社会福祉施設等に対する財政支援

- ・ 県の要請等で休業措置等をした介護施設など社会福祉施設等に対する財政的な支援を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 財政支援により、県の要請がスムーズに受諾され施設内での集団感染等の防止につながる。

### ii) 薬剤保管経費の全額国費化

- ・ 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の保管経費は、全額国費で措置すること

### 【提案の背景】

- ・ 備蓄薬剤の購入・廃棄経費は地方財政措置が講じられている一方で、備蓄薬の保管には、日本薬局方に規定される室温（1～30℃）で保管できる空調設備を備え、厳重な施設管理ができる大きな保管庫が必要であるが、これに要する保管経費に対する地方財政措置は講じられていない。

### iii) 事務職員等の補償の対象化

- ・ 県の要請等で医療の提供を行う医療事業者が、患者と直接接する業務に事務職員等を活用した場合には、医療関係者のみならず、事務職員等も補償の対象とすること

### 【提案の背景】

- ・ 実際の医療活動を行う場合、事務職員等も含めた各医療スタッフ等がチームとして医療提供が行う必要があるが事務職員等が補償の対象となっておらず、医療活動に支障を来すおそれがある。

## ② エボラ出血熱対策など一類感染症への備えの強化

### ア 感染症指定医療機関に対する運営支援の充実

- ・ 「感染症指定医療機関運営費補助金」の見直しなど、感染症指定医療機関に対する運営支援を充実すること
  - 感染症専門医及び感染症専門スタッフの person 費の補助対象経費化
  - 専用病床での検査機器等の購入に要する備品購入費の単価上限の撤廃

### 【提案の背景】

- ・ エボラ出血熱等の一類感染症の患者の治療を行う「第1種感染症指定医療機関」では、一類感染症患者対応のスタッフ確保や検査機器等の購入など特別な対応が必要である。
- ・ しかし、国の「感染症指定医療機関運営費補助金」の補助対象経費には人件費が含まれず検査機器等購入費に上限が設定されている。人件費を対象経費とすることにより、感染症指定医療機関が専門医やスタッフの雇用を積極的に行えるようになる。
- ・ また、単価を撤廃することにより、高価な備品も整備できるようになり、感染症指定医療機関の診療機能の充実につながる。

## イ 専門医・専門スタッフの育成

- ・ 国において感染症専門医及び感染症専門スタッフの養成・育成を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 全国的に感染症専門医および感染症専門スタッフの数が不足している。感染症の知識を有する専門医や専門スタッフが増えることで、診断の早期発見や院内感染対策、普及啓発の推進となり、感染症拡大予防につながる。

## ③ 家きんの鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病対策の強化

- ・ 今般の国内の家きんでの鳥インフルエンザや豚熱の発生状況、続発原因を分析し、効果的な発生予防・まん延防止対策を講じること
- ・ 予め年間の必要量を一括輸入するなど豚熱経口ワクチンの確実な確保を図ること
- ・ 年間を通じて経口ワクチンの計画的な散布を実施できるよう、必要な予算を全額措置すること。
- ・ 経口ワクチンの内製化に向けた取組を加速すること
- ・ 海外からの畜産物の持込みを厳格化し、水際対策を一層強化すること
- ・ 防疫に関する予算を十分に確保すること

- 新**・ 焼却、埋却にかかる経費について、国による財政措置を拡充すること  
(国庫1/2→10/10)

### 【提案の背景】

- ・ R3年3月以降、県東部において野生イノシシでの豚熱発生が相次いでいるため、現在、県東部で経口ワクチンを散布しており、今後も継続する必要がある。
- ・ また、今後、野生イノシシの豚熱発生が、県中部・西部に拡大した場合、経口ワクチンの散布エリアを拡大する必要があることから、散布に必要な経口ワクチンを全量確保すべきである。

区分	ワクチンの購入経費	散布に要する経費
実施主体	豚熱経口ワクチン導入全国協議会	農畜産業振興機構
負担割合	全額国負担	
実施方法	実施主体→県協議会に現物配布	農畜産業振興機構→県協議会へ直接補助
内容	豚熱経口ワクチン導入全国協議会が全てのワクチンを輸入し、県協議会の依頼に応じて出庫	散布に要する人件費、機器・資材等の経費を補助

## (8) 朝鮮半島情勢に対する対応の充実・強化 【内閣官房、消防、法務、防衛】

### ① 国民への情報提供と関係機関の対応の明確化

- ・ ミサイルが落下した際の、国、地方公共団体、消防、警察、交通機関などの関係機関がとるべき対応（タイムライン）を明確化すること

### ② 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する対応

- ・ ミサイル飛来時の高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（施設管理者、当該者の支援者含む）の取るべき避難行動のあり方について検討し、周知すること

### ③ Jアラートによる確実な情報伝達

---

- ・ 設定の誤りなど人為的なミスにより情報伝達に不具合が生じることのないよう、Jアラートシステムを改善すること

#### 【提案の背景】

- ・ 現行システムは、各市町で詳細に設定する必要があるため、人為的なミスが生じやすい。

#### [全国一斉情報伝達試験結果（令和3年5月19日）]

参加市町村	1,730団体
住民への情報伝達ができなかった市町村	16団体

### ④ 避難民の流入に対する対応

---

- ・ 朝鮮半島から我が国への避難民流入想定を示すこと
- ・ 関係機関が事案発生時にとるべき警備、避難民収容、物資提供等の対応方針を定めること

### 3 医療確保と健康づくり

#### (1) 医師の地域偏在・診療科偏在を是正する仕組みの構築 【文科、厚労】

へき地や産科・小児科等における医師不足を解消するため、都道府県毎の地域事情を踏まえ、以下の取組により、医師の適正配置が実現する仕組みを構築すること

##### 主① 医師需給推計の見直し

新・ 国は、医師の需給推計を踏まえ、令和5年度以降の医学部臨時定員の減員等を行う方向で検討を進めている。

しかし、①地域の医師不足解消には未だ至っておらず、新型コロナウイルス感染症の影響で更に深刻さを増し、②地域偏在も依然として大きく、本県でも神戸・阪神以外の医療圏では、全国平均を下回る状況となっている。

そのような状況であるにも関わらず、推計の根拠も不明確な医療需給を基にした医学部臨時定員の減員や地域枠の見直しなど、地域医療の実情にそぐわない拙速な見直しを行わないこと。

##### 【提案の背景】

- ・国の医療従事者の需給に関する検討会は、医師の需給推計について2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、以降は過剰となると推計している。
- ・この需給推計を踏まえ、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む医学部総定員は減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で意見をとりまとめようとしているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない。
- ・また、地域の感染症対策を担う人材育成や医師の働き方改革の取組等も考慮する必要がある。

##### <医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

・神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

島根	宮城	鹿児島	福井	愛媛	神奈川	山梨	愛知	北海道	富山
238.7	234.9	234.1	233.7	233.1	230.9	224.9	224.9	224.7	220.9
山口	栃木	三重	群馬	宮崎	岐阜	長野	千葉	静岡	山形
216.2	215.3	211.2	210.9	210.4	206.6	202.5	197.3	194.5	191.8
秋田	茨城	福島	埼玉	青森	岩手	新潟			
186.3	180.3	179.5	177.1	173.6	172.7	172.7			

## 主② 医学部「地域枠」入学定員（臨時定員）の継続措置

- ・依然として著しい医師不足の状況にあるため、令和5年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

〔※ R2. 8. 31 厚生労働省・医療従事者の受給に関する検討会  
・令和4年度の臨時定員については、現行どおり継続  
・令和5年度以降については、令和3年春を目途に検討 → 現在も検討中〕

- 新・将来時点(2036年)における医師数が不足する医療圏がある都道府県に限り、不足分の合計数を地域枠の必要数として大学に要請できる方向で検討が進められているが、地域の実情に応じて地域枠が設置できるよう、現行どおり都道府県知事が必要とする数を要請することを可能な制度とすること

### 【国制度の問題点】

- ・地域枠の入学定員（臨時定員）は、令和3（2021）年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- ・それにも関わらず、医師確保計画策定ガイドライン（H31. 3）においては、令和4（2022）年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。⇒ 本県は要件に該当せず
- ・国が示す将来時点の必要医師数は、病院勤務医と診療所勤務医を分けずに推計されており、地域医療を担う公的病院等の勤務医の不足や、郡部において在宅医療を担う診療所勤務医の不足など、地域の実情を正確に反映していない数値である。
- ・また、医師偏在指標に基づく「医師少数都道府県」、「医師多数都道府県」、「医師少数でも多数でもない都道府県」の区分は、相対的な医師の偏在の状況を示すものであり、絶対的な医師数の充足状況を示しておらず、医師少数ではない都道府県においても医師不足の状況にある。
- ・国が医師確保対策として考えている都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等については、地域枠で養成した医師を中心に行っており、確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。
- ・国は「医療従事者の受給に関する検討会」において、①医師需給推計では、2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、以降は過剰となる、②この需給推計を踏まえ、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む医学部総定員は減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で意見をとりまとめようとしているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない。
- ・また、地域の感染症対策を担う人材育成や医師の働き方改革の取組等も考慮する必要がある。  
⇒ 全国知事会社会保障常任委員会委員長から厚生労働大臣あて、①新型コロナウイルス感染症、働き方改革の影響を考慮し慎重に推計を見直すとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程を明確に示し、十分説明を行うこと、②医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること等の意見書を提出（R3. 3. 4 厚生労働省・医療従事者の受給に関する検討会）
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和4（2020）年度については暫定的に現行どおりとされたが、令和5（2021）年度以降も、現行制度を継続し、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠については臨時定員で措置することが必要である。

<医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

・神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

島根	宮城	鹿児島	福井	愛媛	神奈川	山梨	愛知	北海道	富山
238.7	234.9	234.1	233.7	233.1	230.9	224.9	224.9	224.7	220.9
山口	栃木	三重	群馬	宮崎	岐阜	長野	千葉	静岡	山形
216.2	215.3	211.2	210.9	210.4	206.6	202.5	197.3	194.5	191.8
秋田	茨城	福島	埼玉	青森	岩手	新潟			
186.3	180.3	179.5	177.1	173.6	172.7	172.7			

<本県の医学部臨時定員増の状況>

16名（神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名）

<本県の地域枠（臨時定員を除く）の状況>

5～6名（年により異なる）（兵庫医科大学：3名、自治医科大学：2～3名）

【本県のへき地勤務医師の養成・派遣】

・自治医科大、兵庫医科大、神戸大学、鳥取大学、岡山大学において、へき地等勤務医師を養成し、へき地医療拠点病院及びへき地の市町立病院等に派遣（令和2年（2020）は総数236人）

○ 修学資金を貸与（9年間の義務年限後、免除）

③ 医師養成課程を通じた医師確保対策の推進

- ・すべての専攻医が一定期間地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること

④ 診療科偏在対策の実施

- ・診療科別の定数管理制度の導入など診療科偏在対策を実施すること

【提案の背景】

・現行では、医師の自由意思により診療科を選択できることから、産科、小児科、救急科など一部の診療科で、医師の絶対数の不足が指摘されている。

主⑤ 新専門医制度に対する懸念の払拭

新専門医制度について、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたいと、以下の措置を講じるよう提案する。

ア 過去3年間の平均採用数と必要数の差の削減

- ・シーリング数算定に当たり、過去3年間の平均採用数と必要数の差について、本来100%削減すべきところ、20%のみの削減とされている。各都道府県の将来の医師の年齢分布に配慮することも必要であるため、可能な限り削減率を更に高く設定すること。

イ 外科・産婦人科のシーリング対象化

- ・連携プログラムについて、本県を含むシーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること。

## ウ 医師少数県の連携プログラム参加推進

- ・本県を含む医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、全ての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること。

## エ 研修の実施状況に関するデータベースの構築

- ・専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること。

### 【提案の背景】

- ・東京都の専門研修プログラムへの登録が集中(R1：20.6%(1,771人(東京都)／全国(8,615人))
- ・2020年度専門研修プログラム定員では、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要である。
- ・新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については東京都への専攻医の集中が高くなっている。  
〔※ 東京都の専攻医(医籍登録3年目)の全国割合  
H28：外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R2：外科22.3%、産婦人科25.0%〕
- ・新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテートしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

### 【外科専門研修基幹施設の認定基準】

- ・日本外科学会指導医、外科専門医が合計3人以上常勤し、うち2名はプログラム統括責任者の基準を満たしている
- ・外科系病床として常時30床を有している
- ・年間500例以上のNCD登録外科手術症例を有している
- ・現行の日本外科学会の指定施設であり、3領域以上のサブスペシャリティ領域学会の修練施設である等

### 【本県の外科専門研修基幹施設】

神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院、神戸市立医療センター中央市民病院、北播磨総合医療センター、加古川中央市民病院

(※ 上記認定基準を満たしているが、研修基幹施設ではない病院 県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院 等)

## ⑥ 地域医療体制整備に関する権限移譲等

### ア 地域医療体制整備に関する権限の移譲

- ・医療機関、診療科及び医師の需給調整に関する以下の権限を都道府県に移譲すること
  - 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分
  - 地域医療計画に基づき、へき地へ医療機関の誘導を進める場合など一定の要件下での独自の診療報酬の決定
  - 健保組合等被用者保険の保険者に対する指導

### イ 臨床研修病院の指定時における技術的支援の充実

- ・都道府県が臨床研修病院の指定を行うに当たり、審査・指導業務(実地調査等)に関する都道府県からの相談へのきめ細やかな対応等、技術的支援を講じること

### 【提案の背景】

- ・医師法一部改正(平成30年7月公布、令和2年4月1日施行)により、厚生労働省令に定める基準に基づいて都道府県知事が臨床研修病院を指定する旨が規定されているが、全国的な医療の質の担保のためには、国の技術的支援が必要不可欠である。

## ウ 基準病床数の算定式の基準の参酌基準化

- 基準病床数の算定式の基準について、参酌基準化すること

### 【提案の背景】

- 医療法に基づき都道府県が医療計画に定める病院及び診療所の基準病床数は、二次医療圏ごとに医療法施行規則に定める全国一律の算定式により算定することとなっているため、人口の偏在や医療機関の配置等の地域事情に配慮した適切な病床の整備ができない。

### 【現行の算定式（一般病床の場合）】

$$\frac{\sum \left\{ \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right]}{\text{病床利用率}} \times \left[ \begin{array}{c} \text{平均在院日数} \\ \text{} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right]}{\text{病床利用率}}$$

※ゴシック体の部分が告示で規定される。

## 主(2) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応 【総務、厚労】

- 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証の議論にあたっては、国が示した9領域における診療実績などに加え、地域の実情に合った以下の分析視点を踏まえ検討すべきことを明確化すること。
  - へき地における一般医療や9領域以外の高度専門・特殊医療（粒子線医療、リハビリテーション医療等）を行う専門病院は、一般病院と同じ評価項目で分析がなされているが、その役割に対する適切な評価項目を設定のうえ、分析すること。
  - 新型コロナウイルス感染症への対応等の感染症対策についても、地域で公立・公的病院が果たしてきた役割や機能を踏まえ、分析の対象として丁寧に検討すること。

### <再検証対象となる公立・公的医療機関等(県内 16 機関) >

圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神戸(2)	・ 県立リハビリテーション中央病院 ・ 国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路(4)	・ 県立姫路循環器病センター ・ 相生市民病院 ・ たつの市民病院 ・ 県立粒子線医療センター
阪神(1)	・ 国立病院機構兵庫中央病院	但馬(4)	・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・ 公立香住病院 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・ 公立村岡病院
東播磨(2)	・ 高砂市民病院 ・ 明石市立市民病院		
北播磨(2)	・ 加東市民病院 ・ 多可赤十字病院		
丹波(1)	・ 柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

### ※国の分析内容

対象	高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
分析	2次医療圏ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない</li> <li>・ 上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）</li> </ul>

### (3) 公立病院に対する交付税措置の拡充

【総務】

#### ① 基準内繰出金に対する地方交付税措置の充実

- 公立病院が担う小児医療、救急医療等不採算部門の運営や医師確保対策等に配慮し、措置単価の引上げなど、地方自治体による病院事業への基準内繰出金に対する地方交付税措置を充実すること

##### 【国制度の問題点】

- 公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門などに配慮し交付税措置されているものの、自治体による病院事業への基準内繰出額と交付税措置額が乖離している。

##### [兵庫県立病院決算における基準内繰出額と交付税措置額の乖離状況 (R1)]

基準内繰出額	交付税措置額	差額
23, 116, 249千円	6, 984, 582千円 (兵庫県試算)	▲16, 131, 667千円

#### ② 病院事業債（特別分）の期限延長及び交付税措置の充実

- 病院再編の取組を促進するため、通常より交付税措置が有利な病院事業債（特別分）の期限を令和7（2025）年度まで延長すること
- 近年の建築単価の高騰に配慮し、病院建設に対する交付税措置対象となる建築単価（現行：360千円/㎡）を引き上げること

##### 【国制度の問題点】

- 病院の施設整備については、平成26年度に、東日本大震災以降の公立病院の建築単価の急激な上昇を受けて、交付税の単価の引上げが行われたが、建築単価と交付税単価は未だ乖離している。

##### [病院事業債の交付税措置]

区分	通常分	特別分
一般会計繰出基準	元利償還金の1/2	元利償還金の2/3
交付税措置率(普通交付税)	繰出基準の50%	繰出基準の60%

##### [公立病院の施設整備に関する建築単価と交付税単価の乖離状況 (H28)]

建築平均㎡単価 (実績)	交付税㎡単価	差額
406千円/㎡	360千円/㎡	▲46千円/㎡

#### ③ 再編ネットワーク化により不要となる既存病院等施設の除却等に対する地方財政措置の充実

- 再編ネットワーク化に伴い不要となる既存病院等施設の除却等に要する経費を新病院の整備に要する経費等と同様に病院事業債（特別分）の対象とすること

### (4) 医療分野におけるAIの導入・活用への財政措置の拡充

【厚労】

- 医療分野におけるAIの活用は、業務の効率化につながり、医師の働き方改革のためにも必要なものであることから、AIの導入・活用に向けた診療報酬への反映をはじめとする必要な財政措置を講じること

## 主 (5) オンライン診療の推進

【厚労】

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2021 において、オンライン診療を幅広く適正に活用するため、初診からの実施は原則かかりつけ医によるとしつつ、事前に患者の状態が把握できる場合にも認める方向で具体案を検討することとされた。

この検討に当たっては、

- ① 新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の時限的措置として認められたオンラインによる診療の実績や課題
- ② 技術革新の状況

などを考慮し、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進すること。

## (6) 看護師等養成に関する支援の充実

【厚労】

### ① 新人看護職員臨床研修の義務化

- ・ 新人看護職員臨床研修について、一定の質を担保できるよう、義務化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 現在、病院の開設者等の努力義務とされていることから施設により取組状況に差が見られる。
- ・ 勤務先を問わず充実した研修が受けられる体制づくりを支援し、離職防止を図る。

### ② 看護師等養成に関する財政支援の充実

#### ア 地域医療介護確保基金の所要額の措置

- ・ 地域医療介護総合確保基金について、地域医療構想の達成に向けた基盤整備事業に対する措置額の重点化に伴い、当該基金を活用している看護師等養成所の運営に支障が生じないように所要額を措置すること

#### イ 訪問看護師の養成に対する財政措置の実施

- ・ 訪問看護師の養成に対する財政措置を講じること

#### 【提案の背景】

- ・ 今後需要の増加が見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、訪問看護師の養成が不可欠である。
- ・ 看護職員への訪問看護実施研修や、経営安定化のための管理者研修等の充実を図る。

## (7) 医療保険制度の安定運営

【厚労】

### ① 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等

#### ア 医療保険制度の一本化

- ・ 分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とする

#### イ 一本化に向けた国の取組

- ・ 国民健康保険の都道府県単位化を第一歩として、医療保険制度の一本化の道筋を明らかにすること
- ・ 国が負うべき負担を地方に転嫁することのないよう、国の責任において更なる財源を確保すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 加入者の年齢構成、医療費水準、所得水準が制度間で異なることから、保険料負担に差がある。特に国保は、構造的課題(高齢者が多く医療費が高い、低所得者が多く保険料負担が重い)を抱えている。

**[分立する医療保険制度]**

区 分	加入者	加入者数 (万人)	加入者一人当たり				公費負担
			平均年齢 (歳)	平均所得 (万円)①	平均保険料 (万円)②	負担率(%) ②/①	
市町村 国保	75歳未満の職域 保険に属さない 人	2,752	53.3	88	8.8	10.0%	給付費等の50%
協会 けんぽ	中小企業の従業 員とその被扶養 者	3,940	37.8	156	11.7	7.5%	給付費等の16.4%
健保 組合	大企業の従業員 とその被扶養者	2,954	35.1	222	12.9	5.8%	後期高齢者支援金等の負 担が重い保険者等へ補助
共済 組合	公務員などとそ の被扶養者	858	32.9	245	14.3	5.8%	—

**② 国民健康保険の都道府県単位化への対応**

**ア 運営のあり方の見直し**

- ・ 将来的な役割分担の検討に当たっては、新制度施行後の実施状況を十分検証した上で、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、国、都道府県、市町村が果たすべき役割を明確にすることを基本に検討すること

**【提案の背景】**

- ・ 新制度においても、引き続き保険料の決定・賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定等を市町村が担うことになったことに対して、市町村の要望により、将来的な役割分担を含む検討規定が設けられたが、検討に当たっては、住民の利便性等に十分留意する必要がある。

**イ 財政基盤の強化**

**i) 公費拡充分の確実な実施と財政基盤確立のための財政措置**

- ・ 毎年3,400億円の公費拡充を確実に実施するとともに、将来の医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること

**ii) 激変緩和措置に必要な財源の確保**

- ・ 被保険者の保険料負担が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置に必要な財源を全額国費で十分確保すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 都道府県は、毎年3,400億円の公費拡充を条件として国保改革に合意し、財政運営を引き受けることとした経緯を踏まえ、公費拡充を確実に実施すべき。
- ・ 国保制度改革による保険料変動の影響を最小限に抑えるための激変緩和措置の財源について、国による令和4(2022)年度以降の支援規模や年限が明らかでない。

**[国の3,400億円の財政支援の概要]**

H27から実施 (毎年約1,700億円)	・ 低所得者対策の強化
H30から実施 (毎年約1,700億円)	※ H27分に加えて実施 ⇒ 合わせて3,400億円
	・ 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
	※うち激変緩和用の財源(暫定措置)：①300億円、②250億円、R2:200億円、R3:150億円
	・ 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
	・ 保険者努力支援制度(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)
	・ 財政リスクの分散、軽減方策(財政安定化基金の創設、高額医療費への対応等)等

### iii) 新制度施行後の財政支援の在り方への地方からの提案の採用

- 令和4(2022)年度以降の財政支援の在り方については、新制度の施行状況を踏まえ、地方と十分協議しながら決定すること(例:子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、高校生以下の子どもに関する均等割保険料を廃止など地方からの提案の採用)

### iv) 保険料の県内統一化に向けた取組への支援

- 医療費水準の是正や収納率の市町間格差の改善を図り、将来的な保険料水準の統一を目指すため、以下の取組に対する新たな国の支援措置を設けること
  - 市町ごとに取組内容に差がある保健事業の平準化を図るため、特定健診・がん検診に関する自己負担の無料化や保健師等の専門人材の配置等
  - 口座振替制度の推進等による収納率向上支援対策
- 市町毎に異なる給付水準の平準化を図るため、海外療養費やコルセット等の補装具の給付に関する基準を明示すること
- 医療費適正化に向けた市町の更なる努力を支援するため、市町村の保険者努力支援制度については、取組の有無だけでなく、一人当たり医療費の水準等の取組結果を評価する新たな指標を設けること

#### [保険者努力支援制度(市町村)の概要]

- 国が市町村の保健事業等の取組の有無を評価(点数化)し、獲得した得点に保険者規模を考慮して交付金(500億円)を按分

評価指標	糖尿病等の重症化予防の取組状況、後発医薬品の使用促進に関する取組状況、医療費通知の取組状況、重複・多剤投与者に対する取組状況、データヘルズ計画の実施状況等
予算規模	500億円(全国)

### v) 持続可能な医療保険制度に向けた診療報酬の適正化

- 中央社会保険医療協議会に国民健康保険の保険者である都道府県代表が入っていないことから、国民健康保険の保険者を代表する委員として、都道府県代表を入れること

#### [現在の中央社会保険医療協議会の委員(20人)]

健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員	7人(国民健康保険の保険者の代表として愛知県半田市長が委員となっている)
医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員	7人
公益を代表する委員	6人 ※ 都道府県代表が入っておらず、都道府県単位化が委員構成に反映されていない。

## ③ 国民健康保険における低所得者対策の強化

### ア 所得激減を対象とした保険料減免制度の創設

- 所得の激減を対象とした全国統一的な保険料減免制度を創設するとともに、必要な財源は国が措置すること

#### 【提案の背景】

- 低所得者対策として、保険者が行う保険料軽減分を都道府県と市町村が補填する保険基盤安定負担金制度(軽減分)が実施されているが、廃業・失業等で所得が激減した場合の減免については保険者ごとに独自に実施されており、全国統一の減免措置となっていない。

## イ 保険基盤安定負担金制度の支援の拡充

- ・ 保険基盤安定負担金制度について、国保の財政基盤強化の観点から、国による支援を拡充すること

### 【提案の背景】

- ・ 現行制度は、三位一体改革により国の負担分が都道府県に転嫁されたものであるが、その後の制度拡充や軽減判定所得の見直しに伴い必要額が増加し、地方の財政負担が大きくなっている。

### 【保険基盤安定負担金制度の負担割合】

軽減分（低所得者の保険料軽減分を補填）	県3/4、市町1/4
保険者支援分（低所得者数に応じ保険者を支援）	国1/2、県1/4、市町1/4

## ④ 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設

### ア 国による助成制度の創設

- ・ 全都道府県が単独で実施している障害者(児)、子ども、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を国において早期に制度化すること
- ・ 国による制度化までの間は、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

### 【現行の問題点】

- ・ 重度心身障害児(者)、子ども、ひとり親家庭等への医療費助成は、セーフティネットとして必要不可欠であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に差が生じている。

## 主イ 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- ・ 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険国庫負担金の未就学児以外の者に対する減額調整措置を廃止すること

### 【提案の背景】

- ・ H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が廃止されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止すべきである。

### <本県の減額額（令和元年度）>

約22億円（未就学児に対する減額分を除く）

## ⑤ 後期高齢者医療制度の改善

### ア 後期高齢者支援金の負担における総報酬割の導入

- ・ 後期高齢者支援金について、加入者の所得に応じて按分する「総報酬割」を市町村国保も含めて導入すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 国保は高齢・低所得の被保険者が多く、被保険者数に比して負担能力が小さいが、被用者保険との加入者割となっており、負担能力の違いが考慮されていない。（被用者保険内は、総報酬割へ移行済み(H29)）

### イ 保険料算定の個人単位から世帯単位への変更

- ・ 保険料の算定を世帯単位に変更し、世帯主又は扶養者が負担する制度へ改めること

### 【国制度の問題点】

- ・ 国民健康保険や被用者保険の保険料は世帯主や扶養者に賦課されているが、後期高齢者医療制度に加入した場合、個人単位に賦課されるため、それまで保険料負担のなかった国民健康保険の世帯員や被用者保険の被扶養者も保険料を負担することとなり、制度として一貫性を欠いている。

## ウ 高額所得高齢者の保険料限度額の引上げ

- ・ 高額所得高齢者の保険料賦課限度額について、更なる引上げを検討すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 高額所得者は支払い能力があるにもかかわらず、保険料の賦課限度額しか負担しない。  
(経過：55万円→H26：57万円→H30：62万円→R2：64万円)

## エ 後期高齢者の健康診査事業の義務化

- ・ 後期高齢者医療広域連合の努力義務である後期高齢者の健康診査について、各医療保険者が実施している特定健診（40～74歳）と同様に義務化すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 疾病の早期発見のためには、年齢を問わず健康診査が重要であるにもかかわらず、現行制度では75歳以降は保険者の努力義務とされており、75歳以降の健診受診率の低下を招いている。

## ⑥ 国民健康保険料（税）等に関する還付加算金の起算日の見直し

- ・ 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料と介護保険料の還付加算金の起算日について、地方公共団体に帰責事由がない還付について個人住民税等と同様に見直すこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 現行制度は、還付原因にかかわらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされている。
- ・ 平成27年4月より制度の見直しが行なわれた個人住民税・個人事業税と整合性を欠くことに加え、当初より適正に所得申告を行った者や国民健康保険の資格喪失の届出を遅滞無く行った者と比較して、還付加算金の支払いに公平性を欠いている。

### 〔還付加算金の起算日の見直しの経過〕

- ・ 地方税法改正（平成27年4月施行）により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方公共団体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直された。

## ⑦ 医療に関する消費税問題の抜本的な解決

- ・ 消費税10%引上げ時の診療報酬による補填の実態を迅速かつ的確に把握し、医療に関する消費税の課税のあり方について、以下に配慮の上、速やかに問題の抜本的な解決に向けて適切な措置を講じること

- 医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担
- 関係者の負担の公平性、透明性の確保

### 【国制度の問題点】

- ・ 社会保険診療は非課税であるため、医療機関等が医薬品などを仕入れる際の消費税負担が実質的な負担とならないよう診療報酬等に上乗せすることで対応している。
- ・ これに対して、上乗せ分による補填状況にはばらつきが見られるため、消費税の10%引上げ時の対応としては、診療報酬の配点方法を精微化することにより、医療機関種別の補填のばらつきが是正されることとなっている。

## (8) ドクターヘリの安定的な運航体制の確保

【厚労】

### ① 予算の確保

- ドクターヘリ関係の予算を確保すること

#### 【国制度の問題点】

- 医療提供体制推進事業費補助事業補助金については、近年交付率が70%程度という状況である。
- ドクターヘリは医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことで、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げているため、安定的な運航体制を維持する必要がある。

### ② 補助基準額の引上げ

- 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を対象として広域的な運航を行う場合には、運航実績に応じた補助基準額の引上げを行うこと

#### 【国制度の問題点】

- 豊岡病院ドクターヘリは、山間部で3次救急医療を担う病院が少ない地域において、重症・重篤患者に対応しているため、都市部を運航範囲とするヘリ等と比較すると運航件数が格段に多い。
- そのため、国庫補助のほか、運航時間が一定時間を超える場合における燃料費及び整備費は、共同運航している3府県により追加措置している。

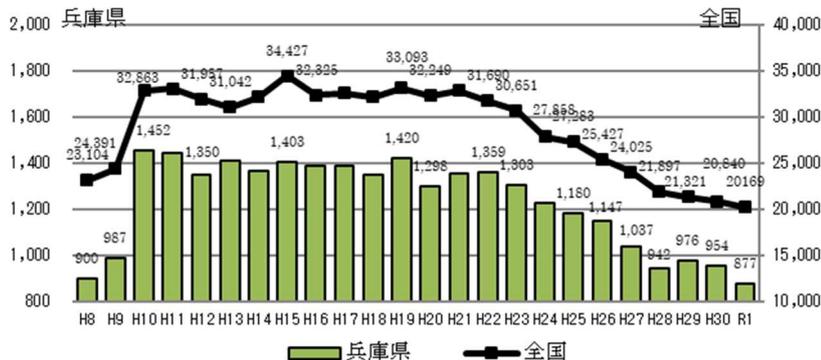
#### [R1年度運航実績]

豊岡病院ドクターヘリ 1,858件（全国平均 [通年稼働ヘリ53機] 547件）

## (9) 自殺対策の充実強化

【厚労】

### [県内の自殺者数の推移]



自殺対策の推進により兵庫県内の自殺者数は4年連続1,000人を下回った。  
一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」を目指し、改正自殺対策基本法のもと総合的な対策を推進する。

### ① 地域における自殺対策の充実強化

- 地域自殺対策強化交付金の平成27年度からの補助率変更（例：40歳未満の若年層対策事業10/10→②2/3）により増大した地方負担を軽減すること
- 対象年齢層による補助率の区分設定を廃止し、自由度の高い交付金とすること

### ② 相談体制の充実強化

#### ア あらゆる年齢層が相談しやすい環境の整備

- 電話やメール、SNS等の媒体を活用した相談体制を整備し、あらゆる年齢層に対して相談しやすい環境を整備すること

#### イ 人材確保対策の強化

- 相談対応できる支援者の人材確保対策を強化すること

### ③ うつ病対策強化への支援

- ・ 従業員50人未満の定期健康診断や特定健診においてもストレス検査を義務化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 平成27年12月から従業員50人以上の事業所には定期健康診断時のストレス検査が義務化された。

## (10) 予防接種の充実

【厚労】

### ① 定期予防接種の拡充

#### ア 十分な財源措置

- ・ 定期予防接種について国において十分な財源措置を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 平成25年度にA類疾病(風しん、はしか、結核など主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り)に対する地方交付税措置が2～3割程度から9割に引き上げられたが、定期予防接種の種類追加により、自治体の財政負担が大きくなっている。

#### 【定期予防接種の追加の経過】

- ・ 平成25年5月の「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)(厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会)」において示された、広く接種を促進することが望ましいとされた7ワクチンについて、おたふくかぜを除く6疾病が対象疾病として順次追加された。

開始年度	追加された対象疾病
25年度	Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症
26年度	高齢者肺炎球菌感染症、水痘
28年度	B型肝炎
2年度	ロタウイルス感染症

#### イ 対象疾病の拡大

- ・ おたふくかぜを早期に定期予防接種化すること

#### 【国の検討状況】

- ・ 広く接種を促進することが望ましいとされた7つの疾病のうち残されたおたふくかぜの定期接種化については、引き続き、厚生科学審議会の小委員会で検討が行われている。

### ② 任意の予防接種への財源措置

- ・ インフルエンザなどの感染症の流行状況に対応した成人及び小児に対する任意の予防接種への国の財源措置を行うこと

#### 【国制度の問題点】

- ・ 感染症の流行状況に対し財源措置を要望しているところであるが、予防接種に対する補助等が行われる見通しはなく、抗体価の低い人が多い年代を中心に流行が懸念される。

### ③ 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する適切な対応

#### ア 早期の原因解明と救済申請の迅速な認定

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種後の疼痛、運動障害等に対する早期の原因解明及び健康被害救済申請に対する迅速な認定を行うこと

#### イ 適切な情報提供と接種機会を逃した者への特例措置の実施

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの接種について、接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した者に対する特例措置を実施すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 接種勧奨の再開時期や接種を差し控えている者等に対する特例措置等について未定であり、差し控え期間が長期化することにより、定期接種から外れる者への対応が必要である。

#### ④ ワクチンの確保

- ・ 定期予防接種及び感染症対策に必要となるワクチンについて、国において、十分な量を供給できる体制を確保すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ ここ数年、ワクチン製造業者等の被災、行政処分などの理由により、一部ワクチンの出荷調整、医療機関への納品遅延が続いており、医療現場に混乱を生じている。
- ・ 国は、都道府県や卸業者にワクチンの偏在解消などの指示を通達してきているが、全国的にワクチンが不足している状況では、都道府県における対策・調整では根本的な解決は不可能である。

##### 【ワクチン不足の過去の例】

平成27年10月	北里第一三共ワクチン(株)が製造する麻しん・風しん混合ワクチンの力価低下が判明し回収
平成28年1月	一般財団法人化学及血清療法研究所(以下「化血研」という。)の行政処分によるワクチン(インフルエンザ、四種混合、B型肝炎、日本脳炎、A型肝炎、狂犬病)の一時出荷停止
平成28年4月	熊本地震により化血研が被災し、一部ワクチンの製造・供給が停止。特に、日本脳炎、B型肝炎ワクチンの製造ラインが甚大な被害
平成28年9月～平成29年3月	麻しん・風しん混合ワクチンの供給不足により医療機関が混乱。県において供給調整を実施
平成29年度	日本脳炎ワクチンのうち化血研製剤が市場から欠品 季節性インフルエンザワクチンの不足
令和元年度	B型肝炎ワクチン(ヘプタバックス)の欠品
令和2年度	日本脳炎ワクチン(ジェービックV)の製造一時停止

#### ⑤ 骨髄移植後等の医療により免疫を失った者に対する再接種の制度化

- ・ 20歳未満の者が、定期接種を受けた後に、小児がん等の治療で造血細胞移植等の医療行為により免疫を失った場合の再接種について、予防接種法に基づく救済措置の対象とすること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合、感染症のまん延防止と個人の感染予防の観点から再接種が必要であるが、予防接種法に再接種規定がなく、全額自費負担となっている。
- ・ 本県におけるH30
- ・ の造血細胞移植対象者数235名(日本造血細胞移植データセンター)のうち対象者は約28名(過去5年間平均の造血細胞移植対象者数のうち20歳未満の者の割合を乗じて算出)となる。

##### 【兵庫県 骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業】(令和元年度新規事業)

対象者	小児がん治療での骨髄移植等により予防接種によって獲得した免疫が消失した者で、定期予防接種(A類疾病)の再接種を行う20歳未満の者
実施主体	市町
負担割合	県1/2、市町1/2
一部負担金	自己負担1割
所得制限	市町村民税所得割23.5万円未満

## (11) がん対策の推進

【厚労】

### ① がん検診受診率向上対策の強化

- ・ 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」について、全額国庫負担（平成22年度から10/10→1/2に見直された）とした上で継続実施すること
- ・ 子宮頸がん・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）だけでなく、特定年齢（5歳刻み）のすべての者を助成の対象とすること
- ・ 子宮頸がん・乳がん検診だけでなく、大腸がん検診も助成の対象とすること

#### 【「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の概要】

実施主体	市区町村
事業内容	・ 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、個別の受診勧奨・再勧奨と精密検査未受診者に対する受診再勧奨 ・ 子宮頸がん(20歳)・乳がん検診(40歳)のクーポン券と検診手帳を配付
補助率	1/2

### ② 粒子線治療の推進

#### ア 医療保険が適用される症例の拡充

- ・ 医療保険が適用される粒子線治療の症例を拡充すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 粒子線治療は身体への負担が少なく治療効果も高いが、治療費が高額で、患者の経済的理由で治療を断念せざるを得ない場合がある。（下記以外の症例は先進医療（全額自己負担）を継続）

#### 【粒子線治療の一部症例に対する保険適用の対象拡大の状況】

H28.4	・ 小児がん（固形悪性腫瘍）に対する陽子線治療 ・ 切除非適応の骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療
H30.4	・ 切除非適応の骨軟部腫瘍に対する陽子線治療 ・ 頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く）に対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・ 前立腺がん（転移を有するものを除く）に対する陽子線治療及び重粒子線治療

#### イ 医療保険適用料金の適正な水準への引上げ

- ・ 医療保険が適用される粒子線治療の治療料について、適正な水準に引き上げること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 保険適用の治療料が先進医療で粒子線治療を実施する施設の治療料より低額のため、減収となる。

#### 【料金の乖離の状況】

区 分		乖離の状況	
保険適用分の治療料	前立腺がん	最大1,600千円	※ 全国平均と1,348千円の差
	そ の 他	最大2,375千円	※ 全国平均と573千円の差
既実施施設の治療料		全国平均：2,948千円(本県含む23施設)、本県：2,883千円	

#### ウ 外国医師の業務従事に関する要件緩和

- ・ 二国間協定を締結し、自国において専ら放射線腫瘍医として従事し3年以上の経験を有する外国医師については、日本国内の粒子線治療施設での1年以上の研修後、日本人の指導医のもとで、粒子線治療施設での診察業務を認めること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 海外に粒子線治療を普及させるためには、装置などのハード面だけではなく、効率的なOJTなどソフト面での支援が不可欠であるが、日本の医師免許を持たない外国人医師は、患者の診断や治療及びそれに関連する一連の検査等の診療行為が認められていない。

[外国医師が日本において診療に従事するための要件 (①～③の手続きが必要)]

- ① 厚生労働省が、能力等を審査し、日本の大学の医学課程卒業者等と同等の学力・技能を有すると認定した場合に限り、医師国家試験の受験資格を取得
- ② 日本の医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の医師免許を取得
- ③ 2年以上の臨床研修

### ③ 若年の末期がん患者に対する在宅ケアへの支援

- ・ 介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が訪問介護サービスを利用する際の費用に対して助成する制度を創設すること

### ④ がん患者のアピアランスケアへの支援

- ・ 治療の影響で外見が変化したがん患者が社会復帰のため補正具等を利用する際の費用に対して助成する制度を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・ 治療により脱毛、乳房切除等の外見変化が生じた特に女性は、社会復帰に際し補正具の装着が必要不可欠である。補助制度が創設されることにより、治療により経済的に逼迫した状況にあるがん患者の療養生活の質の維持向上、治療と仕事の両立支援の一助となる。

## (12) 難病等の高額な医療費の負担軽減等

【厚労】

### ① 難病制度の円滑な制度運用等

#### ア 患者等の負担の軽減

- ・ 難病制度の見直しについて、制度の抜本的な見直しや患者等の負担軽減策を講じること
  - 制度の見直し（自己負担上限額区分決定の簡素化、高額療養費所得区分記載の廃止、受給者証の有効期間の延長）
  - 費用負担軽減（低所得者、重症患者への自己負担額無料化の継続）

#### 【国制度の問題点】

- ・ 国の対応方針では、介護保険証の写しが申請時の添付書類から削減されたのみで、他の提案は措置されていない。重症患者への自己負担額無料化の継続は検討対象とされていない。

[平成28年度に行われた見直しの概要]（平成28年12月27日健難発1227第1号厚労省健康局難病対策課長通知）

- ・ 住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減
  - 住民票：削減しない 介護保険証の写し：本通知の発出日以降、削減
- ・ 指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止
  - 指定医療機関の名称：H30年度に、廃止することについて検討 医療保険の所得区分：廃止しない
- ・ 支給認定の有効期間の延長 → 延長は行わない

[平成30年の地方からの提案等に関する対応方針の概要]（平成30年12月25日閣議決定）

- ・ 指定難病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務を含む地方公共団体等の事務について、事務負担の軽減が図られるよう検討・結論し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### イ 人件費等への財源措置

- ・ 義務的経費として国庫負担（国1/2）とされた医療費と同様に、制度の実施に伴い必要となる人件費等経費についても、費用負担が生じないよう財源措置を行うこと

## ② 難治性疾患対策の充実

- ・ 関節リウマチ等、治療が長期にわたり、高額な医療費負担が生じる疾病について、人工透析患者等と同様、健康保険の高額療養費制度において年間負担上限額を設定して自己負担軽減を図るなどの支援を行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 関節リウマチ等は、難病法の「指定難病」の対象となっていないが、その症状、進行など疾患の特性から治療が長期にわたる。例えば、関節リウマチへのレミケード点滴治療等は、長期にわたり高額な療養費が必要となる。〔2ヶ月に1回6万円、年間36万円程度の患者負担が長期にわたり必要〕
- ・ 現行の高額療養費制度は、患者の所得に応じて1か月単位に医療費の負担限度額が定められている〔70歳未満、年収約370～約770万円の方の場合 80,100円+(医療費-267,000円)×1%〕ため、限度額未満で長期に治療費が必要な場合には制度の適用が受けられない。

## 主(13) 不妊治療等に関する経済的負担の軽減

【厚労】

### ① 不妊治療前の検査費用に対する支援

- ・ 早期に不妊治療を開始し治療効果を高めるため、治療前の検査費用についても、補助制度の創設など経済的負担の軽減を図ること

#### <不妊治療ペア検査助成事業（R3兵庫県新規事業）>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
  - ①県内在住の夫婦（事実婚を含む）
  - ②初診日における妻の年齢が43歳未満
  - ③夫婦そろって受診した者
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10（自己負担3割）
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

### ② 不育症治療・検査に対する支援

- 新・ 早期に不育症の治療を開始し治療効果を高めるため、現在、国庫補助の対象となっていない検査や治療の費用についても、国庫補助の対象とするなど経済的負担の軽減を図ること

#### <不育症治療支援事業（県事業）>

- ・ 対象者 以下の要件を全て満たす者
  - ①県内在住の夫婦（事実婚を除く）
  - ②初診日における妻の年齢が43歳未満
  - ③2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往があること。
- ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- ・ 助成額 検査費用の7/10（自己負担3割）、治療費用の1/2（自己負担5割）
- ・ 負担割合 県1/2、市町1/2

（参考：国庫補助事業と県補助事業の対象比較）

国補助	検査	流産検体を用いた染色体検査
県補助	検査	夫婦染色体検査
		抗リン脂質抗体
		血栓性素因スクリーニング <sup>※</sup> （凝固因子検査）
	治療法 （血栓治療）	ヘパリン療法
		アスピリン療法

## (14) 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）の運営支援

【厚労】

- ・ 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）への運営費支援を行うこと
- ・ 結核指定医療機関における結核専門医の養成体制を確立すること

### 【提案の背景】

- ・ 経年的に結核患者が減少していることから、結核の病床をもつ感染症指定医療機関では、結核病床が不採算部門となっているため病床の維持が困難となっている。
- ・ 国立病院機構を含む結核指定医療機関において結核診療の専門医師の確保が困難となっている。

## (15) 造血幹細胞移植推進事業の充実

【厚労】

### ① 骨髄移植ドナーに対する支援の充実

- ・ 企業等に以下のような支援策を講じるとともに、国民への啓発を一層推進すること
  - ドナー休暇制度の導入を促す優遇措置
  - 休業補償の創設 等

### 【提案の背景】

- ・ 法律により、骨髄等の提供は任意のボランティアにより行われているが、実際に骨髄提供を行うためには延べ10日程度の通院や入院が必要であり、ドナーの負担が大きい。
- ・ そのため、ドナーの都合で骨髄提供に至らないケースが生じており、登録患者の96%に適合するドナーが見つかるにも関わらず、移植を受けられる患者は約6割に止まっている。

### ② 臍帯血供給事業に対する支援の充実

#### ア 臍帯血移植対策事業補助金の拡充

- ・ 臍帯血採取の妊婦の同意取得に関する説明員の研修・人件費を補助対象とすること
- ・ 臍帯血採取に関する採取委託医療機関への謝金の範囲を、移植のために公開されたものに限定せず、採取されたものすべてを対象にすること

#### イ 都道府県が行う啓発等の費用の国による負担

- ・ 臍帯血バンク又は都道府県が行う臍帯血提供・供給を啓発・推進するための費用について国が負担すること

### 【提案の背景】

- ・ 妊婦に臍帯血採取の説明等に時間を要し、同意取得する前に出産してしまい、採取できないケースがあるため専門の説明員の養成が必要である。
- ・ 国の謝金対象は、採取された臍帯血のうち、多くの基準を満たしたもの（例えば、移植のために公開されたものなど）のみであり、お産医療機関が臍帯血採取等しても基準を満たさなかった場合には、経費の支払がない。臍帯血移植の推進には、臍帯血採取件数の増加が重要であることから、お産医療機関の取組を継続させるための対策が必要である。
- ・ 移植に関する国民の理解の増進や情報提供は国の責務であることから、臍帯血バンク又はバンクが所在する都道府県が実施する啓発費用は国が負担すべきである。

### ③ 大臣表彰制度の拡充

- ・ 献血運動推進協力団体等への大臣表彰制度に骨髄バンク・臍帯血バンク推進協力者も追加・拡充すること

### 【提案の背景】

- ・ 臍帯血採取事業者等の功績や今後のより一層の活躍を推進するためにも顕彰制度は必要である。

## (16) 改正健康増進法による受動喫煙防止対策の円滑な実施

【厚労】

### ① 円滑な実施に向けた周知等

- ・ 国の責任において、国民への周知はもとより、関係団体との調整を踏まえ、円滑な実施に努めること

### ② 制度運用における技術的・財政的支援

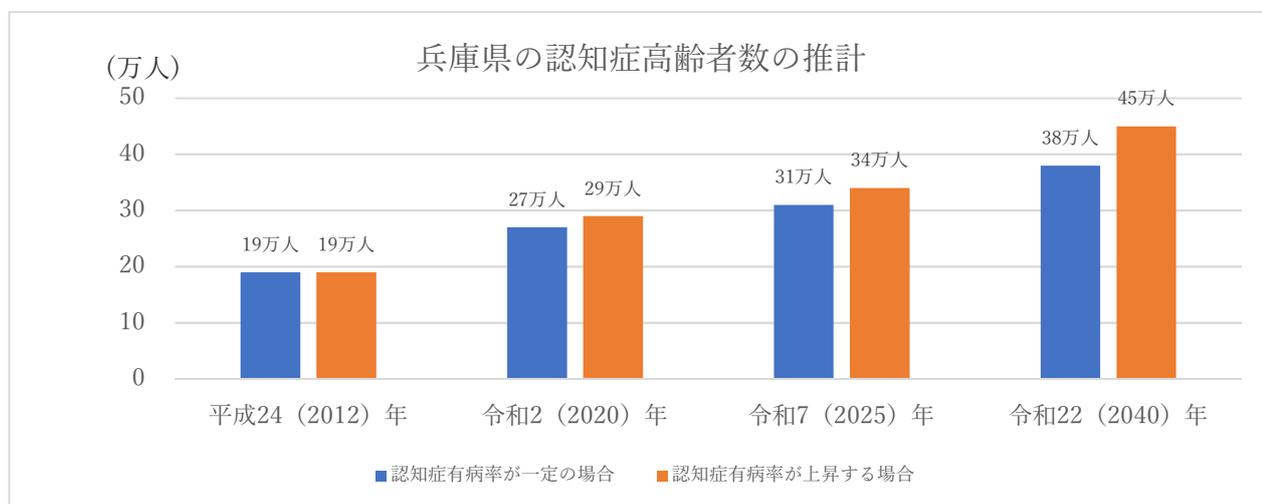
- ・ 都道府県・保健所設置市区に過度な事務負担が生じることがないように、実際の制度運用における技術的及び財政的支援を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 実際の制度運用が、地域差なく円滑に行われるためには、職員体制の整備等に対する十分な財政支援が行われるとともに、標準的な運用基準を示す等の技術的な支援が不可欠である。

## (17) 認知症施策の充実強化

【厚労、国公委、警察】



2020 (令和 2) 年時点で、認知症の人が約27～29万人 (高齢者の約17.2%～18.0%)、2025 (令和 7) 年には約31～34万人 (高齢者の約19.0～20.6%) になると見込まれる。

### ① 認知症早期発見・早期診断者への支援強化

- ・ 認知症施策推進大綱の基本的な考え方として示されている予防について、「発症を遅らせ」「進行を緩やかにする」エビデンスの検証・普及に努めること
- ・ 特定健診の項目に認知症の評価項目を入れるなど軽度認知障害(MC I)等を早期発見するための仕組みや、早期診断された方の発症を遅らせる予防プログラムの開発、医療体制整備など、支援体制を構築すること

#### 【提案の背景】

- ・ 認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分で、早期発見されたMC Iの方への支援方法や体制が確立されていない。
- ・ 早期発見された本人・家族の不安軽減、認知症進行の予防、将来的な介護保険等制度活用に向けた備えができるなど、認知症(MC I)と診断されても安心した暮らしを続けていくためには、早期発見の仕組みづくり、予防プログラムの開発、医療相談体制等を国として整備する必要がある。

**[本県が実施している「認知症早期受診促進事業」の概要]**

概 要	特定健診、後期高齢者健診等の機会に県版「認知症チェックシート」を活用した認知症予防健診を実施し、医療につなぐ取組を行う市町へ助成
補助単価	65歳以上の受診者1人あたり1千円
補助率	1/2
チェックシート 質問例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5分前に聞いた話を思い出せなくなることがある</li> <li>・今日が何月何日かわからなくなることがある</li> <li>・自分のいる場所がどこかわからなくなることがある など21項目</li> </ul>
効 果	認知症予防健診の結果、受診者の約4%が認知症の疑い有りだと判定され、医療機関受診等の支援につなげられており、早期発見・早期対応の効果が認められている。

**② 認知症の人による事故に起因する損害への賠償制度の創設**

- ・ 認知症の人や家族が安心して暮らせるために、損害賠償責任に関する法整備や公的救済システムを構築すること

**[提案の背景]**

・ 認知症施策推進大綱（令和元年6月）では、民間の損害賠償責任保険の普及と併せて、民間保険への加入を支援する自治体の取組について事例を収集し政策効果の分析を行う旨が記載されている。  
 後者の取組として、県内では、神戸市、尼崎市、三田市、養父市、たつの市の5市が実施しているが、2025年には全国で認知症の有病者数が約700万人になると推計されており、認知症の人とその家族を社会全体で支えるためには賠償責任のあり方や公的な救済について、国として整備する必要がある。

**③ 認知症高齢者の見守りと行方不明時の迅速な対応**

- ・ 行方不明の認知症高齢者の発見協力依頼を迅速に行える全国ネットワークを構築すること

**[行方不明者受案件数の推移]**

<兵庫県>

兵庫県警察本部調べ

<全国>

警察庁調べ

区分	行方不明者届受案件数		
	総数	うち認知症	割合
H30	5,427	1,585	29.2%
R元	5,524	1,778	32.2%
R2	5,042	1,745	34.6%

区分	行方不明者届受案件数		
	総数	うち認知症	割合
H30	87,962	16,927	19.2%
R元	86,933	17,479	20.1%
R2	77,022	17,565	22.8%

**④ グループホームの補足給付の対象化**

- ・ グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を補足給付の対象にすること

**【国制度の問題点】**

・ グループホームは居宅介護サービスであるとの位置づけから、補足給付\*の対象外となっている。  
 ※「施設サービス(特養等)」及び「居宅サービスの一部(短期入所サービス等)」を利用する低所得者に対し、保険給付の対象外となる居住費及び食費の一定額(上限：月額7万円)を介護報酬で補足。  
 ・ 低所得者がグループホームを利用したくても、家賃や食事代(都市部で月額計10万円程度)の負担により事実上利用が困難であり、特養が低所得で在宅生活が困難な認知症高齢者の受け皿となっている。  
 <充足率>特養98%、グループホーム96% [2割負担の入所者の割合] 特養4.8%、グループホーム10.1%  
 ※H27年8月に一定所得以上の者の自己負担が1割から2割に引き上げられた。  
 ※H30年8月に自己負担が2割の者のうち、一定所得以上の者の負担が3割に引き上げられた。

## 4 子ども・子育て環境の充実

### (1) こども庁の創設による子ども・子育て支援体制の強化

【内閣官房、内閣府、厚労、文科】

現在、国で検討が進められているこども庁の創設に当たっては、子ども・子育てに関する支援基盤の抜本的な強化を図るため、以下の機能の一元化について提案する。

#### ① 子ども・子育て関連施策の所管の一元化

- 新・認定こども園を所管する内閣府、保育所を所管する厚生労働省、幼稚園を所管する文部科学省の省庁間の縦割りを排除し、子ども・子育て関連施策の財源、法律に基づく指導・監督権限などの業務所管の一元化を図ること

#### ② 認定こども園への一元化による幼児教育と保育の一体化

- 新・幼稚園、保育所を認定こども園に一元化し、就学前の全ての子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する体制を確立すること

### (2) 認定こども園・保育所等の充実

【内閣府、文科、厚労】

#### ① 待機児童解消に向けた財源の確保

- 「新子育て安心プラン」に基づき待機児童の解消および女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応できるよう、継続的かつ確実に財源を確保すること

##### 【「新子育て安心プラン」の概要】

- 4年間(R3～R6年度末)で待機児童解消に必要な受け皿約14万人分の予算の確保
- できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応

##### <3つの支援のポイント> ※ 括弧内は主な内容

- ① 地域の特性に応じた支援
  - ・ 保育ニーズが増加している地域(整備費等の補助率の嵩上げ、先駆的取組みへの支援)
  - ・ マッチングの促進が必要な地域(保育コンシェルジュによる相談支援、巡回バス等による送迎支援)
  - ・ 人口減少地域の在り方の検討
- ② 魅力向上を通じた保育士の確保(情報発信プラットフォームの構築、短時間勤務保育士の活躍促進)
- ③ 地域のあらゆる子育て資源の活用(幼稚園の空きスペースの活用、ベビーシッターの活用)

#### ② 運営・設備基準に関する地方裁量の拡大

- 0～2歳児で認められていない保育所及び認定こども園での給食の外部搬入規制を地方の実情に合わせて緩和すること

##### 【国制度の問題点】

- 家庭的保育事業について、食事の外部搬入が可能となった(H30～)が、事業者からの要望が強い保育所及び認定こども園の0～2歳児に対する給食の外部搬入はアレルギー児や食育への対応を理由に認められていない。(公立保育所等は特区では可能(本県では加東市、市川町及び福崎町において実施)。H30年の全国展開に向けた評価結果では、R3年度までに改めて評価することとされている。)

##### 【主な支障の例(調理室)】

- ・ 幼稚園から認定こども園に移行に当たり、現行制度では給食の外部搬入が認められていないことから、調理室の設置が必要となるため、移行が困難な例がある。

### ③ 施設整備に対する補助制度の一元化

- ・ 保育所等整備交付金（厚生労働省所管）と認定こども園施設整備交付金（文部科学省所管）に分かれている認定こども園の施設整備に対する補助制度を一元化すること
- ・ 相談等支援機能の強化に必要な認定こども園の人件費・活動費助成を充実すること

### ④ 人口減少地域における保育所、認定こども園の新たな定員区分の設定

- ・ 保育所、認定こども園の定員について、地域の実情に応じて20人未満の設定が可能となるような制度とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 人口減少地域では児童数の減少により、定員が20人未満となった場合は、保育所等(0～5歳児を保育)を統合し規模を拡大するか、又は保育所等から地域型保育事業(0～2歳児を保育)に移行せざるを得ない。
- ・ 保育所等がない地域は、地域に魅力がなくなり、より一層の人口減少を招くことに繋がる。新たな定員区分(20人未満)が設定可能となる制度とすることで、保育所等が存続でき、子育て世帯の移住の契機ともなり得る。

#### 【現行の施設別の定員、年齢】

区 分	保育所、認定こども園	地域型保育事業		
		家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業
定 員	20人以上	5人以下	6～19人	1人
年 齢	0～5歳		0～2歳	

## (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【内閣府、厚労、文科】

### ① 国庫補助率の嵩上げ

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の国庫補助率の嵩上げ(現行1/3)など制度を充実すること

### ② 病児・病後児保育の充実

#### ア 看護師等の配置基準の改善

- ・ 低年齢児や感染症への対応などで必要となる看護師等や保育士の配置基準をより利用人数に即して改善するとともに、必要な経費について財源措置を行うこと

#### 【提案実現による効果】

- ・ 現行の配置基準(利用児童概ね10人につき看護師等1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上)を利用人数に即して緩和し、補助単価の増額により病児保育を円滑に推進できる。

#### イ 医療機関内設置基準の明確化

- ・ 医療機関内における病児保育施設の開設について、介護施設と同様に医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)や人員を共用して設置できるよう併設条件を明確化すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 介護施設の医療機関内設置については、医療法解釈に関する国通知において一定の条件の下で待合・廊下・トイレ等設備や人員の共用が認められているが、病児保育施設については、医療と密接な関連があり併設が望ましいにも関わらず対象とされていない。

※平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・老健局長通知「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」

### ③ 放課後児童対策の充実

#### ア 放課後児童クラブの整備促進

- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」で示された放課後児童クラブ30万人分の新たな受け皿整備(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度)を着実に推進すること

## イ 安定運営支援

### i) 運営費の国負担割合の引上げ

- ・「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合を引き上げること  
(国1/3→1/2へ)

### ii) 放課後児童クラブの長時間開所加算(平日分)の対象拡大

- ・長時間開所加算(平日分)の対象を拡大すること  
(「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ)

#### 【国制度の問題点】

- ・女性の就業が進み、長時間の開所を求める声が多い中、多くの放課後児童クラブが時間延長に取り組んでいるが、加算の要件が厳しいことから、4.8%(72/1,496箇所、R2年12月時点)しか活用できていない。
- ・提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが約9割あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり居場所づくりが促進される。



### iii) すべての小規模クラブの補助対象化

- ・10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やホルト・ニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・へき地等でない地域において、農村地域等で隣接校区のクラブと距離が離れていたり、確保施設が狭小等の理由で小規模クラブを設置している場合がある。(R2年度 74件)

## ウ 放課後児童支援員等の処遇改善

- ・放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと

## (4) 保育士等の処遇改善

【内閣府、文科、厚労】

### ① 保育士の配置基準の改善等

#### ア 配置基準の改善と公定価格の引上げ

- ・保育士一人あたりの児童数が多いことによる負担を軽減するため、配置基準の計算方法の改善とこれに伴う保育士の人件費増にかかる財政措置を充実すること

#### 【国制度の問題点】

- ・現行の配置基準では、必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されるため、例えば4～5歳児の場合、計算上は44人まで1人(44/30≒1.47)となり、小学生(児童35人に教員1人)より負担が大きくなる。
- ・このため、必要保育士数を四捨五入ではなく切り上げにより計算することで、31人から保育士が2名配置(31/30≒1.03)となり、保育士1人あたりの負担が軽減される。

#### [保育士の配置基準]

区分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児	[参考]小学生
保育士1人当たり児童数	3人	6人	20人(※)	30人	35人

※ 児童15人につき保育士1人により実施する施設に対して、加算措置あり

#### [本県の保育士の有効求人倍率] (各年1月時点)

H28	H29	H30	H31	R2
2.01倍	2.51倍	2.81倍	3.78倍	3.80倍

- ・ 保育士の給与水準について、他産業並の水準となるよう公定価格の引上げを行うこと

[R1厚生労働省 賃金構造基本統計調査]				
	全産業	上段：全国 下段：(兵庫県)	保育士	上段：全国 下段：(兵庫県)
所定内給与月額	307.7千円 (305.3千円)		238.0千円 (244.3千円)	

## イ 看護師配置に対する公定価格への加算

- ・ 保育所に看護師を配置する経費を公定価格に加算すること

## ウ 食物アレルギーに対応する人員確保への財政措置の拡充

- ・ 食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等の人員確保のための財政措置を拡充すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 乳幼児の健康・安全への配慮や体調急変時への対応のため、保育所への看護師配置が望ましい。
- ・ 食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等において、現在、栄養管理加算があるが、配膳ミス等の事故防止のための追加人員の確保が必要である。

## エ キャリアアップ研修の一部受講とみなす園内研修の確認事務の簡素化

- ・ 保育士等のキャリアアップ研修(処遇改善等加算の要件)の一部受講とみなす園内研修の都道府県の確認事務について、全ての保育所及び地域型保育事業所の園内研修を確認することは膨大な事務量を伴うため、都道府県の事務負担に配慮した仕組みに見直すこと
- ・ 都道府県の確認事務に関する手続きの詳細な方法や様式等を示すこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 保育所及び地域型保育事業所が園内研修を実施し、都道府県がその内容等について、国で定める要件を満たしていることを確認した場合、園内研修の修了者については、通常1分野15時間以上の受講が必要とされているキャリアアップ研修において、1分野最大4時間の研修時間を短縮できることとされた。(R1.6.24国通知)
- ・ 県内全ての対象施設が実施する園内研修毎に県が内容等を確認しなければならず、県の事務負担が膨大になる。(県内対象施設数(R2.4.1時点) 私立保育所:357箇所、地域型保育事業所:344箇所)
- ・ 確認に関する具体的な事務手続きの方法や様式等が国から示されていない。

## ② 幼稚園教員等の配置基準の改善

- ・ 幼稚園教員等の配置基準を改善すること (1歳児 6:1 → 5:1、4・5歳児 30:1 → 25:1)

## (5) 「保育の質」を確保する監査体制等の充実支援

【厚労】

- 「保育の質」を確保する取組に必要な財政措置を講じること
  - 保育・教育施設に対する法令遵守研修等の実施
  - 監査指導体制の強化

### [本県の「認定こども園の適正運営・再発防止に係る指針」に基づく取組内容]

- 県内で発生した認定こども園の不正事案を踏まえ、不適切な保育等の防止と「保育の質」確保のため、適正運営・再発防止の指針を作成し、指導監査等の強化、法令遵守研修等を実施。

監査指導の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新設、移行後の早い段階での適正運営確保に向けた指導の実施</li><li>・ 抜き打ち監査・調査の活用による牽制効果の強化</li><li>・ 市町との協働の強化</li><li>・ 幼児教育無償化に伴う認可外保育施設への指導監督の強化 等</li></ul>
事業者への啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令遵守研修の実施</li><li>・ 各園での自己点検・自己評価及び情報公開の推進 等</li></ul>
認定こども園・保育所等ホットラインの開設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談の県内一律の電話相談システムを運営</li></ul>

## (6) 子育ての経済的負担の軽減

【内閣府、財務、総務、文科、厚労】

### ① 幼児教育・保育の無償化の拡充等

#### 主ア 0～2歳児保育の完全無償化の実現

- 住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児の保育料が無償化されているが、所得制限の一層の緩和など、すべての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

#### [ひょうご保育料軽減事業の概要 (R1.10月以降)]

- 国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に保育料を軽減

区分	所得階層 (年収)		
	住民税非課税世帯	約360万円未満	約640万円未満
第1子	—	10,000円/月	—
第2子	(国無償化)	15,000円/月	
第3子以降			

### イ 家庭教育の充実

- 幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・保育所・認定こども園等への過度な依存も懸念されることから、幼児教育の質の確保のため、家庭教育の充実のための施策を講じること

#### [本県の幼児教育充実のための対応]

##### ①幼児教育連携促進協議会の設置

学識者、県・市町担当者、学校・園等代表者、保護者代表者等の委員で構成

(情報交換、幼児教育の質の向上を図るための研修内容の検討、小学校との連携・接続のあり方の検討、保護者の幼児教育に対する理解の推進についての検討)

##### ②保護者向け幼児教育資料・親子ノートの配布・活用推進

幼稚園等における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育む教育実践や、家庭や幼稚園等における3～5歳の発達に応じた関わり方を示した幼児教育資料・親子ノートの配布及び効果的な活用の推進を行う。

(記載内容：乳幼児期の育ちと関わり、園・所での関わり、家庭での関わり、小学校教育とのつながり等)

- 新・子どもの健やかな成長や、希望する子どもの数の実現のため、在宅で育児を行う家庭の負担が軽減されるよう、「在宅育児手当(仮称)」を創設し、経済的支援を拡充すること

<在宅子育ての支援に関するR3兵庫県新規事業>

- ・保育士や栄養士などによる訪問相談等の実施
  - ・三世同居対応改修工事費の支援(キッチン、浴室、トイレ等の改修)
- 対象事業費(上限): 400万円 負担割合: 県1/3、市町1/3、所有者1/3

② 子どもの医療費助成制度の創設

- ・子どもの医療に対するセーフティネットは、国の責務として、社会保障政策の中に位置づけ、早急に子どもの医療費助成制度を創設すること

[本県が実施する子どもの「医療費助成」の概要] ※全都道府県で独自に実施

①乳幼児等医療費助成(0歳～小3、対象者数:約332,000人) ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	
	外来	入院
低所得者(市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下)	1医療機関等当たり 1日600円(月2回まで)	医療費の1割 月額2,400円限度
一般(市町村民税所得割税額23.5万円未満(世帯合算))※0歳児は所得制限なし	1医療機関等当たり 1日800円(月2回まで)	医療費の1割 月額3,200円限度

②こども医療費助成(小4～中3、対象者数:約210,000人) ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	
	外来	入院
市町村民税所得割税額23.5万円未満(世帯合算)	医療費の2割	医療費の1割

主③ 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

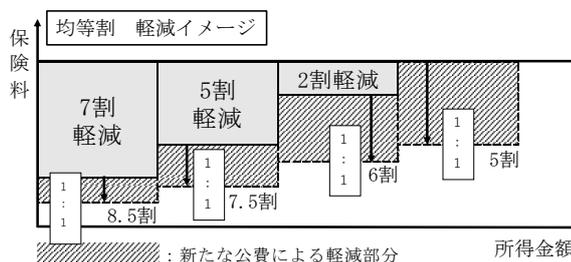
- 新・子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、未就学児に対する軽減措置が導入されるが、子育て世帯の経済的負担を更に軽減する観点から、対象範囲を未就学児に限定せず、高校生世代以下の子どもまで拡大すること
- ・その上で、最終的には国保の制度設計とそれに伴う財源確保の責任、権限を有す国の負担により、均等割保険料を廃止すること

【国制度の問題点】

- ・国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

<子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入>

- ・全世帯の未就学児に対する均等割保険料について、その1/2を公費で負担
- 負担割合: 国 1/2  
都道府県 1/4  
市町村 1/4
- 実施時期: R4年度～



<保険料の仕組み>

国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、所得割、均等割、平等割を賦課するものとされ、保険者(各市町)ごとに金額を決定している。これらの合計額が保険料となり、世帯主が支払義務者となる。

	所得割	均等割	平等割
保険料	(世帯加入者全員の前年所得額×所得割率)	(子どもを含む世帯加入者数×定額)	(一世帯あたりの額(定額))

#### ④ 育児等を支援するサービス利用経費に関する税控除の創設

- ・ 育児等の支援を行う家庭内労働者の雇用や保育所、家庭的保育等の利用に要した費用の一定割合を所得税から税額控除する制度を創設すること

##### 【提案の背景】

- ・ 子育て世帯の経済的負担軽減について、先進諸国ではベビーシッター等の家庭内労働者や保育所等に支払われる費用の一部を免除する制度があるが、我が国の場合、税額控除の制度がない。

### (7) 児童虐待等防止対策の強化 【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労】

#### ① 児童相談所の体制強化等

##### 【国の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(H31年3月19日関係閣僚会議決定)の概要】

虐待相談件数の増加や児童虐待事案等を踏まえ、児童虐待対策の抜本的強化を図ることとし、本対策の実施に向け、児童福祉法等を改正

- ① 子どもの権利擁護（体罰の禁止及び体罰によらない子育て等の推進等）
- ② 児童虐待の発生予防・早期発見（児童相談所の体制強化、中核市等の児童相談所の設置促進等）
- ③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（関係機関の連携強化等）
- ④ 社会的養育の充実・強化（里親の開拓及び里親養育への支援の拡充等、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進等）

##### 【兵庫県の児童虐待相談の状況（実件数）】

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度〔対前年度比〕〔対H27年度比〕
県・市こども家庭センター	3,281	4,104	5,221	6,714	8,308〔123.7%〕(253.2%)
うち一時保護件数	446	589	694	873	1,408〔161.3%〕(239.0%)
市 町	4,011	4,557	6,507	8,045	9,900〔123.1%〕(246.8%)
計	7,292	8,661	11,728	14,759	18,208〔123.4%〕(249.7%)

##### 【兵庫県における児童福祉司の専門職配置】

・ R2年4月1日時点配置数(正規＋非常勤嘱託員):115人(配置標準118人)

※児童福祉法の配置標準(H31年4月児童福祉法施行令改正)H31人口4万人→3万人に1人(経過措置R4年3月まで)

#### ア 児童福祉司の確保

- ・ 児童福祉司の配置標準見直しにより大幅な増員が必要となるが、計画的な人材育成を行うとともに、執務室や相談室といった児童相談所の建物整備も含めて、人材確保に必要な財政措置を行うこと

#### イ 専門職員の配置基準の設定及び財源措置

- ・ 虐待を行った親やハイリスク家庭への指導、専門診断に対応する専門職員(児童心理司等)の配置基準を設定するとともに、必要な財政措置を行うこと

#### ウ 市町の児童家庭相談体制の強化

##### i) 市町と児童相談所との役割分担の明確化

- ・ 児童家庭相談の一義的な対応を担う市町と児童相談所との役割分担を明確化すること

##### 【提案の背景】

- ・ 市町と県(児童相談所)との間で、明確な役割分担が示されていないことから、困難事案以外でも児童相談所での対応を求められるものがある。

##### ii) 専門職員の配置基準の設定

- ・ 児童福祉司任用資格取得者等専門職員の配置基準を設定し、必要な財政措置を行うこと

**【提案の背景】**

- ・ 市町職員が、県の行う児童福祉司任用資格取得講習等の専門研修を受講しても、異動等によりその能力が活かされないことがある。

**エ 中核市における児童相談所の設置義務化**

- ・ 中核市の児童相談所設置を義務化すること
- ・ 義務化するまでの間は、中核市への設置促進のための財政措置など支援策を講じること

**【提案の背景】**

- ・ 令和元年度改正児童福祉法附則において、国は施行後5年を目途に中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を行うことが求められている。
- ・ 中核市が児童相談所を設置した場合、同じ自治体で市区町村としての役割も担うことになり、一元化された効率よい運用が期待できるため、更に、必要な支援策を講じていく必要がある。

**オ 児童相談所の調査権限の強化**

- ・ 親の同居人や交際相手等を含めた調査権限を児童相談所に付与すること

**【提案の背景】**

- ・ 平成24年度から親権一時停止制度が実施されたが、停止期間中に親指導を行い、第一義的には家庭復帰をするために、家族再生を行う必要がある。
- ・ 親の同居人や交際相手などが、児童と生活を共にしているものの、人物の特定が困難である等、生活実態の把握に当たって、児童相談所の調査に限界がある。
- ・ 親権一時停止期間が2年以内であることから、その間に家族再生を行うための実効性のある親指導のプログラムに基づき、児童相談所を中心に関係機関と協力する必要がある。

**② 関係機関の連携体制強化**

- ・ 通告先である児童相談所及び市町と関係機関との間における緊密な連携体制を更に強化すること

**【提案の背景】**

- ・ 医療機関での受診や学校等での健診時に児童虐待を早期に発見し、市町等へ通報できるよう児童相談所と学校や医療機関、警察等関係機関との緊密な連携体制の更なる強化が必要である。

**③ 一時保護所の環境改善と量的拡大**

- ・ 一時保護所について、個別対応が可能な居室の整備などの環境改善と一時保護委託を含めた量的拡大を早急に図ること

**【提案の背景】**

- ・ 一時保護件数の増加に対応し、虐待等による緊急保護、援助方針を定めるための行動観察、短期入所指導による心理療法・生活指導等の一時保護所の機能を十分に発揮するため、個別対応が可能な居室の整備や保護委託を含めた量的拡充が必要である。

#### ④ 児童養護施設、里親への支援強化

##### ア 児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化及び機能転換に対応した人員配置

・定員40人以下の施設においても栄養士を配置する場合に必要な財源を措置すること

**新**・児童養護施設等におけるショートステイなど短期の利用を促進するため、「子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ)事業」の暫定定員(※)への反映等の措置を講じること

###### 【国制度の問題点】

○暫定定員とは

措置権者である都道府県等は各年度の各児童養護施設等の保護単価の設定に際して、前年度あるいは過去3年度の月平均の入所者数が定員の90%以上を満たさない場合に、その満たない数に定員を改定するが、これが困難な場合に設けるのが暫定定員である。

○暫定定員の計算方法

算式1 [前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月] ×1.11以内の数値

算式2 [直近3年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月÷3年] ×1.11以内の数値

算式3 [前年度の各月初日の在籍児童数÷12月] ×1.11以内の数値

算式4 [直近3年度の各月初日の在籍児童数÷12月÷3年] ×1.11以内の数値

算式5 [前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月] ×1.16以内の数値

算式6 [前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月] ×1.21以内の数値

① 算式1から6のいずれかによって算定した数のうち最も大きい数となる算式により、暫定定員を設定する。

② 算式5については以下のア又はイの要件を満たしている施設の場合のみ算定可  
算式6については以下のア及びイの要件を満たしている施設の場合のみ算定可

ア 以下の要件をいずれも満たしている施設

- ・前年度中の措置児童数(実人員)に対する一時保護委託児童数の割合が15%以上
- ・定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があった際に応じる施設

イ 以下の要件をいずれも満たしている施設

- ・前年度中の措置児童(実人員)のうち10%以上を里親又はファミリーホームへ委託し、かつ、委託した子どものアフターケア等に取り組む施設
- ・里親支援専門相談員を配置または里親支援機関に指定されている施設

○暫定定員算定における問題点

・社会的養育推進計画において、施設の多機能化として「子育て短期支援事業」への取組みが推奨される中、児童養護施設が当該事業を実施しても、その実績を算式1～6の在籍児童の延べ日数や在籍児童数に算定できるしくみになっていない。一方、一時保護委託児については、算定対象となっている。

・実際に施設が「子育て短期支援事業」を実施するにあたっては、一時保護と同様、居室を確保し、職員を配置する必要がある。

・児童養護施設において、「子育て短期支援事業」の受入れ児童も算定の対象とするよう、改善を求める。

・国が進める児童養護施設等の小規模化・地域分散化のためには人材確保が急務であることから、保育士修学資金貸付(就職準備金)の対象を拡充し、児童養護施設等において子どもの監護全般を担う「児童指導員」についても、対象とすること

##### イ 里親等への支援の充実

・児童養護施設等への措置費加算(被虐待児受入加算費)に準じた財政措置を創設すること

###### 【提案の背景】

・児童養護施設等には措置される加算費(被虐待児1人当たり26,100円/月)は里親等には措置されない。(里親手当(90,000円/月))

## ⑤ 児童家庭支援センターの相談体制の強化

- ・ 児童家庭支援センターへの指導委託に要する費用を国庫負担とすること
- ・ 体制強化に向けて財源措置を充実すること

### 【提案の背景】

- ・ 平成28年度から児童相談所からの指導委託費補助が新設されたが、児童家庭支援センターが受託する指導委託費について、児童福祉法第50条による国庫負担の対象として規定することが望ましい

## ⑥ 特別養子縁組の活用促進

- ・ 児童相談所を中心に民間機関等と連携した特別養子縁組の活用が進むよう、児童相談所等の職員の確保・育成や財源措置の充実を図ること

### 【本県が実施している「里親・特別養子縁組制度」の概要】

- ・ 思いがけない妊娠や若年者の妊娠等に対して、医療機関、市町、こども家庭センター、公益社団法人家庭養護促進協会等が連携し、里親制度を活用した新生児・乳幼児段階での特別養子縁組を推進
  - 「里親委託・養子縁組推進会議」の設置
  - 啓発資材の活用による普及啓発の推進
  - 里親・特別養子縁組全県フォーラムの開催
  - 出前講座、地域における研修会の実施

## ⑦ 協議離婚時におけるDV被害者や同伴児童への配慮

- ・ 協議離婚時の面会交流に関する取り決めをする際には、DV被害者や同伴児童は加害者との接触による精神的な負担が大きいことから、特別な配慮を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 平成23年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流に関する取り決めを行うこととされているが、DV被害者や同伴児童にとって、面会交流に関する調整（面会時間・場所等）で、加害者と接触することは精神的な負担が大きい。

## (8) 子どもの貧困対策の強化

【厚労】

- ・ 学習支援や子ども食堂など、生活習慣獲得への支援、進学への意欲助長、高校進学後の就学フォロー等の活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度を創設すること

## (9) 出会い・結婚支援の充実

【内閣府】

- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」の補助率を国10/10とすること

### 【「地域少子化対策重点推進交付金」の概要】 R3当初：8.2億円

- ・ 地方公共団体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）の優良事例の横展開による支援
  - ・ 地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援
- ※ 補助率：⑳補正10/10 → ㉑～1/2 に引き下げ

### 【本県が実施している「ひょうご出会いサポートセンター事業」の概要】

事業概要	①お相手選び、お見合い等、会員への個別サポート（県内10か所及び東京都内1カ所で運営） ※令和2年7月7日からスマートフォンを活用した婚活を開始
成婚数	②出会いイベントの実施や紹介（R2年度85回） ③結婚力アップセミナーの開催（R2年度38回 他） R2年度127組 累計1,852組（令和3年3月末現在）

## 5 高齢者支援の充実

### [介護需要の増大]

- ・ 令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に
- ・ 介護サービス利用者の増(+31千人)に対応するためには、施設介護だけではなく在宅介護も含めた利用定員の拡大が急務

### [在宅介護サービスの充実]

- ・ 24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者は、74事業所 [R2]
- ・ 目標 R5(2023)定期巡回+看護小多機220箇所
- ・ 取組(R2)①介護支援専門員への普及啓発②利用者への普及・利用促進③事業者の参入促進(人件費助成)④整備費の上乗せ等

### [令和7(2025)年までの本県の高齢者人口の推移]

区分	2020年実績	2025年見込	差引
65歳以上人口	1,575千人	1,600千人	+25千人
65～74歳	763千人	633千人	▲130千人
75歳以上	812千人	967千人	+155千人
介護サービス利用者(要介護1～5)	204千人	235千人	+31千人
介護サービス利用定員	210千人	248千人	+38千人

### [介護サービス利用定員：+19千人の内訳]

介護サービス内容	利用定員		差引
	2020年	2025年	
訪問介護・通所介護等	150,600	148,800	▲1,800
看護/小規模多機能型居宅介護	8,200	9,600	+1,400
定期巡回・随時対応サービス	1,400	6,000	+4,600
認知症高齢者グループホーム	7,500	9,400	+1,900
特定施設(サ高住等)	19,400	22,900	+3,500
特別養護老人ホーム	27,200	32,000	+4,800
介護老人保健施設等	16,600	19,300	+2,700
計	230,900	248,000	+17,100

## (1) 介護保険制度の見直し

【厚労】

### ① 介護保険料算定単位の個人から世帯への見直し

- ・ 介護保険料の算定について、現在の個人単位から世帯単位での算定に変更すること

#### 【提案の背景】

- ・ 介護保険料の算定は「個人単位での賦課」が基本とされているが、世帯に市町村民税課税者がいる場合、世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転し、公平性を欠く状況である。

#### 【世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転する例】

- ・ 世帯Bの方が世帯Aより世帯収入が少ないが、保険料は、夫婦ともに世帯Aより高い。

世帯A	夫160万円(第3段階) *市町村民税非課税	妻130万円(第3段階) *市町村民税非課税	計290万円
世帯B	夫220万円(第6段階) *市町村民税課税	妻0円(第4段階) *市町村民税非課税	計220万円

※ ( ) は保険料段階 本人が非課税でも世帯に課税者がいる場合は第4段階

保険料段階	保険料率
第3段階	基準額×0.75
第4段階	基準額×0.9
第6段階	基準額×1.2

〔 保険料は、所得に応じた保険料段階と市町村が定める基準額に保険料率を乗じて決定 〕

## ② 適切な介護サービス提供の仕組みづくり

### ア 情報公表制度に要する経費の国庫負担化と情報の統一

- ・ 介護サービス情報公表制度に関する経費は全額国庫で負担すること
- ・ 公表される情報を統一すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 介護サービス情報公表制度については、事業者からの手数料収入で運営されていたが、平成24年度から国庫補助の対象（補助率1/2）となり、都道府県負担が生じている。
- ・ システムは国が一元管理しているが、公表される情報は、都道府県が事業者から報告を受け、必要な調査を行って整備しており、統一が図られていない。

### イ 射幸心をそそるおそれ等のある遊技の防止のための基準等の設定

- ・ 賭博施設を想起させる名称の使用や遊技設備・疑似通貨を用いた遊技が介護保険サービス利用時間の相当程度を越えて提供されないよう、事業所等の設備及び運営の基準等の改正により規制を強化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 本県では、平成27年10月より条例で、風俗営業法で規制される遊技と同種の遊技を提供する事業所等に関する設備及び運営等の基準を設け、風俗営業を連想させる外観等の規制を行っている
- ・ 同様の規制が全国で実施されるよう、厚生労働省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）の改正が必要である。

### ウ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務の容認

- ・ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務を認めること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務ができないため、居宅サービス等から同サービスへの変更により、介護支援専門員の変更を余儀なくされる。

## ③ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（都道府県分）の該当状況の適正な審査

- ・ 都道府県の取組に関する評価指標に基づく評価については、都道府県による評価をそのまま認定することなく、取組の質や量、その効果等を国においても適正かつ公正に審査・確認した上で評価結果を確定し、交付金を交付すること
- ・ 評価結果の公表にあたっては、点数の多寡のみにより都道府県の地域包括ケアシステムの構築状況がそのまま評価されることのないよう、十分配慮すること

#### 【提案の背景】

- ・ 介護保険法改正に伴い、平成30年度から、国は市町村及び都道府県に対して、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金制度を創設し、結果の公表と財政的インセンティブ付与が制度化されたことから、その適正な執行が必要である。

## (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の確保 【厚労】

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護と医療の一元化の基盤となる医療保険制度を一本化し、国を保険者とする

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域のニーズに十分に対応できる地域医療介護総合確保基金の額の確保と制度の拡充、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度への見直しなど、医療・介護の連携強化に向けた取組を支援すること
  - 広域型特養の整備等への充当を可能とするなど対象施設を拡充すること
  - 国が定めた事業区分間の弾力的な運用を可能とすること

**【提案の背景】**

- ・ 対象施設が地域密着型施設の整備に限定されており、広域型特養などの需要の高い施設への整備が対象となっていない。
- ・ 「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」、「在宅医療の推進」、「医療従事者の確保」の区分間の弾力的な運用が認められていない。

**(3) 介護サービス・生活支援サービス等の充実 【厚労、国交】**

**① 地域医療介護総合確保基金の対象事業の要件の弾力化と財源の確保**

- ・ 地域医療介護総合確保基金の対象事業について、要件を弾力化するとともに、財源を十分確保すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 基金の用途が国の要領に示されている36事業に限定されており、地域の創意工夫が生かされない。例えば、以下は基金事業の趣旨には合致するが、メニューにないため、県単独で実施している。
  - 定期巡回・随時対応サービス充実支援事業（サービス参入に要する経費を支援）
  - 介護老人保健施設における在宅復帰支援機能強化事業（老健の在宅復帰機能強化を支援）

## 主② 定期巡回・随時対応サービスへの参入促進

### ア 報酬引き上げ

- ・定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること。

### イ 訪問看護サービスとの報酬単価解消

- ・看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること。

#### 【国制度の問題点】

- ・平成30年度介護報酬改定において基本報酬で平均0.14%増額改定されたが、定期巡回の訪問看護サービスは同額改定となった一方、一般の訪問看護サービスは平均0.38%増額改定され、差が拡大した。
- ・訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回る。

#### [報酬単価差] 定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスとの報酬単価差 介護報酬比較(30分以上1時間未満の場合)

##### <要介護1～4>

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880
4		32,760	△3,310
5		40,950	△11,500
6		49,140	△19,960

##### <要介護5>

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	4,690
5		40,950	△3,500
6		49,140	△11,690

#### <訪問看護・訪問介護における2名が訪問した場合の加算額(利用者又は家族等の同意が必要)>

- ・訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回
- ・訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,480円/回

**[本県の参入促進策の概要]**

**○参入事業者に対する人件費等助成の実施**

**(1)R2年度以降に事業者指定を受けた場合**

趣 旨	定期巡回・随時対応サービスの参入事業者を増やすため、利用者一定確保するまでの安定運営を支援するため、事業者の参入障壁となっている人件費の一部補助を実施
対象事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業所
対象経費	補助基準額：単独事業所の場合11,448千円、特養・老健併設の場合10,494千円、サ高住・有料併設の場合5,724千円

**(2)R2年度以前に事業者指定を受けた場合**

趣 旨	定期巡回・随時対応サービスの参入事業者を増やすため、利用者数に応じた加算措置を実施
対象事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業所（月利用者数20人以下）
対象経費	補助基準額：25万円／月（人件費1人分） 加 算 額：運営経費が過大になる利用者数5～9人の場合に2万円～10万円／月加算 ※ ただし補助基準額と加算額を合わせて1施設・1か月当たり収支黒字額が25万円を超えない範囲

**○定期巡回サービス事業所整備等への支援**

区 分	整備費補助	賃料補助
補助対象	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
支払期間	—	3年間
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	県1/3、市町1/3、事業者1/3

**○ 一般の訪問看護との単価差補助**

単独の訪問看護(回数制)と定期巡回の訪問看護(月額制)の報酬単価差是正のため、一定額を補助

要介護3(／月・人)		要介護4(／月・人)		要介護5(／月・人)	
訪問4回	3,000円	訪問4回	3,000円	訪問5回	3,000円
訪問5回	11,000円	訪問5回	11,000円	訪問6回	11,000円
訪問6回以上	19,000円	訪問6回	19,000円	訪問7回	19,000円
		訪問7回以上	27,000円	訪問8回以上	27,000円

**ウ 2名訪問に対する加算**

- ・利用者からの暴力行為に対応するために行う、訪問介護事業者・訪問看護事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意が得られた場合に限り報酬の加算が行われるが、同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには、報酬の加算を行うこと
- ・定期巡回・随時対応サービス事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意の有無に関わらず加算対象外であるが、上記と同様に報酬の加算を行うこと

**【国制度の問題点】**

- ・訪問看護事業者・訪問介護事業者による2名以上の訪問については報酬が加算されるが、利用者又は家族等の同意が必要となる。  
 <加算額>○訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回  
 ○訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,500円/回
- ・定期巡回・随時対応サービス事業者は、同意の有無に関わらず、報酬加算の対象外となっている。

**<訪問看護師・訪問介護員の安全確保対策事業(兵庫県単独事業)>**

- ・暴力行為等に対する安全確保のため、2人以上の訪問が必要なケースで、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助(負担割合 県1/3、市町1/3、事業所1/3)

## エ 集合住宅への減算措置の見直し

- 集合住宅への減算措置を緩和すること

### 【国制度の問題点】

- 平成30年度から集合住宅減算が強化され、事業参入が阻害される恐れがある。

### 【平成30年度介護報酬改定の概要（定期巡回・随時対応サービスに関する集合住宅減算）】

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	600単位/月
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合（拡充）	900単位/月

## ③ 生活支援体制整備事業における交付金単価の見直し

- 生活支援体制整備事業における交付金単価(400万円：第2層(日常生活圏域毎))については、資質のある生活支援コーディネーターを新規配置の上、地域に根ざした様々な支援活動を実施するため、第1層(市町村単位)の単価(800万円)を踏まえた単価の引き上げを行うこと

### 【国制度の問題点】

- 地域づくりに重要な役割を担う生活支援コーディネーターを平成30年度中に各日常生活圏域に配置しなければならないとされているが、現行の単価においては、特に郡部において適切な人材の確保が困難である。

## ④ 加齢性難聴者の支援の充実

- 加齢性難聴者について、補聴器の購入支援の充実を図ること

### 【提案の背景】

- 高齢者の生活支援ニーズが多様化していることに加え、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)・認知症対策推進大綱において、難聴は認知症の危険因子の一つとされていることから、加齢性難聴者の補聴器購入支援の充実を図る必要がある。

## (4) 介護人材の確保・定着

【厚労】

### ① 適切な介護報酬の改定

- 介護報酬改定に当たっては、人材確保のための処遇改善等、介護施設における介護ロボット等の導入促進等の観点を含め、実態を踏まえた適切な改定を行うこと

### 【国制度の問題点】

処遇改善：他産業との給与水準の格差が10万円程度あるため(次項参照)、格差解消が不可欠  
 介護ロボット等の導入：介護施設における介護ロボットの導入率が15%程度の状況を踏まえ、介護ロボット導入に伴う業務の効率化を図る際の加算の充実等が必要

### ② 処遇改善加算制度の拡充等

- 他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充など、介護職員の確保・定着に向けた処遇改善に継続して取り組むこと

### 【介護職員の給与等の状況（一般労働者、男女計）出典：厚生労働省】

	平均年齢	勤続年数	賞与込給与
全産業	41.8歳	10.7年	366千円
看護師	39.3歳	7.9年	499千円
介護職員	41.3歳	6.4年	274千円

介護職員は、他の産業と比べて勤続年数は短く、賞与込み給与も低い状況となっている。

### ③ 訪問看護・訪問介護の訪問時の安全確保

- ・ 訪問看護師・介護員が暴力行為等への対応のため2人以上の訪問が必要な場合には、利用者等の同意という加算要件を緩和すること。また、利用者への虐待防止と合わせ、訪問介護等の訪問時の権利侵害の未然防止を図ることなど、具体的な取組を行うこと

#### 【国制度の問題点】

- ・ 利用者からの暴力行為に対しては、訪問看護師・介護員が複数で訪問する必要があるが、介護報酬上の加算を受けるための要件である「利用者又は家族等からの同意」が得られない場合がある。

#### [本県が実施している「訪問看護師・訪問介護員の安定確保・離職防止対策」の概要]

- 安全確保対策：暴力行為や深夜の時間帯(22時から6時)の安全確保のため、2人以上の訪問が必要なケースで、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助
- 安定確保・離職防止対策：マニュアル等の作成、研修会の実施、相談窓口の設置
- ハラスメント対策：2人訪問ができる体制確保が困難な場合、警備会社委託の初期費用の一部を補助

### ④ キャリアアップに対する支援の充実

- ・ キャリアアップを支援するための仕組みを充実すること（例：研修修了者の配置に対する介護報酬の加算の拡充）

### ⑤ 介護職の外国人技能実習制度の円滑な運用

- ・ 実習生の送出し国において計画的、効果的な日本語教育が実施されるよう、日本語教室の実施や日本語教師の派遣などの支援を行うこと

- 新**・ 技能実習生の日本語のレベルアップを図り、一日も早く介護現場になじめるよう必要な支援を充実すること（外国人介護人材受入環境整備事業を拡充）

#### 【国制度の問題点】

- ・ 平成29年11月から外国人技能実習制度に「介護職」が対象となったことを踏まえて、本県では、県社会福祉協議会が外国人実習生を受け入れる監理団体となる経費を支援している。
- ・ また、送出し国においては、日本語教師が少なく、日本語学習の機会が限られている。
- ・ 日本語能力が低いまま、介護業務に従事している実習生が多数である現状から、業務と平行して、計画的、効果的な日本語教育の支援が必要である。

### ⑥ 介護職のイメージアップ戦略の展開

- ・ 介護業界のイメージ転換を図るため「介護のしごと魅力発信等事業」においてマスコミ等を一層活用し、効果的な広報を展開すること

## (5) 音楽療法士の公的資格としての位置付け

【厚労】

- ・ 音楽療法士について、医療・福祉資格として統一的な資格制度を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・ 民間団体や一部の大学等が独自の資格制度を設けており、その数も限定されているほか、技術レベルも平準化されていないことから、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等と同様に、医療・福祉資格として統一的基準を設けて質の高い音楽療法を提供できる資格制度が必要である。

#### 【音楽療法士の資格制度の状況（平成31年3月末現在）】 ※兵庫県のみ令和3年3月末現在

- 音楽療法士(兵庫県)413名 (日本音楽療法学会)3,259名 (岐阜県)814名 (奈良市)15名 (桑名市)28名

## (6) 長期的に安定した運営を目指した年金制度の見直し

【厚労】

### ① 年金制度の一元化に向けた取組

#### ア 国民年金への所得比例部分の導入

- ・ 同一所得であれば同一負担、同一給付となるよう、国民年金にも基礎年金部分に加え、厚生年金と同様に所得比例部分（2階部分）を設けること

##### 【提案の背景】

- ・ 本来、自営業者を対象者として発足した国民年金だが、農地や商店等の稼働手段を有する自営業者が減少し、短時間労働者の増加など、被用者としての保障が必要な者が増加している。

#### イ 年金全体の一元化の検討

- ・ 国費の投入等必要な経過措置を講じた上で将来的に年金全体の一元化を検討すること

##### 【提案の背景】

- ・ 年金制度は、「稼働所得の喪失の補填」が本質的な役割であり、負担も給付も現役時代の所得に応じた形にすることが必要である。

### ② 支給額の見直し

#### ア 在職老齢年金制度の簡素化

- ・ 在職老齢年金について、以下のような見直しを行い、わかりやすい制度とすること
  - 所得に応じた段階的な支給額のカット
  - 賃金が一定額を超えた場合に支給を停止

##### 【提案の背景】

- ・ 在職老齢年金については、就労意欲を抑制している傾向にあること、また制度が複雑となっていることから、わかりやすい制度としていくことが必要である。

#### イ 高齢者の所得に応じた負担と給付への見直し

- ・ 60歳以上の高齢者について、所得に応じて、年金保険料を負担し、年金の給付を受ける制度となるよう見直すこと

##### 【提案の背景】

- ・ 他の年代と比べて格差の大きい高齢者の中には、企業年金を含めた高い年金収入や給料を得ながら年金を得ている方もいるため、所得に応じて年金保険料の負担を求める必要がある。

### ③ 支給開始年齢の引上げ

- ・ 就労状況を考慮して支給開始年齢を引き上げること

### ④ 保険料徴収の見直し

#### ア 各号被保険者のあり方に関する見直し

- ・ 3号被保険者にも1号被保険者に準じて保険料を支払わせる見直しを検討すること
- ・ 2号被保険者とする短時間労働者の範囲の更なる拡大を検討すること

##### 【提案の背景】

3号	①本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付が受けられるため、負担に応じて給付を受けるという社会保険の原則に反している、②一定の所得を超えない方が有利であるとして、女性の就労に悪影響を与えているのではないか等の批判がある。
2号	パートタイム労働者のうち、自らが主たる生計維持者（主に自分の収入で暮らしている）の割合は約3割に達している。非正規雇用の労働者も被用者としての保障の体系に組み入れていく必要がある。

##### 【直近の短時間労働者の範囲の見直し(H28.10～)】

週当たり勤務時間30時間以上→20時間以上

## イ 応能負担の原則に基づく見直し

- ・ 応能負担の原則に基づき、標準報酬月額の上限を引き上げること
- ・ 年金の過度の上昇を防止するため受給額逓減制度を導入すること

### 【提案の背景】

- ・ 年金財政を安定させるため、応能負担を強化し、標準報酬月額の上限を引き上げるとともに、年金の過度の上昇を防止するため受給額逓減制度を導入することが必要である。

## ウ 市町への徴収委託の導入

- ・ 市町に徴収を委託できるようにすること

### 【提案の背景】

- ・ 国民年金の納付拒否、厚生年金の加入逃れ等が多く存在し、実質的な国民皆年金制度になっていないため、全員の加入、納付の促進を図るため、市町村に徴収を委託することが必要である。

## 6 ユニバーサル社会づくり

### (1) 障害者福祉制度の円滑な運営への支援

【内閣府、厚労】

#### ① 新制度への円滑な移行支援

- ・ 今後の見直し等に向けた検討に当たっては、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を勘案するとともに、地方と十分に協議を行うこと
- ・ 将来にわたって安定した運営ができるよう必要な財源を確保すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 平成30年度の改正障害者総合支援法施行や報酬改定等においても、地方には十分な情報がなく、円滑な準備に支障が生じた。必要な財源等についても明示されていない。

#### ② 障害者差別解消対策への支援

##### ア 障害者差別解消法の運用に要する経費への財源措置

- ・ 障害者差別解消法の施行に要する財源（相談窓口、事前的改善措置、地域協議会の運営等）を措置すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 法の趣旨に基づき、都道府県等では地域協議会の設置・運営が事実上の努力義務となっているほか、行政機関及び事業者には、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等が課されているが、財政上の措置がない。

##### イ 救済機関の設置

- ・ 障害者差別の実効的な解決を図るための救済機関を設置すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 障害者差別解消法では、差別的行為の取消や無効化まで踏み込んだ実効的な解決手段が提示されていない。
- ・ 不当な差別的取り扱い等を判断する具体的な基準が不明確で、事業者等に混乱を与えている。
- ・ 救済機関の設置は障害者差別事案に関して具体的な解決に向けた対応に資する。

### (2) 障害者の安心につながる具体的な制度改革

【厚労】

#### ① 利用者負担の軽減等

##### ア 利用者負担の軽減

###### i) 低所得者の医療費の負担軽減策の実施

- ・ 自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費について、低所得者（市町民税非課税）の利用者負担の無料化も含めた軽減を行うこと
- ・ 自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費と障害福祉サービス費との合算を検討すること

###### ii) グループホームの家賃補助の増額

- ・ グループホーム入居者の家賃補助の上限額（月額10,000円）について、平均家賃（月額31,000円）まで増額すること

##### 【県単独の家賃に対する上乗せ補助】

- ・ 国の家賃補助額（上限10,000円）が十分でなく、利用者負担が大きいことから、国の家賃補助の上限（10,000円）を超える分について県単独補助を実施（上限15,000円）している。

##### イ 中軽度者向け自立生活援助の拡充

- ・ サービス内容を見守り（定期・随時）に限定せず、必要に応じて24時間対応の直接処遇（排せつ介助、医療的ケア等）が行えるようにすること

**【提案の背景】**

- ・ 自立生活援助は、地域で単身生活する障害者を支えるサービスとして大きな期待が寄せられているが、直接的な支援を可能とすることで、障害者の地域での自立した生活を守る必要がある。

**ウ 補聴器購入助成制度の創設**

- ・ 身障者手帳交付対象外の軽度・中度難聴児への補聴器購入助成制度を創設すること

**【提案の背景】**

- ・ 児童の健全な言語コミュニケーション能力のために児童期の補聴器装用は必要不可欠であり、補助制度が創設されることによって軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を促進する。

**エ 精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長**

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の更新手続について、病状の変化が少ないと主治医等が認められた者の更新期間を4年(現行2年)に延長すること

**【提案の背景】**

- ・ 身体障害者手帳には期限がないが、精神障害者保健福祉手帳は更新が必要であるため申請者の負担が大きく、また、所持者が毎年増加し事務量も増えている。

**オ 精神障害者への交通運賃割引制度の適用の働きかけ**

- ・ 精神障害者にも交通運賃割引制度の適用されるよう、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと

**【提案の背景】**

- ・ JRや大手民営鉄道等の公共交通機関における統一的な運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者は適用されるが、精神障害者は除外されている。

**② 財政支援の充実****ア 障害福祉サービス基盤整備の充実に向けた安定した恒久財源の確保**

- ・ グループホーム等の障害福祉サービス事業所の基盤整備や運営の安定化などを図るための安定した恒久財源を確保すること

**【提案の背景】**

- ・ グループホームは障害者の地域移行の受け皿として非常に重要であることから、安定的な恒久財源を確保することにより、安定的な事業所運営が可能となり、障害者の地域生活の安定化、地域移行の促進につながる。

**イ 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助財源の確保**

- ・ 障害福祉計画の目標が達成できるよう、都道府県から協議のあった障害福祉サービス事業所等整備費の要望額どおりの予算を確保すること

**【提案の背景】**

- ・ 例年、協議額どおりの内示が得られていない。

**【国予算の状況】**

(単位：億円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
当初	26	70	71	72	195	174
補正	60	118	80	50	83	82
計	86	188	151	122	278	174

**【本県の内示状況】**

(単位：億円)

区分	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示
当初	2.7	0.4	4.4	1.2	9.2	3.2	11.5	8.1	5.8	5.5
補正	2.1	1.5	3.8	3.8	6.2	1.4	2.9	2.9	0.2	0.2
計	8.2	5.0	14.4	2.5	15.4	4.6	14.4	11.0	6.0	5.7

## 主ウ 地域の実情を踏まえた入所施設の整備等に対する支援

- ・ 国の第6期障害福祉計画(R3～R5年度)では、施設入所者の地域生活への移行と施設入所者数の削減(目標：R元年度末比▲1.6%以上)を進めることとしており、県の障害福祉実施計画においても、施設入所者数をグループホームの更なる整備などで削減(目標：R元年度末比▲1.7%以上)することとしている。

しかし、障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもある。目標数値ありきではなく、地域の実情等を踏まえ、施設入所の継続や入所施設の新規整備・増設などが必要な場合には、整備等に対する支援を行うこと。

## エ 地域生活支援事業の国の義務負担化等

### i) 国の負担の義務化

- ・ 地域生活支援事業について、適切に事業が行えるよう国の負担を義務化すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 国は市町の規模に応じて一定の基準により算出した額等を基本に内示額を算定していると推定されるが、市町により充当率が異なり、十分な財政支援が受けられていない。

#### [市町地域生活支援事業の概要]

- ・ 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施
- ・ 負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4(国、県は予算の範囲内で市町に補助)(以下、国庫充当率)

年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度
市町支出予定額	75.4億円	81.7億円	85.9億円
国庫補助額	24.0億円	23.2億円	24.3億円
国庫充当率 (県内市町平均)	25.1%～50.0% (31.8%)	18.0%～46.7% (28.3%)	22.0%～47.6% (28.0%)

### ii) 発達障害者支援センター等の運営費に対する新たな支援制度の創設

- ・ 発達障害者支援センター等の運営費について、地域生活支援事業とは別に、新たな国の財政支援制度を創設すること

## オ 医療支援型グループホームの整備促進

- ・ 医療支援型グループホームの整備促進のため、以下のとおり補助制度を拡充すること
  - 介護用リフト、非常用発電機を補助対象化
  - 看護師配置に関する医療連携体制加算の利用者全員への適用(現行8名まで)

#### 【国制度の問題点】

- ・ グループホームの整備補助は、介護用リフト等特殊付帯工事費が補助基準単価に含まれておらず、重症心身障害者の入居を想定した補助体系になっていない。
- ・ 日中サービス支援型グループホームの報酬基準は、定員20名全て医療的ケアが必要な重症心身障害者であることは想定されておらず、8名までしか医療連携体制加算が認められていない。
- ・ 国庫補助制度を拡充することで、親の高齢化に伴う介護負担増や親亡き後の生活環境整備を見据え施設に入所できず在宅生活をしている重症心身障害者が、地域で安心して生活できる環境を「医療支援型グループホーム」として整備し、地域生活への移行を促進する必要がある。

#### 【本県の取組「整備支援補助」(平成31年度新規事業)】

趣 旨	国庫補助対象の対象外となっている介護リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助
補助対象	医療支援型グループホーム
対象経費	天井走行型介護リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費
補助基準額	天井走行型介護リフト：125万円、ポータブル非常用発電機：30万円
負担割合	県1/2、市町1/2(政令市・中核市を除く)

## カ グループホームにおける消防用設備整備の財源支援

- ・ 消防法施行令改正に伴うグループホームにおける消防用設備の整備について、既存の施設整備費とは別に補助制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 消防法施行令が改正され、グループホームにおける消防用設備(スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備)の整備が必要となっているが、既存の施設整備費では、事業者の負担が大きい。

## キ 地域生活支援拠点の整備支援

- ・ 地域生活支援拠点の整備・運営に対する財政支援措置を行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 改正された国の指針(令和2年5月)において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」目標が示されたが、地域生活支援拠点等の整備や運用に特化した財政支援措置がなされていない。
- ・ 拠点において行うサービスの報酬については加算が適用されているが、その整備に関する財源措置がないことを一番の課題として、整備促進が進んでいないのが現状である。

## ク 自立支援給付費負担金の国庫負担基準の見直し

- ・ 自立支援給付費負担金の国庫負担基準について、障害者の高齢化を踏まえた適切な設定となるよう見直しを行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 現在の国庫負担基準では、訪問系サービスにおいて、介護保険給付対象者は算定対象とならない、あるいは低い単位設定となっており、高齢障害者に対して介護保険と併給してサービスを支給した場合、市町の持ち出しが生じることから、併給が進みにくい。

## ケ 精神科救急医療体制整備事業の国庫補助財源の確保

- ・ 精神科救急医療体制整備事業において、精神科救急患者の医療体制を整備することとなっているが、都道府県から協議のあった要望額どおりの補助が行われていない。適切な医師手当の支給等、体制の実状に応じた補助となるよう予算を確保すること。

### 【国制度の問題点】

- ・ 例年、協議額から引き下げられた補助額となることから、医師の確保、輪番病院の確保等が難しく、救急医療体制を安定的に運営していくことが困難である。
- ・ R元年度は初期救急の単価引き下げ(【夜間】～H30年度25,300円/日→R1年度8,380円/日、【休日昼間】～H30年度23,000円/日→R1年度7,620円/日)、R2年度は国予算額に対し、自治体の要望額が上回っていたことから、人口割合と事業費との比較等により一律の減額査定が行われた。

## ③ 事業者の経営基盤強化

### ア 職員の処遇改善

- ・ 事業者の経営基盤を強化すること
  - 一般労働者並みの賃金の支給
  - 事業所運営に必要な固定経費が確保できる報酬単価の引上げ 等

### イ 自立訓練サービス事業の人員配置の充実

- ・ 自立訓練事業への参入促進のための人員配置に対する加算制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- ・ 特別支援学校等を卒業した障害者が安心して地域生活を送れるよう支援する自立訓練事業への参入事業者を増やす必要があるが、現行制度では、人員配置に対する加算制度がない。

## ウ 医療型児童発達支援センターの人員基準の緩和

- ・ 医療型児童発達支援センターの人員基準のうち、医師の必要数（1人）を確保できない場合に、確保できるまでの間、嘱託医での対応を可能とすること

### 【国制度の問題点】

- ・ 現在の人員基準では、医師（常勤）が必要となるが、医師の確保が困難な現状がある。人員基準を緩和することで、医師の確保が容易になり、安定したセンターの運営が可能となる。

## ④ 重度障害者（児）の社会生活支援

### ア 通勤・通学支援の検討

- ・ 重度障害者の通勤支援及び職場等における支援については、地域生活支援事業に新たなメニューが創設されたが、常時介護を要する障害者（児）の社会生活を支援するためには、重度訪問介護サービスの対象の拡充を含めた抜本的な見直しが必要であることから、支援制度について検討を行うこと

### 【現行制度の問題点】

重度の障害により常時介護を必要とする障害者（児）を対象として、外出時における移動中の介護等を行う重度訪問介護サービスは、厚生労働省告示により、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」の場合は利用できないこととされている。

しかしながら、これらの外出時の支援は、会社や学校あるいは当事者やその家族にとって負担が大きく、結果として支援が受けられないことが、重度の障害者（児）の社会参加を阻害する要因となっている。

このため、国においては、令和2年度から地域生活支援事業の市町村任意事業として、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が創設されたが、国における十分な財政支援が受けられていない現状があることから、当該特別事業の実施により、さらに市町負担が増加することが見込まれる。

## ⑤ 相談体制の強化

### ア 市町の相談体制の整備促進

#### i) 基幹相談支援センターの設置促進

- ・ 市町の総合的相談拠点としての基幹相談支援センターの位置づけを明確にすること
- ・ 設置促進に向けた必要な財源措置を行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 基幹相談支援センターへの専門職の配置等については地域生活支援事業補助金で予算化されているが、国による人員基準が定められておらず、交付税と補助金だけでは人員配置に対して市町の持ち出しが想定されること等の理由により、全国的に設置が進んでいない。

#### ii) 精神保健（医療）に関する相談指導等の支援

- ・ 福祉のみならず、精神保健（医療）に関する相談指導等の実施を市町に義務付けし、財源措置を行うこと

### 【国制度の問題点】

- ・ 精神保健福祉法第47条において、精神保健（医療）相談は県・保健所の義務であり、福祉相談は市町村の義務とされている（H17～）。精神保健相談については、市町村は努力義務である。
- ・ 精神障害者は医療の中断等により障害程度が大きく左右されるため、日常生活に最も身近な市町窓口での精神保健（医療）相談の義務づけにより、精神障害者の地域生活の安定を強化に資する。

## イ 相談支援専門員の処遇改善

- 相談支援専門員の報酬額について、令和3年度報酬改定の結果を検証し、必要に応じて引き続き改善すること

### 【国制度の問題点】

- 相談支援事業所の報酬は低い反面、要する時間と労力は大きく、現場の相談支援専門員は疲弊しており、人材の定着も進まず、事業所の経営も安定しない状況にある。
- 令和3年度報酬改定で小規模事業所について一定の改善が行われたが、その他の事業所についても基本報酬が改善されることで安定した収入の確保が可能となり、人材の定着・育成が進むことが期待され、より質の高い相談支援の提供が可能となる。

## ウ 精神障害者の相談・支援体制の強化

### i) 重篤な精神障害者に対する支援体制の充実

- 地方公共団体が行う医療観察法に準じた多職種チームによる重篤な精神障害者の支援体制の構築に対する補助制度の創設など十分な財政支援を行うこと

### 【国制度の問題点】

- 措置入院者等の重篤な精神障害者が地域で安全安心に暮らしていくためには、医療中断の予防など関係機関の連携が必須であるものの、財政措置が十分とはいえない。
- 地方交付税の増額ではなく、国庫補助制度の創設、診療報酬及び障害福祉サービス等報酬の更なる評価など、精神障害者を手厚く支援することが出来るよう十分な支援が必要である。

### 【医療観察法の多職種チーム】

- 医療観察法においては、対象者に対し、医療機関内の多職種チーム（医師、看護師、臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士等）に加え、保護観察所をコーディネーターとした保健所、精神保健福祉センター、市町、地域支援事業者等の多職種・多機関支援が実施されている。

### ii) 医療観察法に基づく指定入院医療機関の設置

- 医療観察法に基づく指定入院医療機関の地域偏在を解消すること

### 【提案の背景】

- 本県には指定入院医療機関が設置されておらず、対象者が他府県に入院せざるを得なく、通院処遇へ移行する際の地域移行に支障をきたしている。（隣接の大阪府、岡山県、鳥取県には設置）
- 指定入院医療機関は、国の整備計画により定められ、整備計画の800床を満たすまでは手上げ方式で指定されていたが、現在は800床を超えているため、新規整備は困難な状況である。
- 指定入院医療機関の設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人に限定されており、県内では、唯一の精神科単科病院である兵庫県立ひょうごこころの医療センターのみが対象となるが、指定されていない。
- 各都道府県に少なくとも1箇所は指定されることが必要である。

### iii) ピアサポーター等による相談・支援体制等の構築

- 精神を病んだ人（障害支援区分の認定を受けていない精神障害者）が、就労を含めた社会復帰のために、精神保健福祉士やピアサポーター等による相談・支援や就労訓練が受けられる体制や居場所づくりを、障害福祉サービスの中で構築すること

### 【提案の背景】

- 障害が比較的軽度で、医療的ケアや障害福祉サービスの利用は要しないが、就労を含めた社会復帰のためのサポートが必要な制度の狭間にある人のための社会復帰支援サービスの制度化が必要である。

#### iv) 精神障害者相談員の法制化

- ・ 現在は法的な位置づけがない精神障害者相談員を法制化し、財源を措置すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 身体障害者及び知的障害者の相談員については法的な位置づけがあるが、精神障害者相談員は障害者総合支援法で3障害同一の取組が確立された後も未整備のままである。

### ⑥ 成年後見制度の利用促進

#### ア 人材育成の充実

- ・ 成年後見人について、国による人材養成事業を充実すること

#### イ 財政支援の充実

- ・ 地域生活支援事業のメニューではなく、成年後見制度独自の補助制度を創設すること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 成年後見人の不祥事を防止し、専門人材の養成や確保を進めて成年後見制度の利用促進を図るためにも、国による人材養成事業の充実が必要である。
- ・ 成年後見制度の利用に関する財源措置は地域生活支援事業としての統合補助金に限られているため、成年後見制度の利用に特化した財源の措置が必要である。

### 主 (3) 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ 【厚労】

- ・ 社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

#### [福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例 (令和元年度実績)]

区分	補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
児童福祉施設 (乳児院の場合)	11,496千円/人	19,266千円/人	△7,770千円/人 (△40.3%)
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,480千円/人	11,721千円/人	△7,241千円/人 (△61.8%)
障害福祉施設 (障害者支援施設の場合)	3,897千円/人	14,925千円/人	△11,028千円/人 (△73.9%)

#### ◆ 工事単価と補助単価の約10年間における伸び率の比較

- ・ 工事単価は、約1.5倍の伸び (※1)
- ・ 補助単価は、約1.1~1.4倍 (※2) の引き上げにとどまっている。

#### ※1 建築着工統計 (国交省) による工事単価の推移 (全国) (単位: 円/m<sup>2</sup>)

区分	2010年 (H22)	2014年 (H26)	2019年 (R1)	増加比率 (H22→R1)
医療・福祉用建築物	196,257	232,297	286,876	147%

約1.5倍

#### ※2 補助単価の増加状況

(単位: 円)

	区分	2011年 (H23)	2021年 (R3)	増加比率 (H23→R3)	備考 (補助単価)
福祉施設 (全国一律)	児童養護施設	2,205,000	3,178,000	144%	定員あたり単価
	地域密着特養	4,000,000	4,480,000	112%	整備床数あたり単価
	障害者支援施設	79,500,000	103,700,000	130%	施設(21~40人)単価

約1.1~1.4倍

## (4) バリアフリー化等の推進

【総務、厚労、国交、観光】

### ① バリアフリー化の推進

#### ア 駅舎のバリアフリー化のための予算確保等

- ・ 駅舎のバリアフリー化の予算を確保すること

【県内の令和4年度以降の駅舎のバリアフリー化予定】

JR福崎駅、阪急春日野道駅、山陽東須磨駅の3駅

#### イ ノンステップバス導入のための予算確保

- ・ 乗合バス車両へのノンステップバス導入の推進を図るための予算を確保すること

【県内の令和4年度以降のノンステップバスの導入予定】 神姫バス、阪急バス、阪神バス、山陽バス等

### ② 駅ホームからの転落防止対策の推進

#### ア ホームドアの設置促進のための予算確保

- ・ ホームドアの設置を促進するための予算を確保すること

【県内の令和4年度以降のホームドア整備予定駅】

- ・ JR三ノ宮駅、JR明石駅、JR西明石駅、阪急西宮北口駅の4駅

#### イ 総合的な転落防止対策の実施

- ・ 視覚障害者への声かけなどの総合的な転落防止対策を早急に実施すること

【本県が実施している「視覚障害者の転落事故防止対策（ソフト対策）」の概要】

- ・ 県による広報のほか、市町、鉄道事業者へ啓発・広報等を要請
- ・ みんなの声かけ運動\*の関係者・団体等に駅ホームでの声かけや誘導の実施を依頼  
※困っている障害者や高齢者等に助け合いの声かけを行う県民運動(推進員約4,925名、団体222箇所)
- ・ みんなの声かけ運動を中心にソフト面の対策を強化

### ③ 通学路整備の推進

#### 新 歩道整備等の安全対策に必要な予算を確保すること

【本県が実施している「通学路安全対策5箇年計画（R1～R5）」の概要】

- ・ 学校、地元、警察、道路管理者等の関係者が合同点検してとりまとめた市町ごとの「通学路交通安全プログラム」に基づき、事故の発生状況、通学児童の利用状況などを勘案して策定令和5年度までの5箇年で、40kmの歩道整備を推進し、通学児童の安全を確保

### ④ 通学路の歩道整備に対する交付税措置の拡充

- ・ 通学路の歩道整備に対する起債に対し、学校教育施設の耐震化と同等の交付税措置を講じること（公共事業等債交付税算入率 現行20%→60%）

【国制度の問題点】

- ・ 通学路の歩道整備に活用できる公共事業等債の交付税算入率は、同じ児童・生徒の生命を守る学校教育施設の耐震化の場合と比べて低い（公共事業等債20%、学校教育施設等整備事業債（耐震化）60%）

### ⑤ 身体障害者等用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の全国への普及促進

- ・ 身体障害者等用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の導入拡大・定着への支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 全国的に導入が拡大し、相互利用も進みつつあるが、未導入の都道府県への同制度の導入拡大及び利用証の相互利用の推進に向けて、国による横断的な支援が必要である。

## ⑥ ユニバーサルツーリズムの促進に関する支援制度の創設

### ア 観光客受入ネットワーク構築に対する支援

- ・ 観光地における旅行業者・宿泊事業者と福祉事業者の連携による観光客受入ネットワークの構築を支援すること

### イ ユニバーサルツーリズム実施に対する補助制度の創設

- ・ 旅行先での介助者手配を含むツアー実施に対する補助制度を創設すること

## ⑦ 障害者に対する移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化

- ・ 通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業について、国の負担を義務化すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 障害者総合支援法の国補助の地域生活支援事業を活用して、各市町がサービスを行っているが、必須事業とされているにも関わらず、十分な財政支援がなく、自治体側の財政負担が大きい。

## ⑧ ロボット技術を活用したリハビリテーションへの支援

- ・ 訓練用筋電義手取得に対する助成措置や訓練できる人材の育成など、訓練環境の整備に関する支援制度を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・ 訓練を受け、筋電義手を使いこなせるようになれば、障害者総合支援法の補装具支給（特例補装具）の対象となるが、①訓練用の筋電義手について、補助等の制度がなく医療機関等が負担しているケースが多い（※筋電義手の購入費用は約150万円）、②小児に対応する訓練機関が全国でも限られており、かつ人材も少ないこと等から普及が進んでいない。

## (5) 障害者の活躍推進

【文科、厚労】

### ① 精神障害者の就労定着支援システムの導入に対する支援制度の創設

- ・ 精神障害者の就労定着支援システムを導入する企業等を支援する制度を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・ 本人が体調や精神状態を日々入力し、Web上で企業の担当者や外部の支援者（臨床心理士等）が情報共有、連携して、的確な支援につなげる雇用管理システム [ I P S (Individual Placement Support) や S P I S (Supporting People to Improve Stability) ] 等の就労定着支援システムを利用することが、就労定着に有効である。

### ② 法定雇用率達成に向けた事業者の取組への支援

- ・ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)について、減額された支給総額を復元、増額すること

#### 【提案の背景】

- ・ 身体・知的障害者を継続雇用する中小企業事業主に対する支給総額は、平成27年度に135万円→120万円と減額されたが、令和3年3月に法定雇用率が2.3% (R2: 2.2%) に引き上げられたため、事業者の更なる取組を支援する必要がある。

#### 【障害者雇用の状況（令和2年6月1日現在）】

- ・ 障害者雇用率 兵庫県：2.21%、全国：2.15%
- ・ 法定雇用率達成企業の割合 兵庫県：50.9% (1,771社/3,481社)  
全 国：48.6% (49,956社/102,698社)

- ・ 出資割合に応じて障害者雇用数を按分できる、グループ適用外の複数企業（企業規模を問わない）による特例子会社制度を創設すること

- ・ 中小企業等が特例子会社の設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、国による財政措置を充実すること

**【提案の背景】**

- ・ 特例子会社制度において、関係会社を含めて親会社に合算して雇用率を算定できる仕組みはあるが、親会社と関係会社が親子関係にあることなど、一定の要件が必要となっている。
- ・ 令2年6月末現在の県内の特例子会社24社（県内に本社を置くもの）のうち、中堅・中小企業が設立した特例子会社は3社にとどまっている。

**【本県の「特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業」の概要】**

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例子会社等の設立を検討している企業に対してアドバイザーを派遣し、設立に向けて必要な手続き等を助言</li> <li>・ 中堅・中小企業が、特例子会社・事業協同組合を設立する場合や、特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行う場合に、施設整備等に要する経費を助成</li> </ul>	
経費助成	補助率	設立：1/2又は2/3以内、新規雇用：1/2 重度身体・知的障害者、精神障害者の新規雇用：1/2
	補助限度額	設立：500万円 新規雇用：1人目 100万円、2人目以降 10万円 重度障害者等の新規雇用：1人目 200万円、2人目以降 50万円

- ・ 在宅就業障害者又は在宅就業障害者支援団体への発注事業主に限定されている障害者雇用納付金制度の報奨金について、障害福祉サービス事業所に仕事を発注する事業主(企業)も対象とすること

**主③ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業の充実**

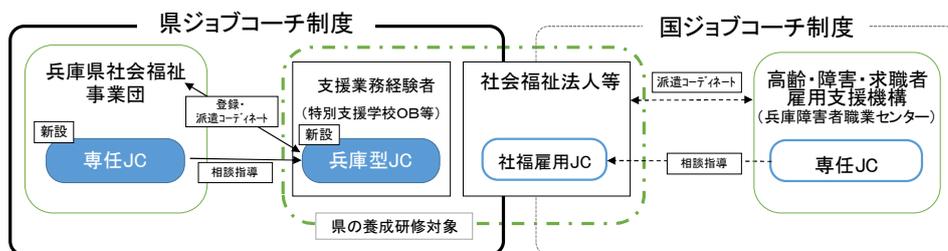
- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構による養成研修を拡充し、支援計画を策定する「障害者職業カウンセラー」や、同計画に基づく困難性の高い障害者に対する支援及び訪問型ジョブコーチへの助言・援助を行う国の「配置型ジョブコーチ」を増員すること
- ・ 国の「訪問型ジョブコーチ」の増員を図るため、社会福祉法人等の職員に限定せず、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象とするなど、制度を拡充すること

**【提案の背景】**

- ・ 障害者の就労にあたっては、伴走型支援を受けられない場合、職場への定着に繋がらず、早期退職となることが多いため、障害者職業カウンセラーやジョブコーチの増員が必要である。

**【ひょうごジョブコーチ推進事業の概要（R2年度～）】**

- ・ 国のジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチを養成（養成対象者は、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象）
- ・ 専任ジョブコーチと養成した兵庫型ジョブコーチを派遣し、障害者の就労・定着を支援（専任ジョブコーチ：2名配置、兵庫型ジョブコーチ：年間30名養成）



#### ④ 小規模作業所等への運営支援の強化

- ・ 人員確保などが課題で障害者総合支援法上のサービス(個別給付)への移行が困難な小規模作業所や地域活動支援センターの安定運営のための市町に対する支援措置を充実すること

#### ⑤ 工賃向上への支援の充実

- ・ 事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援措置を拡充すること

##### 【提案の背景】

- ・ 国からの支援により事業を推進しているが、依然として障害者が受け取る工賃水準は月16,369円(R元)、兵庫県でも月14,478円と低く、工賃向上を推進する必要がある。

#### ⑥ 在宅ワークの促進

- ・ 障害者の在宅ワークにおける受発注・納品等を容易にするICTネットワークの構築に必要な財源を措置するとともに、適切な助言を行うこと

##### 【提案の背景】

- ・ 本県の在宅ワーク推進事業は平成29年度から国からの支援を受け支援システムを構築したが、運用推進に向けた改良を継続する必要がある。

#### ⑦ 公立学校における障害者雇用の推進

- ・ 障害者の学校現場等での任用を促進するため、障害者雇用に必要な財政措置に加え、障害者が職場へ円滑に適応できるよう、障害特性を理解した上で指導・支援や業務の調整を行う人材等の配置に必要な財政支援制度を創設すること

##### 【提案の背景】

- ・ 教育委員会の法定雇用率：2.4%(R3(2021)年度以降2.5%)未達成の団体は、①H31年1月を始期とした2年間での法定雇用率達成が求められていること、②H30年4月から3年以内に法定雇用率が2.5%に引き上げられることから、計画的に取組を進める必要がある。  
※ 兵庫県教育委員会の障害者雇用率(R2年6月1日現在)：1.42%

##### 【本県教育委員会の取組】

- ・ 障害者人材バンクの新設(臨時的任用職員・非常勤講師の希望者を登録)
  - ・ 教育委員会事務局・県立学校へのワークセンターの設置及びワークセンタースタッフ(障害者)の雇用
  - ・ 教員の「障害者を対象とした特別選考」の受験者確保に向けた制度の積極的広報、教員採用パンフレット等への障害のある教員の活躍等の掲載
- ・ 小学校教員を障害者雇用率算定の除外職員とするなど、障害者雇用率算定の除外率制度を見直すこと

##### 【提案の背景】

- ・ 小学校教員には、すべての教科指導のほか体育をはじめとする実技指導が求められるなど、職務内容が多岐にわたることから、障害者にとってはハードルが高く、免許保有者及び教員への志願者が非常に少ない。
- ・ 教育委員会では、小学校及び特別支援学校の教員は除外職員とされていたが、平成16年4月1日以降、除外職員の対象外となったため、小学校教員も含めた全職種を通じた除外率が設定されている。(本県の除外率：教育委員会25%)

## 7 生活保護等のセーフティネットの構築

### (1) 生活困窮者支援制度の強化と生活保護制度の抜本改正

【厚労】

#### ① 就労支援の強化

##### ア 実効性のある就労支援制度の創設

###### i) 保護の期間の設定

- ・ 自立更生計画に基づき期間を設定して保護する制度を創設すること

###### 【提案の背景】

- ・ 複合的な課題を抱える被保護者の中には、直ちに一般就労が困難な者や就労意欲が乏しい者が多いため保護の受給期間が長期化する傾向にある。
- ・ 就労による自立が見込まれる者に対しては、自立更生計画に基づき保護の期間（有期）を設定し、就労等による自立を促す必要がある。

###### ii) 努力に応じた保護の停止等

- ・ 指導に従わず就労自立の努力を怠った場合、その程度に応じて保護費を減額する制度を創設すること

##### イ 就労自立を目指す支援への参加の義務化

- ・ 生活困窮者の就労支援事業への参加を義務化すること

###### 【国制度の問題点】

- ・ 現行の生活困窮者制度は、就労支援事業への参加が義務づけられていないため、就労等による自立を促進する事業への参加を義務付け、実効性のある制度とする必要がある。

##### ウ 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・ 農林業、建設業等における公共事業の活用など国による雇用創出事業を実施すること

###### 【提案の背景】

- ・ 生活困窮者の中には、就労意欲が乏しい者や能力的に一般就労が難しい者が多く、国が積極的にこれらの者の就労の場を広げる必要がある。

#### ② 適正な医療扶助に向けた制度の見直し

- ・ 生活保護の医療扶助に関する医療機関の窓口での一部自己負担、及びその費用として一定額を保護費に上乗せする制度を創設すること

###### 【国制度の問題点】

- ・ 被保護者が医療機関で受診する場合、その全額が医療扶助で賄われ、被保護者の自己負担が生じないことが、頻回受診等の不適切な受給の温床となっている。

#### ③ 生活困窮者等の自立支援事業の地方負担分の国庫負担化

- ・ 自立相談支援事業、住居確保給付金、被保護者就労支援事業等について、全額国庫負担とすること（27年度から地方負担あり）

###### 【国制度の問題点】

- ・ 生活困窮者自立支援法の成立によりこれらの事業が恒久化されたが、併せて、自治体負担が導入されたため、自治体の財政状況によって実施体制に差が生じている。

## (2) 生活困窮者支援体制の強化

【厚労】

### ① NPO等民間団体の育成

- 生活困窮者支援に取り組むNPO等民間団体を育成すること

#### 【提案の背景】

- 当事者が抱える複合的な課題に応じた包括的、継続的な支援には、NPO等民間団体のノウハウの活用が有効であることから、財政的支援を含め国が責任を持って団体の育成を行う必要がある。

### ② 人材養成事業の継続的な実施

- 生活困窮者に対する相談支援等を担う人材養成事業を国として実施すること

#### 【提案の背景】

- これまで国が実施主体であった生活困窮者制度における人材研修について、令和2年度から、一部の研修について、都道府県が主体となって実施することとなった。
- 生活困窮者の相談支援等を担う人材は、一定レベル以上の専門的知識を有する者である必要があることから、国が責任をもって育成すべきである。

## (3) 生活保護受給者に対する就労・自立支援対策の強化

【厚労】

### ① 就労支援対策の充実

#### ア 福祉施策の充実による支援対象の特化及び就労支援への重点化

- 母子・父子家庭への支援や高齢者福祉対策等を充実すること
- 就労支援対策等への重点化を進めること

#### 【提案の背景】

- 被保護者の約8割が、高齢者、障害者、母子・父子家庭等で占められている。各分野の支援を充実することで被保護者を減少させ、支援が受けられない被保護者に集中的に支援を行う。

#### イ 稼働能力判定の適正化

##### i) 判断基準の策定

- 稼働能力の有無を多角的かつ客観的に判定できる判断基準を策定すること

##### ii) 判定会議の設置促進

- 主治医以外の医師や精神保健福祉士等による判定会議の福祉事務所への設置に要する経費について、全額国庫負担（現行：国3/4）とすること

#### 【提案の背景】

- 稼働能力の判定は、ケース診断会議を開催の上、組織的に判断することが求められているが、その判断に当たっては、福祉事務所によりばらつきが見られる。
- 客観的かつ専門的な意見を反映させる機会を増やすため、判定会議の設置を促進する必要がある。

#### ウ 中間的就労事業への参加の義務化

- 稼働能力はあるものの、直ちに一般就労を目指すことが困難な者について、中間的就労事業への参加を義務づけること

### ② 自立に向けた指導・指示の円滑な実施に向けた見直し

#### ア 法に基づく指導・指示が行える範囲の明確化

- 被保護者に対し、法に基づく指導・指示が行える範囲を明確化すること

#### 【提案の背景】

- 生活保護法第27条に、保護の実施機関は「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定されているが、健康診断の受診等の健康管理や生活の自立に向けた指導・指示が可能な範囲が不明確である。

## イ 助言指導を行う職員の全額国庫負担化

- 健康相談等の助言指導を行う専門職員の設置は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること

## ③ 受給者支援を行う民間団体の育成

- 高齢受給者等の見守り、日常生活上のトラブルへの対応等を担う民間団体の発掘や育成を行うこと

## (4) 生活保護に関する適正化対策の強化

【厚労】

### ① 不正受給対策の強化

#### ア 指定医療機関への指導監査体制の強化

- 都道府県と地方厚生局の連携による指定医療機関への指導監査体制を強化すること

##### 【提案の背景】

- 指定医療機関への指導を効果的に実施し、適正な制度運営を図るため、都道府県と地域厚生局との連携を強化し、指導監査を実施などの取組が必要である。(H28年度に合同で監査を実施した実績あり)

#### イ 資産・収入調査の徹底のための制度構築

- 生活保護法第29条に基づく資産・収入の調査について、民間事業者の調査協力を義務化するとともに、金融機関の本店一括照会方式を証券会社等へも拡大すること

##### 【提案の背景】

- 就労収入の調査については、就労先企業の協力が得られない場合があるが、調査協力の義務化等により、収入及び資産が的確に把握でき適正な制度運営が図られる。

#### ウ 返還義務の確実な履行のための制度構築

- 本人からの申し出の有無にかかわらず不正受給に対する返還金と生活保護費とを調整できるようにすること

#### エ 悪質な不正に対する制裁措置の強化

- 悪質な不正があった場合の保護停廃止の基準の明確化など不正受給に対する制裁措置を強化すること

### ② 制度の適切な運用に向けた見直し

#### ア 扶養関係に関する判断基準の策定

- 扶養義務者の扶養能力の有無及び扶養の程度に関する判断基準を策定すること

##### 【提案の背景】

- 扶養義務者の扶養は保護に優先する(生活保護法第4条)が、どの程度扶養を求めるべきか明確でなく、実施機関によって扶養認定に差が生じている。

#### イ 審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲

- 保護の決定及び実施に関する審査請求の裁決権限を道府県から指定都市に移譲すること

##### 【提案の背景】

- 指導権限と審査請求の裁決権限を同一にすることで、福祉事務所に効果的・効率的な指導が可能となる。また、被保護者にも分かりやすくなるとともに、裁決の迅速化が図られる。

## 8 地域安全対策の強化

### (1) 青少年の健全育成の推進 【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労、経産】

#### ① 青少年のインターネット安全利用対策の強化

##### ア 携帯電話事業者への指導強化

- ・ 青少年インターネット環境整備法で義務付けられているフィルタリングの説明や有効化措置の徹底について、携帯電話事業者への指導を強化すること

##### イ アプリ等サービス提供事業者への法規制の創設

- ・ アプリ自体にフィルタリング機能を設けることを義務付けるなど、サービス提供事業者への法規制を行うこと

##### ウ インターネット接続機器製造事業者への法規制の強化

- ・ スマートフォン等の利用時間を制限する機能を設けることを義務化するなど、インターネット接続機器の製造事業者への法規制を強化すること

##### 【提案の背景】

- ・ スマートフォンのSNSアプリ (Twitter等)を通じて、青少年が犯罪に巻き込まれるトラブルが後を絶たない。
- ・ 青少年のインターネット依存が深刻な問題となっているが、フィルタリングだけでは対策として不完全である。

#### ② 児童ポルノ自画撮り被害増加への対策

- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法に勧誘行為の禁止や未遂罪を設けるなど、児童ポルノ自画撮り被害防止のための法整備を行うこと

##### 【提案の背景】

- ・ 本県を始め、他の都道府県においても児童ポルノ自画撮り勧誘行為を禁止する条例が順次施行されているが、全国的な問題であるため、法による対応が必要である。

### (2) 地域の交通安全対策

【国交】

#### ① 自転車保険への加入を義務付ける制度の創設

- ・ 自転車保険への加入を義務付ける制度を創設すること

##### 【提案の背景】

- ・ 交通事故件数が大きく減少しているにもかかわらず、人対自転車の交通事故はそれほど減少していない。また、その事故による賠償金額が高額となる事案も発生している。

##### 【「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要】

- ・ 条例において、自転車事故における被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減のため、事故への備えとして以下のとおり保険加入の義務付けを規定した。
  - 自転車利用者への自転車損害賠償保険等への加入
  - 保護者による、監護する未成年者の自転車損害賠償保険等への加入
  - 事業者による、従業者の自転車損害賠償保険等への加入

### (3) 安全安心な消費生活の推進

【消費】

#### ① 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保

- ・ 地方消費者行政に対する支援について、長期的な支援の方向性を示したうえで、必要な財源を恒久的に確保し、地方の実情に応じた柔軟な活用を可能とすること

##### 【提案の背景】

- ・ 「地方消費者行政推進交付金（平成30年度～ 地方消費者行政強化交付金（推進事業）」による事業開始は平成29年度までとされ、事業ごとに活用期間の終期が定められているが、平成30年度交付額は前年度の約6割に減額され、その後も十分な財源措置がなされておらず、活用期間終期の前に事業を取りやめる状況が生じている。
- ・ 「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」（平成30年度～）は使途が限定されるうえ、補助率1/2（または1/3）、活用期間最長3年程度となっている。

#### ② 地域における消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援

- ・ 消費生活相談員について、有資格人材情報の収集・提供の仕組みの構築による人材確保や研修機会の充実等の資質向上を支援する取組を一層充実すること

##### 【提案の背景】

- ・ 「地方消費者行政推進交付金」は相談員の養成や資質向上を図る事業を対象としてきたが、平成30年度以降新規事業は実施できず、事業終期が定められている。「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」は国が指定する研修の開催・参加のみを対象としており、内容が限定されるうえ補助率も1/2（または1/3）で、十分な対応ができない。

#### ③ 成年年齢の引下げに伴う若年者への消費者教育の強化

- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校における消費者教育を徹底するための教材の提供、教員研修の充実、消費生活センター等外部人材との連携強化等を支援すること

##### 【提案の背景】

- ・ 令和4（2022）年4月に成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が施行される。新たに成年となる18～19歳の若者が悪質業者のターゲットになる可能性が高く、消費者被害が拡大する恐れがある。
- ・ 小・中・高校・特別支援学校での消費者教育の推進には、消費者庁と文部科学省の一層の連携による取組が不可欠である。

#### ④ 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の活動支援

- ・ 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の財政的基盤の確保に必要な国補助金制度や支援基金などの仕組みを創設すること

##### 【提案の背景】

- ・ 適格消費者団体が行う差し止め請求訴訟業務及び特定適格消費者団体が行う集団的被害回復関係業務は、いずれも公益性が高く、安定的かつ継続的に行われる必要がある。

#### (4) 人権擁護のための早急な法整備

【総務、法務】

##### ① 簡易迅速で利用しやすい人権救済制度の創設

###### ア 人権救済機関の創設をはじめとした法整備

- ・ 人権救済機関の創設をはじめ、司法的救済を補完し被害者の実効ある救済を図るための法整備を早急に進めること

###### 【提案の背景】

- ・ 人権侵害の被害者に対して実効ある救済を図るためには、司法的救済を補完する何らかの公的機関が第三者的に入ることにより、より実効ある人権擁護が担保される仕組みが必要である。

###### イ 地方組織体制の整備

- ・ 法整備に当たり、人権侵害の被害者への実効ある救済を図るための調停委員会や仲裁委員会の設置など、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制を整備すること

###### 【提案の背景】

- ・ 人権救済制度が創設され、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制が整備されることで、司法的救済に比べ、簡易迅速で利用しやすい人権救済が可能となる。

##### ② 部落差別等の解消に向けた抜本的な対策

###### ア 法的措置も含めた抜本的な対策

- ・ インターネット上も含め、部落地名総鑑が流布しないよう法的措置も含めた抜本的な対策について、積極的に取り組むとともに、インターネット上の悪質な差別的書き込みの削除について、実効性のある法制度を整備すること

###### 【提案の背景】

- ・ 「部落地名総鑑」のような凶書の発行、販売、購入等の各行為は重大な人権侵犯行為である。」との国の見解（平成元年7月）を踏まえた対応が必要である。
- ・ 昭和50年に発覚して以降、法務省が事実関係の調査、当該凶書の回収・廃棄、発行者や販売者等に対する人権侵犯事件としての措置等の処理を行ってきており、また、インターネットでも同種の情報が網羅的に書き込まれたりするなど、悪質化しており、国が積極的に対応すべきである。
- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景となったインターネット上の悪質な差別的書き込みは、現行制度上、強制的に削除できない状況にあり、他の差別的書き込みとともに、実効性のある法制度が必要である。

###### イ 国と地方公共団体の役割分担の明確化

- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関して、国と地方公共団体の役割分担を明確にすること

###### 【提案の背景】

- ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関する国と地方公共団体の役割分担については、法施行後3年以上経過したにもかかわらず、示されていない。

### ③ 戸籍謄本等不正取得事件の再発防止

- ・ 司法書士等による個人情報の流出などの人権問題に対して、再発防止に向けた抜本的な取組を積極的に行うこと
- ・ 不正の有無に関わらず、第三者が戸籍謄本や住民票の写し等を取得した場合の本人への通知について、全国統一的に実施できるよう、関係法律を改正すること

#### 【提案の背景】

- ・ 身元調査等のための司法書士等による戸籍謄本等不正取得事件は、大量の個人情報が流出するなど看過しがたい全国規模の人権問題である。平成19年に戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、戸籍謄本等の交付条件の厳格化、罰則の強化がとられたが、依然、不正取得が続いている。

## (5) 厳しい治安情勢への的確な対応

【内閣府、国公委、警察】

### ① 警察装備等の整備推進

#### ア 装備資機材と人材育成の充実

- ・ 警察捜査の新たな課題に対応する装備資機材と人材育成の充実を図ること
- ・ 高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進めること

#### 【提案の背景】

- ・ 重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪、悪質巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、生活経済事犯、高度・多様化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震など、警察捜査の新たな課題に対応するための装備資機材と人材育成の充実を図る必要がある。
- ・ 特に、暴力団対立抗争事件の防あつや、特定抗争指定暴力団等の指定事務、迅速的確な初動捜査に資する装備資機材、犯罪立証や身元不明死体特定等のDNA型鑑定に関する機器の充実強化と、高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進める必要がある。
- ・ いわゆるソフトターゲットを対象として発生するNBCテロに対して、迅速に対応する必要がある。

#### 【提案する個々の装備資機材及び人材育成内容】

一般装備	各種解析用パソコン100台、スキャナー3台、SNS広報啓発用端末5台、WT-1携帯型無線機10台、IPR無線機278台、UW-301型イヤホンマイク20個、駐在所用防犯カメラ269式、書ききり型デジタルカメラ855台及び書ききり型撮影媒体、防毒マスク254個、軽量化耐刃防護衣4,714着、防弾ヘルメット1,193個、防弾衣1,542着、防弾楯535個、車載録画装置31個、仮想実体験型交通安全VR1台、潜水資機材20式、ドライスーツ10式、浮力調整器(B.C.)20着、レギュレーター20個、墜落防止用器具40着、下肢切創防止用防護衣(チャップス)44着、ライフルスコープ(エリート製)及び設置付属品5式
航空機・車両	捜査用車25台(普乗17台、軽四7台、普貨1台)、防弾仕様車1台、鑑識車両3台、交通取締用車(覆面)1台、警ら用車3台、小型警ら車30台、交通事故処理車29台、交通鑑識用車2台、サインカー1台、警察用航空機1機
NBC対応資機材	化学剤等検知器(ハブサイト)1台、ラマン分光分析器(ファーストディフュージョン)1台、可搬型核種同定装置(マルチサーベイヤー)1台、ポータブル危険ガス検知器(LCD3.3)1台、化学防護服5式
その他	解析ツールの整備、通信費用等の維持管理コストの補助金制度の設立、DNA型鑑定周辺機器の整備、自動速度違反取締装置の新設、常時録画式交差点カメラの整備、AIによる交通事故分析機器等の整備
人材育成	部内通訳員の語学研修制度の創設

## イ 災害用装備資機材・施設等の整備促進

- ・ 災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進めること
- ・ 災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するため、警察待機宿舎・独身寮の整備事業について財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・ 多発する豪雨災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震等に的確に対応するため、災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進める必要がある。
- ・ また、警察待機宿舎・独身寮は、大規模災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するために必要な施設であり、その耐震化事業等の整備事業について、緊急防災・減災事業債の対象事業とするなど、財政支援を講じる必要があるため。

### 【提案する個々の災害用装備資機材及び施設等の内容】

一般装備	エアータンク3式、現地指揮所用装備資機材セット4式、電動コンビツール44台、ソーラー式ポータブル電源153台、チェーンソー95台、エンジンカッター133台、災害用救助工具セット244式、災害対策用ドローン2機、墜落用防止器具(フルハネス型)260着、胴長靴260着、水難救助防止セット199式
航空機・車両	災害対策用バギー車4台、オフロード二輪車14台、船外機付き救助用ゴムボート11式
その他	警察待機宿舎・独身寮の耐震化事業等に要する財政措置、災害警備訓練等の予算化、ハザットの整備

## ウ AIやICTなどの新技術活用への財政支援等

- ・ AIを活用した犯罪情報分析に関する研究・開発のため、国によるモデル事業の実施や活用指針を示すとともに、財政措置を講じること
- ・ 許認可事務などの各種申請・届出事務の合理化・高度化を推進するため、ICTを活用した電子申請の導入に向け、財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・ 各都道府県警察が保有する犯罪発生情報等の膨大なデータ分析には、AI等の新技術の活用が見込まれることから、国のモデル事業や指針など一定の基準を示す他、財政措置を講じる必要がある。
- ・ 住民の利便性向上の観点から、警察に対する手続きのオンライン化が急務であるため、電子申請化に向けた財政措置を講じる必要がある。

## ② 警察官の増員

### ア 警察官の増員

- ・ 情勢に応じた警察事象に迅速かつ的確に対処するため、警察官を更に増員すること

#### 【提案の背景】

- ・ 重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪をはじめ、悪質巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、高度・多様化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震などに対処するため、警察官を更に増員する必要がある。

#### 【特殊詐欺発生件数等の推移】

区 分	兵庫県			全国		
	H30	R元	R2	H30	R元	R2
認知件数	773	658	1,027	17,844	16,851	13,526
オレオレ詐欺	240	68	44	9,145	6,725	2,264
預貯金詐欺	—	246	348	—	—	4,118
架空料金請求詐欺	388	171	217	4,844	3,533	1,997
融資保証金詐欺	25	19	27	421	348	292
還付金詐欺	59	8	288	1,904	2,375	1,806
上記以外の手口	12	8	8	182	93	216
キャッシュカード詐欺盗	49	138	95	1,348	3,777	2,833
被害額（億円）	18.38	10.98	16.63	382.9	315.8	277.8

#### 【主な人身安全関連事案認知件数の推移】

区 分	兵庫県			全国		
	H30	R元	R2	H30	R元	R2
ストーカー事案	1,142	1,095	966	21,556	20,912	20,189
DV事案	3,453	3,465	3,617	77,482	82,207	82,643
児童虐待事案	3,482	3,891	4,377	65,801	86,386	93,269
行方不明事案	5,427	5,524	5,042	87,962	86,933	77,022

### イ 条例定数化した警察官の政令定数化

- ・ 県単独定数として条例定数化した警察官を政令定数化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 厳しい治安情勢に的確に対応するため、平成7年度に交通巡視員260人の警察官への身分切替を実施し、その260人を県単独定数として条例定数化した。
- ・ 県単独定数として条例定数化した警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を講じることにより、県の財政負担の解消につながる。

## (6) 刑務所出所者等の再犯防止対策の推進

【法務、厚労】

### ① 刑の一部執行猶予制度による保護観察対象者の増加への対応

#### ア 保護司の増員や更生保護施設の増設等の実施

- ・ 保護司の増員や更生保護施設の増設等の措置を講じること

#### イ 専門医療体制の強化

- ・ 薬物事犯の保護観察対象者が専門治療を受けられる薬物処遇重点実施更生保護施設の増設等により専門医療体制を強化すること

#### 【提案の背景】

- ・ 専門治療が行える病院は限られており、薬物事犯対象者に対して重点的な処遇を実施する薬物処遇重点実施更生保護施設は県内1箇所のみであり、十分な体制ではない。

#### 【刑の一部執行猶予制度（H29.6～）】

裁判所が3年以下の懲役（又は禁錮）判決を言い渡す場合に被告の刑期の一部を執行猶予できる制度

## ② 再犯防止対策を行う推進体制の整備

### ア 必要な情報の提供

- ・ 地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、満期出所者を含む出所者の情報など国が把握している情報の提供や必要な助言を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 法務省が把握する出所者（満期出所者を含む。以下同じ）の情報が地方に提供されないため、支援を必要とする対象者の特定や確認ができない。
- ・ 個人情報等の取扱いには十分な配慮が必要ではあるが、出所者への支援を行うために必要な情報や指導・支援に役立つ情報の提供を、市町や関係機関・団体等と国に求めていく。

### イ 国による財政措置の実施

- ・ 国の「再犯防止推進計画」に基づき、地方公共団体が実施する就業支援、保健医療・福祉サービスの提供等の施策に対して恒久的な交付金制度を創設すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 就業支援、保健医療・福祉サービス等の提供は、一過性のもではなく、継続した取組が必要であるが、再犯防止推進モデル事業の受託団体に対する国の財源措置は令和2（2020）年度で終了となった。

## ③ 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・ 刑務所出所者等の雇用の場の確保のための軽易な業務を含む仕事の創出を実施すること

#### 【提案の背景】

- ・ 就労により、生活基盤を確保し社会的自立に繋がることとなるが、刑務所出所者等が気兼ねなく働ける場が十分ではない。
- ・ 県には、刑務所出所者等の犯罪歴や更生過程の情報がなく、就労支援に必要なノウハウもない。

## (7) 犯罪被害者等に対する支援の充実

【内閣府、法務、国公委、警察】

### ① 生活支援制度の創設

- ・ 低利・長期の生活資金融資制度、被害直後の家事援助・介護支援者派遣・一時保育費用の補助など犯罪被害者等の生活を支援する制度を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・ 犯罪被害に遭った被害者や遺族は、様々な精神的負担を強いられ外出もままならず、また、再被害を受けるおそれのある被害者等が転居を必要とする場合もあるなど、経済的負担も大きく、生活を支援する制度が整備されれば、被害者や遺族の精神的・経済的負担の軽減に繋がる。
- ・ 転居費用の補助については、被害者支援条例により一部補助を行っている自治体もあるが一律の制度ではなく、また、県の取組として、再被害のおそれのある被害者等の一時避難について経済的支援を実施しているが、あくまで短期的なものである。

### ② 国民理解の促進

- ・ 犯罪被害者等が直面している問題について国民の理解を促進すること

#### 【提案の背景】

- ・ 被害者も加害者も出さないという規範意識の向上及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、中学・高校生を対象に命の大切さを学ぶ教室を開催しているが、経費を理由に開催を断念している学校があるだけでなく、自治体によっては開催希望校が多いことから抽選により開催校を決めているなど、経費の負担が活動の障壁となっている。

### ③ 民間団体への支援の充実

---

- ・ 被害者支援センター等民間の犯罪被害者等支援団体の活動を支援するための運営費補助など財政措置を充実すること

#### 【提案の背景】

- ・ きめ細かな支援を行うためには犯罪被害者等支援団体との協力・連携が重要であるが、支援団体の運営は補助金や寄付金等により行われているなど、財政基盤は不安定である一方、支援団体の取り扱う被害者支援業務は年々増加している状況である。

### ④ 性犯罪被害者支援の充実

---

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターの運営に対する支援等について、恒久的な支援制度とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 令和2(2020)年までに各都道府県に最低1カ所設置すること(国基本計画)とされ、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設されたが、いつまで交付されるか不明である。

### Ⅲ 兵庫五国の交流新展開

#### 1 交流人口の拡大

##### (1) 多様な国からの訪日観光客誘致対策

【観光】

###### ① 国による先導的なプロモーションの実施

- ・ 訪日観光客の多い中国、韓国、台湾等のアジア諸国をはじめ、欧米や豪州等においても、国が主体となる先導的なプロモーションを実施すること

###### 【提案の背景】

- ・ 訪日観光の更なる促進のため、地域が個別に行うプロモーションとともに、国において、WEB等の様々な媒体を活用した訪日グローバルキャンペーンの実施に併せた、地方への波及効果が期待できる先導的なプロモーションを継続的に実施する必要がある。

###### ② 国によるファミトリップの実施

- ・ 訪日旅行に影響力を持つマスメディアを対象とするファミトリップ（招聘取材旅行）を国においても実施すること

###### 【提案の背景】

- ・ 地域の魅力を効果的にPRし訪日観光客の拡大を図るため、各国の消費者に対して大きな影響力を持つ海外著名人や世界的メディア（TV局、旅行誌記者など）の招請など、地域が個別に行う取組だけでなく、国においても実施することによる、更なる情報発信が必要である。

##### (2) 広域観光圏の形成

【国交、観光、文科、経産、環境】

###### ① 関西広域連合における広域観光交流圏の形成

###### ア 「関西・美の伝説」の推進

- ・ 広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の推進主体となるDMO、地方公共団体等の取組に対する支援を充実すること

###### 【提案の背景】

- ・ 関西エリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- ・ 国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。

###### イ 海外への積極的な情報発信

- ・ 観光庁の様々な事業を通じ、関西の魅力を海外へ積極的に情報発信すること

###### 【提案の背景】

- ・ 海外からの誘客を促進するためには、地域の個別の取組だけでなく、国による訪日グローバルキャンペーンの実施等に併せた、関西の魅力PRの機会を確保することが必要である。

###### ② 山陰海岸ジオパークの推進

広域観光周遊ルート「関西・美の伝説」の一角を占める「山陰海岸ジオパーク」について、ユネスコの正式プログラム化を契機に、国の窓口を設置し、京都府・兵庫県・鳥取県にわたる観光資源をネットワーク化した以下のような誘客促進対策を関係省庁の連携により支援すること

###### ア アクセスのための交通基盤の整備

- ・ 山陰近畿自動車道等の地方交通基盤を整備すること

## イ クルーズツーリズムの促進

- ・クルーズツーリズムの促進に関する支援制度を創設すること

## ウ 但馬－羽田直行便の実現

- ・首都圏からの誘客のための但馬－羽田直行便を実現すること

### ③ 瀬戸内海における広域観光交流圏の形成

---

#### ア 「せとうち・海の道」の推進

- ・広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」の推進主体となるDMO、地方公共団体等の取組に対する支援を充実すること

#### **主**イ クルーズツーリズムの促進策の実施

- ・船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、クルーズツーリズムの促進策を実施すること

##### 【提案の背景】

- ・瀬戸内エリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- ・国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。
- ・近年、クルーズツーリズムは注目を集めており、瀬戸内の観光振興のために更なる推進に取り組みたいが国の補助制度がない。

**新**・ 航行区域が平水区域となっているクルーズ船は、沿岸区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺では航行できないため、平水区域限定のクルーズ船等が播磨灘を通過できるよう、以下の柔軟な対応を行うこと。

○気象の穏やかな時季等における平水区域の拡大

○母港から最強速力で往復2時間以内とされている限定沿海区域の基準緩和



[県内のクルーズ船の航行可能区域]

平水区域	河川・湖沼や湾内の他、法令に基づいた比較的穏やかな水域（航行可）
沿海区域	陸岸より20海里までの航行区域（原則航行不可）
うち限定沿海	母港から最強速力で往復2時間の区域（一部航行可 <sup>※</sup> ）
うち沿岸区域	陸岸より5海里以内の水域（航行不可）
近海区域	東経175度、東経94度、北緯63度、南緯11度の内側の水域（航行不可）
遠洋区域	全水域（航行不可）

※ 限定沿海区域の基準に適合する船舶に限る。

船舶の種類	航行区域	航行できる海域		播磨灘の航行	要望内容
		平水区域	限定沿海区域		
平水区域船（例：コンチェルト）		○	×	×	①一律ではなく細やかな区域設定 ②平水区域の要件を特定時季に限定
限定沿海船	高速船（例：ジェノバ1）	○	○	○	-
	クルーズ船（例：威臨丸）	○	○	△	③限定沿海区域の時間延長

**新**・「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるように、30日から180日間に延長すること

**注 インバウンド船旅振興制度**

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件（既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等）を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設された。

### (3) 2025年大阪・関西万博開催の効果を周辺地域に波及させる取組の推進

【経産、国交、観光】

#### ① 万博会場と連携した取組への支援の検討

- ・ 期間中、関西全域で実施する万博会場と連携した取組（サテライト会場の設置、関連イベントの実施等）への支援を検討すること
- ・ 万博の効果を関西すみずみまで波及させるため、船舶の航行区域の見直しなど、支障となる規制の見直しを行うこと

#### ② 兵庫県以西、四国等から万博会場へのアクセス強化

- ・ 兵庫県以西からのマイカー利用者のパーク&ライドを円滑に実施するため、以下について、2025年国際博覧会協会とともに検討すること
  - 陸上アクセス 駐車場周辺道路の混雑緩和措置
  - 海上アクセス 神戸（ポートアイランド等）、尼崎（フェニックス事業用地）、淡路島（国営明石海峡公園・淡路夢舞台、津名港）と会場を結ぶ海上アクセスルートの実現に向けた船着場の整備等



## ア 関西圏域の空港のさらなる活用

- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、回復後の拡大が期待される航空需要に対応する関西3空港をはじめ関西圏域に存在する空港の利活用を促進すること

## イ 名神湾岸連絡線の早期整備

- ・ 大阪湾ベイエリアと名神高速道路を結び、バス・物流車両等の速達性や定時性を確保し、阪神高速3号神戸線等の渋滞緩和を図るとともに、関西3空港間のアクセス時間短縮に資する重要な路線である名神湾岸連絡線を大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通に向け早期に整備すること

### 【提案の背景】

- ・ 大阪・関西万博は、関西及び本県のみならず、日本全体にとっても大きな経済効果や知名度向上が期待できる。

### 【2025年大阪・関西万博の概要】

テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン [サブテーマ] ①いのちを救う ②いのちに力を与える ③いのちをつなぐ
開催場所	大阪府大阪市此花区夢洲
開催期間	令和7(2025)年 4月13日～10月13日(184日間)
入場者数	約2,820万人を想定
経済波及効果	2.0兆円 ※経済産業省試算値 (万博開催までに行われる周辺インフラ整備や2次波及効果を含めると5.8兆円)

## (4) 統合型リゾート（IR）推進に伴うカジノ対策

【内閣官房】

- ・ カジノ施設の立地が住民生活に悪影響を及ぼさないよう、以下について、実効性のある対策を講じること
  - ギャンブル依存症対策、青少年等の入場規制、マネーロンダリング対策

### 【特定複合観光施設区域整備法の概要】

区域	上限3 ※認定申請に当たっては都道府県議会の議決及び立地市町村の同意が必要
事業者	カジノ管理委員会の免許制
入場	日本人は7日間で3回、連続する28日間で10回に制限
入場料	6千円/回(24時間毎) 国3千円+都道府県3千円

### 【ギャンブル等依存症対策基本法の概要】

- ・ 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定（3年毎に見直し）  
内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を設置
- ・ 都道府県にギャンブル等依存症対策推進計画の策定の努力義務
- ・ 具体的な対策案
  - 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入
  - 都道府県、政令市における専門医療機関、治療拠点、相談拠点の整備
  - 中・高・大学生向けの啓発
  - 貸金業、銀行業における貸付自粛制度の整備 等

- ・ カジノ事業者が行う特定金融業務について、①貸付限度額が事業者の決定に委ねられていること、②無利子かつ返済期限が2ヶ月先となっていることから、過剰な貸付けとなりギャンブルへの依存を助長する恐れがあるため見直すこと

【特定複合観光施設区域整備法における特定金融業務の概要】	
貸付対象者	日本に住居を有しない外国人、一定の金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者
貸付限度額	返済能力に関する調査に基づき顧客毎に決定（貸金業法の適用外であり、個人の借入総額が、原則、年収等の3分の1までに制限される総量規制がかからない）
返済期間	カジノ事業者は返済期間が2か月を超える特定貸付契約を締結してはならない
利息	利息を付することを内容とする特定資金貸付契約の締結、利息の受領、支払いの要求はしてはならない。
延滞金	年14.6%

## (5) 外国人旅行者等の受入環境の整備【内閣府、法務、総務、厚労、観光、文化】

### ① 海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和

#### ア 個人観光査証発給要件の緩和

- ・ 訪日に当たってビザが必要な国の中でも特に潜在力の大きいアジア諸国をターゲットに、個人観光査証発給要件の更なる緩和を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 訪日観光を更に拡大するためには、アジア諸国をターゲットにしたいが、特に潜在力が大きい中・印・インドネシア・ベトナム・フィリピン等においてビザの発給要件の緩和が必要である。

#### イ 国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件の緩和

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年大阪・関西万博等の国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件を緩和すること

### ② 地域通訳案内士制度の取組に対する支援

- ・ 地域通訳案内士制度の基本方針や語学能力等の基準の策定に当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえること

#### 【提案の背景】

- ・ 改正通訳案内士法では、国土交通大臣が地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針や求めるべき外国語能力についての基準が示されることになっている。
- ・ 地域の実情に応じた運用を行うためには、都道府県の意見を十分に踏まえる必要がある。

### ③ 無料公衆無線LANなど外国人旅行者受入基盤の整備

- ・ 外国人旅行者の急増を踏まえ、無料公衆無線LANの整備を促進すること
- ・ 観光地の案内看板の多言語化など受入基盤整備に対して更なる支援を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 外国人旅行者の受入環境の整備を進めているが、SNSや口コミ等により、映画のロケ地やアニメでモデルや舞台となった施設や風景など、これまで外国人が訪れなかった場所にも旅行者が来ていることから、更なる支援が必要である。

#### ④ 観光人材確保対策の推進

##### ア 観光産業の人材確保対策等の支援制度の創設

- ・ 観光産業の人材確保対策や就労環境改善に対する支援制度を創設すること
  - 旅館等への就職を促進するセミナーの開催
  - 保育所整備、職員宿舎の整備 等

###### 【提案の背景】

- ・ 国では、経営人材や中核人材などマネジメント層の人材育成事業はあるが、旅館等の現場の人材確保対策や就労環境改善に対する支援がない。
- ・ 訪日外国人観光客に日本らしいおもてなしを提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめとした観光産業に対する支援が必要である。

##### イ 外国人就労の体制整備への支援

- ・ 外国人就労のための労働環境の整備に加え、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

#### ⑤ 訪日外国人消費動向調査の調査地点等の拡充

- ・ 訪日外国人消費動向調査について、調査方法が外国人旅行者への聞き取りであり調査地点や調査母数が少なく、適切に実態を把握できていないため、調査母数の拡充など調査方法の見直しを検討すること

###### 【国制度の問題点】

- ・ 「平成30年訪日外国人消費動向調査」では、全国17の空海港約8,000人の調査から、地域調査等28空海港を加えた約35,000人からの聞き取り調査となったが、訪日外国人旅行者が急増しているにもかかわらず、調査地点などがあまり変わっていないため、外国人旅行者の訪問地や消費額が適切に把握できていない。
- ・ 各地へのインバウンド誘客に関する基礎データが整備されることにより、インバウンド推進施策をよりの確かつ戦略的に展開することが可能となる。

#### ⑥ 国際観光旅客税の地方への配分

- ・ 国際観光旅客税について、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることから、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること

###### 【国制度の問題点】

- ・ 国際観光旅客税（H31年1月7日施行）は、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまでも地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、地方へしっかりと配分されるべきである。  
（参考）本県の観光施策に関するR3年度予算額 5,498百万

## (6) 瀬戸内海国立公園六甲地域における企業保養所等の行為の許可基準の特例の設定【環境】

- ・ 別荘・企業保養所の適地として独自に発展してきた地域であり、特殊性が高いことから、企業保養所について周辺の風致景観に影響を及ぼさない範囲で、民間事業者の意向を踏まえ行為許可の基準を特例で緩和すること
  - 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離（20m以上）について、それ以外の道路の基準（5m以上）まで緩和
  - 小規模な土地の活用を図るため、建ぺい率（敷地面積500㎡の場合10%以下）、容積率（敷地面積500㎡の場合20%以下）を緩和
  - 工作物の高さ基準（13m以下）について、周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
  - 大規模開発を排除する建築面積（2,000㎡以下）の緩和

### 【提案の背景】

- ・ 一般利用者の利用を前提としない企業保養所については、公園事業（宿舍）として認可されず、規制が厳しいままで、風致景観の保護に支障を来している施設の改築、建替等が促進しない。

### 【六甲山における企業保養所等の現況】（平成27年 本県調べ）

営業中（※1）	閉鎖	転用（※2）	撤去済	計
70件（30.0%）	81件（34.8%）	71件（30.5%）	11件（4.7%）	233件

（※1）営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

（※2）「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

## (7) 空き家改修による宿泊施設等への利活用促進【国交】

- ・ 地域資源として宿泊施設等への利活用を図るため、保養地の遊休別荘などの比較的規模の大きい空き家のうち、火災時に迅速に避難できるなど、利用者の安全が確保されるものについて、小規模な戸建て住宅（階数2以下かつ延べ面積200㎡未満）から宿泊施設への用途変更を可能とする場合と同様に、建築基準法の緩和を行うこと

## 2 スポーツ、芸術文化の振興

### (1) ゴールデン・スポーツイヤーズへの対応

【内閣府、総務、文科、文化、スポーツ、観光】

#### ① ゴールデン・スポーツイヤーズに関する取組への支援

##### ア 各大会に共通する取組に対する一体的な支援

- ・ 各大会に共通する取組について、一体的な支援を行うこと
  - 大会運営のノウハウを共有するための人的交流
  - 表彰台や競技用具、システムなどの有効活用
  - ボランティアの育成 等

##### 【提案の背景】

- ・ 令和元年から連続するスポーツ3大会をスムーズに運営するには、国主導により、国家的プロジェクトとして一体的に支援するシステムの構築が必要であり、第2期スポーツ基本計画で目標としている「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大を図る必要がある。
- ・ アスリートを活用したスポーツに関わる人材の育成を図るための人的交流や、施設や設備を整備・管理することによる競技用具の有効活用、またスポーツボランティア団体への先進事例の紹介や団体間の情報共有を図ることによるボランティアの育成などを図る必要がある。

##### 【日本で開催される大規模国際的スポーツ大会の比較】

大会名称	ラグビーワールドカップ 2019	東京オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ 2021関西
組織委員会	独立組織	独立組織	独立組織
名誉会長		御手洗富士夫・経団連名誉会長	
名誉顧問(最高顧問)		内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長	文部科学大臣、スポーツ庁長官 など
顧問		2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟、(公社)日本青年会議所会頭など	府県市関係国会議員 スポーツ議員連盟国会議員 など
会長	御手洗富士夫・経団連名誉会長	橋本聖子・日本スポーツ協会名誉会長	仁坂吉伸・関西広域連合長 松本正義・関西経済連合会会長
事務総長	嶋津昭・元総務事務次官	武藤敏郎・元大蔵事務次官	木下博夫・元国土事務次官
その他役員	日本ラグビー協会、開催地副首長、経済団体 など	国会議員、スポーツ庁長官、JOC、東京都副知事 など	開催地知事・政令市長、市長会長・町村会長、関西経済団体、文部科学省局長、日本スポーツ協会・各県体育協会 など
参加選手数	620人	オリンピック11,000人、パラリンピック4,300人 ※前回大会実績	50,000人 (うち海外20,000人) ※障害者を含む
参加国・地域数	20※予選参加国90	オリンピック205、パラリンピック159	100 ※前回大会実績
競技数	1	オリンピック 33、パラリンピック 22	35 ※障害者が参加可能な競技種目を含む
開催地	12都道府県12市町	9都道府県26市区町	9府県48市町

#### ② ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援 (スポーツ)

- ・ 令和2年10月28日にワールドマスターズゲームズ2021 関西組織委員会理事会を開催し、開催時期の1年程度の延期を決定。11月4日のIMGA(国際マスターズゲームズ協会)総会で提案、了承された。
- ・ 令和3年1月12日に令和4年(2022年)5月13日(金)から5月29日(日)までの期間で開催することについてIMGAで承認された。
- ・ 今後は、スポーツ大会における感染症対策のモデルを提示しつつ、世界中のスポーツ愛好家の期待に応えるべく、開催に向けた準備を進める。

本大会は、生涯スポーツ社会の実現、国際交流の促進と関西・日本の伝統・文化の世界への発信、スポーツツーリズムによる地域活性化の促進などを大会基本理念としており、その成功はポストコロナ社会における観光振興、地域活力回復の原動力となるだけでなく、コロナ感染防止と社会経済活動との両立に取り組む我が国の姿勢を国際社会に強く印象づけ、大阪・関西万博への大きな弾みとなる。

このため、準備段階も含め、以下の支援を行うこと

## ア 施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること  
(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))
- ・以下の経費に対して、特別交付税措置を講じること
  - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
  - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費
  - 感染防止対策に要する経費など、延期に伴う追加経費

### <国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019	東京オリンピック・パラリンピック競技大会
○ 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)	○ 大会関係者との交流経費 (招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
○ 公認キャンプ実施経費 (トレーニング機器のレンタル経費 等)	○ 事前合宿等経費 (ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)
○ 大会運営等経費 (広報、警備、ボランティア経費 等)	

## イ 関係省庁間の連携・協力体制の確立

- ・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること

## (2) 生涯スポーツの振興に向けた支援

【スポーツ】

### ① 地域の生涯スポーツ大会に対する支援

- ・生涯スポーツのすそ野拡大に向けた地域の生涯スポーツ大会に対する財政支援を行うこと  
(ワールドマスターズゲームズ2021関西の機運醸成イベントとなる「関西マスターズスポーツフェスティバル」など)

#### 【提案の背景】

- ・国際大会である令和4(2022)年のワールドマスターズゲームズ2021関西開催の機運醸成のためには、国と地方が一体となって、地域の生涯スポーツ大会等をさらに活性化する必要がある。
- ・生涯スポーツの各競技団体は、会員も少人数で運営基盤が不安定な団体が多く、活動も小規模な活動に留まっているため、用具などの整備や大会開催に要する費用等を支援する必要がある。

## ② 総合型地域スポーツクラブ運営に対する支援

- ・ 総合型地域スポーツクラブの運営を行うクラブマネージャーや地域のスポーツ活動における指導者（マネジメントを含む）の養成等に対する支援を行うこと
- ・ 総合型地域スポーツクラブの活性化及び広報に対する財政支援を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 健康の保持増進と地域コミュニティの形成には、県民だれもが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の役割が期待され、その活性化に向けた取組が必要である。
- ・ 活動の充実を図るためには自立したクラブ運営が必要であり、その推進には、地域スポーツの企画・運営に携わるクラブマネージャーや地域のスポーツ指導者など、人材を養成する支援が必要である。
- ・ クラブの活性化には経済的支援はもとより、地域におけるクラブ像や運営資源の獲得方法、会員増加のための工夫、指導者の育成など、地域のスポーツクラブとして自立した運営を継続していくために必要なガイドラインを示すなど、スポーツクラブ運営のノウハウの周知が必要である。

## ③ 次代を担うジュニア層を中心とした競技力向上に対する支援 【スポーツ】

- ・ 世界の第一線で活躍できる次世代アスリートの育成・強化に対する財政措置を行うこと

### 【提案の背景】

- ・ 「JOCエリートアカデミー」では、①対象競技種目がレスリング、卓球等の一部の競技に限られ、②全国大会等で優秀な成績を収めている者の中から、さらに絞られた者が対象となる。本県では、①②に該当はしない将来有望なアスリートに対し、「ゴールデンエイジ・プロジェクト」を展開し、「JOCエリートアカデミー」を補完する役割を担っており、その充実を図るため、国の財政支援が必要である。

### 【本県が実施している「ゴールデンエイジ・プロジェクト」の概要】

対象者	小学校4、5、6年生
事業内容	①スポーツ体験教室等の実施 ②オリンピック選手等を講師とするスポーツ体験教室の実施 ③能力開発・育成プログラムと競技体験プログラム等の実施
実施団体	県体育協会、体育協会加盟の競技団体等

## ④ 体育・スポーツ施設整備に対する支援の充実 【スポーツ】

- ・ 社会体育施設の整備に対する助成制度について、自転車競技場など特定の種目に特化した施設も対象とするとともに、助成割合の嵩上げを行うこと（現行：国1/3）

### 【国制度の問題点】

- ・ 現行の補助制度では、体育館やプール等の社会体育施設に限られている。
- ・ 多額の費用を要する施設整備について、地方負担（2/3）が大きい。

## (5) 芸術文化の振興

【財務、文化】

### ① 芸術文化活動への寄附に対する税制優遇措置の充実

- ・ (独)日本芸術文化振興会が現在実施している「日本版アーツカウンシル」に新たに認定制度を設け、認定された芸術文化事業への寄附について、地方公共団体や公益法人等への寄附と同等の税制上の優遇措置を適用すること

#### 【提案の背景】

- ・ 県民一人一人が芸術文化を支えていく機運を醸成し、個人や企業等が芸術文化活動に対して行う支援をより一層促進する。

#### [日本版アーツカウンシル]

- ・ 現在、(独)日本芸術文化振興会に専門家を配置し、助成事業の申請に対する審査・採択、事後評価等を行っているが、寄附対象事業の審査・認定までは行っていない。

### ② 日本遺産をはじめとする歴史遺産の活用への支援の充実

#### ア 日本遺産の活用に対する継続的な支援

- ・ 日本遺産について、一過性のものにするのではなく、認定された地域の認知度が高まり定着する支援を検討すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 日本遺産認定市町への支援制度である「日本遺産魅力発信推進事業」は認定後3ヶ年に限られており、日本遺産の魅力を発信し定着させるためにはもう少し長期での財政支援が必要である。

#### イ 歴史学習・研究施設整備等に対する財政支援

- ・ 淡路島で発見された松帆銅鐸や弥生時代の遺跡群などを活用し、地元自治体が行う地域活性化策や歴史学習・研究に資する施設整備等に対する財政支援を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・ 淡路島は、銅鐸祭祀の実態を示す松帆銅鐸や、鉄器づくり集落跡である国史跡五斗長垣内遺跡など、弥生時代の特に金属の使用に関する発見が相次いでいる。
- ・ これらを活用して地域創生の核として活用するため、専門の研究機関により詳細な実態研究を積み重ねることが有用である。
- ・ 埋蔵文化財の展示公開等を行う施設について、既存施設の改修・整備を行うための補助制度(国1/2、県1/4、市1/4)はあるが、新たに施設を建設する場合の補助制度がない。

#### ウ 歴史研究機関の設置検討

- ・ 歴史遺産の発見が相次ぐ「国生みの島」淡路島に鉄器や銅鐸文化に関する国の歴史研究機関の設置を検討すること

#### 【提案の背景】

- ・ 文化財の保存における専門機関が国内では1箇所(奈良県：奈良文化財研究所)しかなく、地域の特性に対応するためには、地域性や時代ごとの歴史文化に特化した研究機関が必要である。

#### エ 国宝・重要文化財の防火・防災対策の推進

- ・ 重要文化財等防災施設整備事業(建造物)の補助率(原則50%)を引上げ、所有者・管理団体の負担を軽減し、県内に数多くある国宝・重要文化財の防火・防災対策について、一層の推進を図ること

#### 【提案の背景】

- ・ 防火・防災対策事業について、所有者の財政的負担が生じているため、補助率の引き上げにより負担を軽減する必要がある。

### 3 交流基盤の整備促進

#### (1) 社会基盤整備に必要な予算総額の確保 【国交】

- ・住民の暮らしを守り、地域の活力を支える社会基盤の整備の着実な推進に必要な直轄・補助事業の予算を確保すること（下表例示）

事業名	事業箇所	※下線は直轄事業
道路整備事業	大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道、東播磨道、東播丹波連絡道路（国道175号西脇北バイパス）、 <u>国道176号名塩道路</u> 、豊岡竹野線（(仮)城崎大橋）、竜泉那波線等	
街路整備事業	（都）尼崎宝塚線、（都）国道2号線（加古川市）、（都）国道線（姫路市）等	
連続立体交差事業	JR山陽本線東加古川駅付近、山陽電鉄本線高砂市域	
交通安全施設整備事業	国道179号、福良江井岩屋線、明石高砂線等	
道路防災事業	国道429号、加美宍粟線、香美久美浜線等	
道路橋耐震対策事業	朝来出石線糸井橋、平荘市場線万才橋等	
河川事業	<u>猪名川（東園田地区）</u> 、 <u>加古川（滝野地区）</u> 、 <u>揖保川（中井・末政地区）</u> 、 <u>円山川（ひの其他地区）</u> 武庫川、市川、津門川、明石川、水田川、加古川、引原ダム（ダム再生）、香住谷川等	
砂防関係事業	<u>六甲山系（グリーンベルト整備事業含む）</u> 、赤花川、水根川等	
港湾整備事業	<u>姫路港</u> 、 <u>尼崎西宮芦屋港</u> 、東播磨港、家島港、 <u>柴山港</u> 等	
海岸整備事業	<u>東播海岸</u> 、 <u>尼崎西宮芦屋港海岸</u> 、 <u>福良港海岸</u> 、 <u>淡路海岸</u> 等	
下水道整備事業	武庫川流域下水道、兵庫東流域下水汚泥広域処理場等	
市街地整備事業	英賀保駅周辺土地区画整理、三田駅前Cブロック地区市街地再開発等	
都市防災総合推進事業	姫路市、芦屋市	
都市構造再編集中支援事業	手柄山中央公園周辺地区等、曾根地区等	
公園整備事業	<u>国営明石海峡公園</u> 、有馬富士公園、明石公園等	
公営住宅整備事業	尼崎西昆陽住宅、明石長坂寺住宅等	

#### (2) 基幹道路等の整備促進 【内閣府、総務、国交】

##### 主① 双眼型国土形成のための交通インフラ整備

- ・国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、ポストコロナ社会も見据え、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること。
  - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
  - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
  - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備

## 主② 関西都市圏のミッシングリンクの解消

- 大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化やサプライチェーンの強化、国土のリダンダンシーの確保の観点から、下記の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容				
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期整備に必要な予算の確保・全線での事業促進</li> <li>直轄道路事業費の地方負担について、地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充（現行20%→45%）</li> </ul>				
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期整備に必要な予算の確保、大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通</li> <li>有料道路事業の導入による整備財源の確保・事業促進</li> <li>阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定</li> </ul>				
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期事業化に向けた手続きの推進 (速やかな都市計画・環境影響評価に向けた詳細ルート・構造の検討)</li> <li>早期完成に向けた検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>○国と県の役割分担による整備（播但連絡道路の東側は国、西側は県）</li> <li>○有料道路事業の導入                   <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 有料道路事業の料金徴収期間の延長 国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図る方策 〕</li> </ul> </li> <li>○播但連絡道路接続部の早期整備</li> </ul> </li> </ul>				
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工</li> <li>有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成</li> <li>一般道路部の着実な整備促進による専用道路部との同時開通</li> </ul>				
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～宍粟JCT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の確実な開通</li> </ul>				
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進に必要な予算確保</li> </ul>				
東播丹波連絡道路					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; border: none;">           国道175号 西脇北バイパス         </td> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年春の確実な開通</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;">           西脇市黒田庄町～ 丹波市氷上地域         </td> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期事業化に向けた調査促進</li> </ul> </td> </tr> </table>	国道175号 西脇北バイパス	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年春の確実な開通</li> </ul>	西脇市黒田庄町～ 丹波市氷上地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期事業化に向けた調査促進</li> </ul>	
国道175号 西脇北バイパス	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年春の確実な開通</li> </ul>				
西脇市黒田庄町～ 丹波市氷上地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期事業化に向けた調査促進</li> </ul>				

### 【各道路の進捗状況】

- 大阪湾岸道路西伸部  
国・阪神高速により調査設計、用地買収、工事等を実施中。
- 名神湾岸連絡線  
直轄事業により令和3年度新規事業採択。調査設計を実施中。
- 播磨臨海地域道路  
令和2年6月29日の計画段階評価の第4回近畿地方小委員会を経て、「内陸・加古川ルート」が対応方針として決定された。引き続き、環境影響評価手続、詳細ルート・構造の検討を実施中。
- 神戸西バイパス  
国・西日本高速道路(株)により調査設計、埋蔵文化財調査、用地買収、工事等を実施中。
- 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨新宮IC～宍粟JCT）  
工事を実施中。
- 東播磨道(北工区)  
用地買収、工事を実施中。
- 東播丹波連絡道路
  - 国道175号 西脇北バイパス：用地買収、工事を実施中。  
(令和2年3月14日 部分開通（寺内ランプ～大伏ランプ間：L=2.1km）)
  - 西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域：国により調査中。

### 主③ 日本海国土軸のミッシングリンクの解消

- 山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大やポストコロナ社会も見据えた国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
<b>山陰近畿自動車道</b>	
浜坂道路Ⅱ期（居組IC～新温泉浜坂IC）	・トンネル等大規模工事施行に必要な予算確保
竹野道路（竹野IC～豊岡北JCT・IC）	・早期用地買収に向けた予算確保
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による早期事業化
城崎温泉IC～府県境	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による事業化
<b>北近畿豊岡自動車道</b>	
豊岡道路（但馬空港IC～豊岡IC）	・令和6年秋の確実な開通
豊岡道路（Ⅱ期）（豊岡IC～豊岡北JCT・IC）	・早期工事着手に向けた事業促進

#### 【各区間の進捗状況】

##### ○ 山陰近畿自動車道（約120km、うち兵庫県内約51km）

※日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯

##### 【事業中】

- ・浜坂道路Ⅱ期（居組IC～新温泉浜坂IC：7.6km）：工事を推進(R1. 11. 10起工式)
- ・竹野道路（竹野IC～豊岡北JCT・IC：4.9km）：令和3年新規事業着手

##### 【事業化検討】

- ・豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC：約7km：県が詳細なルート・構造等を調査・検討中  
加えて、令和元年度に有識者等からなる技術検討会で技術的な課題等を取りまとめ  
都市計画手続中

- ・佐津IC～竹野IC：平成30年度にルート帯を決定
- ・城崎温泉IC～府県境：平成30年度にルート帯を決定

##### 【開通済】

- ・東浜居組道路（東浜IC～居組IC：3.5km、うち県内1.9km）
- ・浜坂道路（新温泉浜坂IC～余部IC：9.8km）
- ・余部道路（余部IC～香住IC：5.3km）
- ・香住道路（香住IC～佐津IC：6.2km）

##### ○ 北近畿豊岡自動車道（約70km）

##### 【事業中】

- ・豊岡道路（但馬空港IC～豊岡IC：2.0km）：用地買収、工事を実施中
- ・豊岡道路（Ⅱ期）（豊岡IC～豊岡北JCT・IC：5.1km）：調査設計を実施中

##### 【開通済】

- ・春日和田山道路（春日IC～和田山IC：31.7km）
- ・和田山八鹿道路（和田山IC～八鹿氷ノ山IC：13.7km）
- ・八鹿日高道路（八鹿氷ノ山IC～日高神鍋高原IC：9.7km）
- ・日高豊岡南道路（日高神鍋高原IC～但馬空港IC：6.1km）



#### ④ 府県間にまたがる広域防災道路の早期接続

- 都市計画道路山手幹線（平成22年度開通済）と接続する大阪府側の「三国塚口線」の早期開通に向け、更なる事業促進を支援すること



#### ⑤ 高速道路の利活用の促進

##### ア スマートICの整備等の推進

- 既存の高速道路ネットワークの有効活用による高速道路の利便性向上や地域の活性化、物流の効率化を図るため、スマートICの整備等を推進するための予算を確保すること

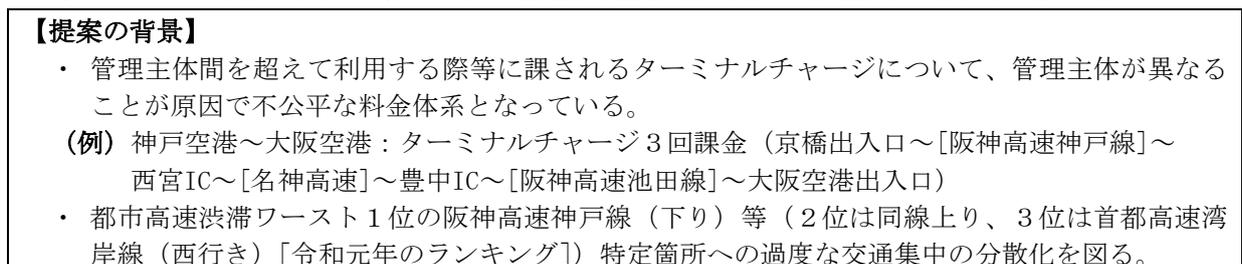
○ (仮称)三木スマートIC（山陽自動車道）

##### 【スマートICの整備効果と進捗状況】

スマートIC名(仮称)	整備効果	進捗状況
三木スマートIC	交通渋滞緩和、交通安全（交通事故の削減）、地域活性化、ネットワークの強化	・令和2年10月 新規事業化

##### イ 近畿圏高速道路の料金体系の確立に向けた更なる充実

- 近畿圏高速道路の料金体系について、ネットワークの整備に合わせて管理主体間を超えて継ぎ目のない「真のシームレスな料金体系」に見直すこと（例：1回の利用に対し1回分のみ課金）
- 「経路によらない同一料金」について、ネットワークの整備に合わせて大阪方面から神戸都心部への流入や神戸都心部の通過交通を迂回させる経路にも拡大を図ること



## ウ 本州四国連絡道路の料金割引の格差解消

- 本州四国連絡道路の料金割引について、段階的にでもNEXCOと同一とすること

<b>【提案の背景】</b>					
・平成26年度から全国路線網に編入されたが、料金割引は未だNEXCOとの格差が解消されていない。					
<b>[現行の本四高速料金とNEXCO並割引料金試算額(ETC・普通車)]</b> (単位：円)					
主なIC間	基本料金	休日割引		平日朝夕割引 (月10回以上利用の場合)	
		現行料金	NEXCO並(3割引) 試算額	現行料金	NEXCO並(5割引) 試算額
垂水～淡路	910	910	640	910	460
垂水～洲本	1,890	1,680	1,320	1,780	950
神戸西～鳴門	3,340	2,670	2,340	2,860	1,670

## 主⑥ 有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

- 有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること

<b>【現行制度の問題点】</b>
・道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設・改築を行う高速道路（想定箇所：名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路）では建設債務を償還する期限が短く、制度を十分に活用できない。

## ⑦ 地方道路公社への補助金・交付金の適用拡充

- 地方道路公社管理路線を適切に管理、運営していくために補助金・交付金の活用を可能とすること

<b>【提案の背景】</b>
・地方道路公社法第30条により、国から地方道路公社への補助金は、「災害復旧」に限定されており、老朽化が進む構造物の大規模修繕・更新等については、地方道路公社の料金収入により実施している。

## 主⑧ 国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

- ・大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充すること（現行20%→45%）

### 【提案の背景】

- ・現行の高規格幹線道路網計画（昭和62年策定）は、全国約14,000kmで構成
- ・うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ
- ・大阪湾岸道路西伸部（平成6年に地域高規格道路に指定）は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線
- ・本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方財政措置が必要

### 【高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要】

区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路 (昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路(全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道
地域高規格道路 (平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）、名神湾岸連絡線、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道（浜坂道路Ⅱ期、竹野道路）、東播磨道（北工区）、東播丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)

※ 太字：国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)

## ⑨ 大規模事業の個別補助事業化

- ・緊急輸送道路における一定期間に多額の事業費を要する橋梁等の大規模構造物の整備について、個別補助事業の対象として補助制度を拡充すること

### 【提案の背景】

- ・老朽化に伴う橋梁架替え事業については、道路メンテナンス事業として個別補助事業の対象となったが、新設橋梁は対象外となっている。
- ・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等における災害発生後の初期段階から、救助・救援・物資輸送・復旧復興等の基盤となる緊急輸送道路の早急な機能強化が必要であるため、個別補助事業として強力に推進することが必要である。

※（国）2号〔和坂拡幅〕、（主）宗佐土山線〔天満大池バイパス〕等

## ⑩ 踏切の安全対策の推進

### ア 着実な安全対策の推進に向けた十分な財政支援

- ・道路管理者と鉄道事業者が行う踏切の安全対策に対する十分な財政措置を講じること

#### 【本県の「踏切すっきり安心プラン」の概要】

- ・踏切除却による渋滞の解消や歩行者の安全確保を図るため「踏切すっきり安心プラン（2019(H31)～2023(R5)年度）」に基づき、立体交差化や踏切部の歩道拡幅等の対策を計画的に推進している。

### イ 危険な踏切の解消

- ・踏切道改良促進法による指定をいまだ受けていない危険な踏切について、速やかに指定を行い、危険な踏切の解消に向けた取組を促進すること

**【提案の背景】**

- ・令和3年度以降も踏切対策を促進するため、改良すべき踏切道の指定について、従来の5箇年の指定年限を撤廃・恒久化し、機動的に指定できるよう法改正が実施された。
- ・法指定を受けると、踏切道の改良に要する期間等を定めた地方踏切道改良計画に従って改良を行うことが義務付けられる。

**⑪ 自転車活用の推進**

- ・「兵庫県自転車活用推進計画」に基づき、自転車道、自転車レーン等の整備やモデルルートにおける走行環境整備等が円滑に進むよう、財政措置を充実すること

**【提案の背景】**

- ・極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「自転車活用推進法」が施行(H29.5)された。
- ・国は、法律に基づき、「自転車活用推進計画」を策定(H30.6、R3.5改定)した。県も計画を策定(R2.3)して自転車の活用を推進している。
- ・県計画に基づき、自転車道、自転車レーン等の整備やモデルルートにおける走行環境整備等が円滑に進むよう、財政措置の充実を求める。

**⑫ 無電柱化の推進**

- ・「兵庫県無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化の取組が計画的かつ円滑に進むよう、道路管理者及び電線管理者への支援措置等を充実すること

**【提案の背景】**

- ・近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加など、無電柱化をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、「無電柱化の推進に関する法律」が施行(H28.12)された。
- ・国は、法律に基づき、「無電柱化推進計画」を策定(H30.4(H30.4、R3.5改定)した。県も計画を策定(H31.3)して無電柱化を推進している。
- ・台風等により電柱が倒壊し、道路閉塞に伴う通行止め等により復旧活動に支障が生じたことなどから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(H30～R2)」に引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(R3～R7)」に市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策が位置づけられるなど、無電柱化に向けた動きが一層加速している。
- ・道路管理者が行う、無電柱化整備を計画的に実施するため、補助金等の確実な予算確保が必要であるとともに、電線管理者が自ら無電柱化を行う場合の補助が観光地に限定されていることから、電線管理者が行う事業への補助の拡充を求める。

**⑬ 重要物流道路の指定**

- ・重要物流道路の指定を推進し、県内の基幹道路ネットワークの機能強化と整備加速を図ること

**【提案の背景】**

- ・重要物流道路に指定される既存道路については、国際海上コンテナ車(40ft背高)の円滑な交通を確保するため、機能強化が必要である。
- ・重要物流道路に指定される事業中・計画中の道路については、ネットワーク効果を早期に発現させるため、重点整備が必要である。

### (3) 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備

【国交】

#### ① 関西3空港一体運営の効果を高める施策の推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、回復後の拡大が期待される航空需要を関西全体で取り込み、関西経済を浮揚させていくため、人的交流と物流の拠点として、関西3空港が最大活用されるよう取り組むこと

##### 【提案の背景】

- ・ 神戸空港は、運用規制の緩和により1日80回に拡大された発着枠は令和3年夏ダイヤ計画で76回、23時の到着便も設定された。
- ・ 関西空港の発着回数が環境アセス上限の23万回に迫っていることから、次回関西3空港懇談会では、関西空港の発着回数の拡大が議論される見込み。
- ・ 需要低迷期における関西空港の運営や利用を前提とした、神戸空港の運用制約は撤廃し、政策的規制のない他の空港と同様に扱うことが必要である。

##### 【関西3空港懇談会取りまとめ(R1.5)(概要)】

###### (2025年頃までの中期の視点に立った取組)

空港名	取組内容
関西空港	・ 旅客処理能力の拡大継続、環境影響調査の検証、将来需要に応じた発着容量の拡張可能性に関する検討、国際拠点空港としての競争力強化と需要拡大
神戸空港	・ 国際化を含む空港機能のあり方の検討

###### (上記以外の課題)

空港名	取組内容
伊丹空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 存続協定を尊重し、地元関係者と対話しながら取組みを進めることが重要</li> <li>・ 運用時間外の発着便や代替着陸便等については、定時運航率向上などに取組み、周辺環境改善への努力と利用者利便の向上を図る。</li> <li>・ 上記の課題解決を図った上で、存続協定や国の経営統合方針、地元の意向、短中期の取組等を踏まえ、また、将来の大幅な需要変動を見据えて、国際便の就航可能性を含めた今後のあり方について、状況に応じて議論</li> </ul>

###### (その他の取組)

ワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際イベントの臨時的対応は、懇談会でその時々議論

##### 【関西3空港の発着回数の上限等】

関西	伊丹	神戸
上限：23万回	上限：370回/日	上限：60→80回/日
実績：19.6万回 (R1年度)	実績：370回/日 (R3.7月ダイヤ)	※3空港懇で合意(R1.5)
5.8万回 (R2年度)		実績：76回/日 (R3.8月ダイヤ)

##### 【神戸空港 運用時間の延長】

延長時間(～23時)を活用したダイヤ設定(R3.3.28～R3.6.30) 羽田21:15→神戸22:30

##### 【国際チャーター便の種類】

伊丹空港、神戸空港は、チャーター便数の99%を占める包括旅行チャーターや、アフィニティチャーターの運航が認められていない。

種類	概要	割合(R1)
包括旅行チャーター	旅行会社がツアーのため、航空機を貸し切る形態	99.4%
アフィニティチャーター	旅行会社以外の団体・法人等が、その構成員のために航空機を貸し切る形態	0.1%
オウユースチャーター	法人や個人が自らの利用のために料金を全額負担し、航空機を貸し切る形態	0.5%

## ア 神戸空港の最大活用の推進

### i) 運用制限の緩和

- ・ 発着回数・運用時間は実需要に応じて設定できるようにすること
- ・ 国際便の運航を認めること

#### 【神戸空港の発着回数】

上 限 60→80回/日 ※3空港懇で合意 (R元. 5. 11)

計 画	R元. 8. 1～ : 60→66回/日 (スカイマーク 茨城便等増便)
	R元. 10. 27～ : 66→70回/日 (フジドリームエアラインズ 出雲、松本便開設)
	R元. 12. 20～ : 70→72回/日 (フジドリームエアラインズ 高知便開設)
	R2. 3. 29～ : 72→80回/日 (フジドリームエアラインズ 青森便開設、 スカイマーク羽田便等増便)
	R2. 10. 25～ : 80→72回/日 (スカイマーク 宮古(下地島)便開設、那覇便等減便)
	R3. 3. 28～ : 72→76回/日 (フジドリームエアラインズ 花巻便開設、出雲便運休、 スカイマーク那覇便等増便)
R3. 7. 1～ : 76→74回/日 (スカイマーク羽田便減便)	
R3. 8. 27～ : 74→76回/日 (フジドリームエアラインズ 松本便増便)	

### ii) CIQ体制の充実

- ・ 国際ビジネスジェット・チャーター便の利用促進のためCIQ体制を充実すること
  - 受入時間の延長
  - フライトプラン届出期間の緩和
  - 人員体制の拡充 等

## イ 伊丹空港の最大活用の推進

### i) 運用制限の緩和

- ・ 全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・ 国内長距離便枠 (1日35.5回) を拡大すること

### ii) 国の責任による安全・環境対策事業の適正実施

- ・ 国と地元との確認書を踏まえ、関西エアポート株式会社による安全・環境対策及び新関西国際空港株式会社によるモニタリングが適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと

#### 【提案の背景】

- ・ コンセッションの実施契約書において、関西エアポート(株)には国と地元自治体等との存続協定の合意の趣旨に則り、引き続き騒音影響に配慮した空港運営を行うことが義務づけられているが、国の責任の下、安全・環境対策が確実に実施される必要がある。

#### 【大阪空港の存続及び今後の運用等に関する協定 (H2. 12) 抜粋】

空港周辺の関係地方公共団体等の理解と協力を得るため、今後とも環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うものとする。

## ウ 空港間アクセスの強化

- ・ 3空港間のアクセス時間短縮に資する大阪湾岸道路西伸部及び名神湾岸連絡線を早期に整備すること

**【大阪湾岸道路西伸部及び名神湾岸連絡線の進捗状況】**

**(1) 大阪湾岸道路西伸部 (神戸市東灘区～垂水区L=約21km)**

- ◇六甲アイランド北～駒栄 (L=14.5km)
- ・国・阪神高速により調査設計、用地買収、工事等を実施中。

**(2) 名神湾岸連絡線 (西宮市L=2.7km)**

- ・直轄事業により令和3年度新規事業採択。調査設計を実施中。



**主② 空港整備事業の補助制度の拡充**

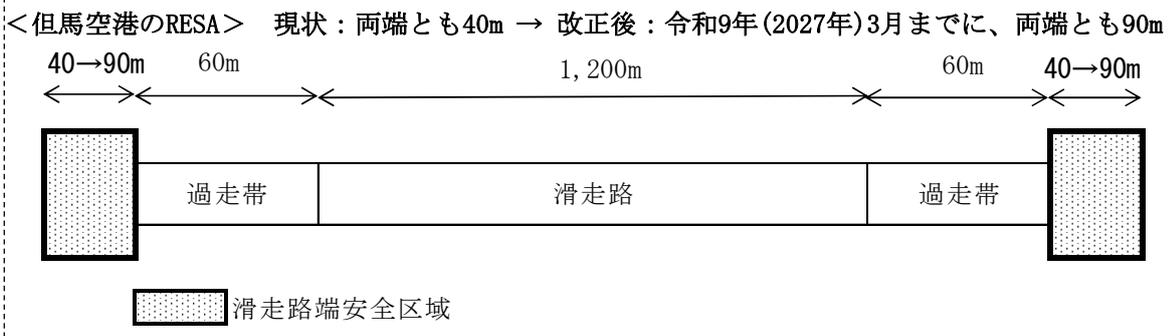
- ・ 空港ターミナルビルや格納庫等の老朽化対策について、空港整備事業の補助対象とすること
- ・ 滑走路端安全区域 (RESA) については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引上げ (現行：40% (その他の空港) → 50% (地方管理空港並)) 及び必要な予算を確保すること。

**【提案の背景】**

- ・ 空港整備事業は、空港基本施設 (滑走路・エプロン等) の新設・改良のみが補助対象で、老朽化対策は補助対象となっていない。空港周辺施設 (ターミナルビル・格納庫等) は、新設・改良も補助対象ではない。
- ・ 特に、空港周辺施設であるターミナルビル等の老朽化対策は、利用者の安全・安心を確保するために不可欠であるが、多大な費用を要するため補助対象化が必要である。
- ・ RESA対応については、航空法施行規則の改正に伴い、空港の種別を問わず一律に対応を求められるものである。短期間に多額の費用を要するため、現在40%の補助率を地方管理空港並みの50%まで引き上げ、地方負担を軽減する必要がある。

**〔「空港整備事業費補助制度」の概要〕**

趣 旨	地方公共団体の設置・管理するコミューター空港において、一般の公衆の利用に供する目的で以下の工事に対し補助を行う。
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン又は照明施設の新設又は改良工事</li> <li>・ 航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とする空港用地の造成又は整備</li> <li>・ 排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は気象観測施設の新設又は改良</li> </ul>
補助率	40% (コミューター空港)、50% (地方管理空港)



### ③ コウノトリ但馬空港の利便性向上

#### 主ア 但馬－羽田直行便の実現

全国でも首都圏との時間距離が長い地域の1つである但馬地域と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬－羽田直行便の実現に向け、下記の措置を講じること

##### i) 政策コンテストの継続・拡充

- ・羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、更なる拡充を図ること
- ・地方路線を更に充実させる観点から、羽田空港にプロペラ機が新規就航するための地上業務の体制づくり等への支援を行うこと

##### ii) 航空会社への働きかけ

- ・但馬－羽田直行便の実現に向け、コンテスト枠及び新規参入枠の活用について、航空会社への働きかけを行うこと

#### 【提案の背景】

- ・国の総合交通分析システム（NITAS）を用いた本県の分析では、但馬地域は本州134生活圏のうち、東京都庁から地方都市役場までの時間距離が最も遠い18地域の一つである。
- ・「羽田発着枠配分基準検討小委員会報告書」（令和元年8月29日）を受けて、国土交通省において、羽田空港（国内線）の発着枠の配分の見直しを実施。
- ・但馬地域の活性化のためには但馬－羽田の航空路線が不可欠であるが、発着枠は一杯の状況が続いており、小型機しか就航できない但馬空港の路線開設の可能性は政策枠または新設された新規参入枠の獲得しかない。
- ・現在、政策枠を獲得している路線は、いずれもジェット機であることから、地方路線の維持・充実には、プロペラ機に特化した枠の創設が必要である。

#### 【羽田発着枠政策コンテストR2.3の概要】

配分枠	5枠（従前）3枠（従前の使用空港）山形、鳥取、石見
配分期間	当初期間を3年に延長。その間の効果検証を行い2年間延長（従前）当初期間2年。その間の効果検証を行い延長年数を決定
運航開始時期	R2年10月～（2020年冬ダイヤから運航開始）
配分空港	山形、鳥取、石見、大館能代、三沢又は下地島*

\* 今後、1年間のトライアル運航（R4.3～R5.3）で最終的な配分先を決定

#### 【新規参入枠】

- ・競争促進のため、将来、羽田空港に新規に参入しようとする航空会社が現れた場合に優先的に配分する「新規参入枠」を新設し3枠を留保。（新規に参入しようとする航空会社が現れるまでの間は、既存航空会社の暫定使用可）

#### イ 地域航空路線維持のための税制措置の拡充

- ・国内航空機に対する固定資産税の特例措置（課税標準が最初の5年間1/4または2/5に軽減）を拡大すること

#### 【提案の背景】

- ・但馬－伊丹路線の運航機材の経年化を踏まえ、H30年度に、新型機材（ATR42-600）に更新した。採算性の厳しい但馬－伊丹路線の維持を図るため、更なる税制措置の拡充が必要。

#### (4) 経済と産業を支える港湾の整備

【国交】

##### ① 西日本の産業と国際物流を支える阪神港等のインフラ整備の推進

###### ア 基幹施設整備への国費の集中投資

- ・ 基幹施設整備に国費を集中投資すること(神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港)

###### 【提案の背景】

- ・ 基幹航路(神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港)の維持・拡大のため、係留、外郭施設などの港湾施設整備を図り、産業の活性化を図る。

###### イ 荷役機械整備等に対する補助制度の拡充

- ・ 集貨機能の強化を図る荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度を拡充すること(姫路港、東播磨港等)

###### 【国制度の問題点】

- ・ 港湾機能高度化施設事業費補助では、国際戦略港湾との間に年間5,000TEU以上の国際フィーダー輸送が見込まれる港湾に限り荷役機械の整備や修繕更新に対する補助が認められるが、姫路港、東播磨港では5,000TEUを下回っているため、補助対象にならない。(H31(R1)年度実績：姫路港1,544TEU、東播磨港4,068TEU)

###### 【「港湾機能高度化施設事業費補助」の概要】

コンテナ物流円滑化共同利用施設の整備など港湾機能の高度化を図るために行う施設の整備に係る事業のうち、国土交通大臣が補助する必要があると認めるもの。(補助率：1/3)

##### ② 姫路港の活性化

###### ア 港湾施設の整備促進

- ・ 姫路港広畑地区国際物流ターミナル整備事業を確実に推進すること

###### 【提案の背景】

- ・ 広畑地区では民間の土地売却が進み、今後の更なる港湾利用が予定されている。
- ・ 船舶の大型化に対応した公共ふ頭整備と、網干地区と広畑地区の物流機能強化につながる臨港道路の整備によって、姫路港の更なる活性化を図る。

###### 【港湾施設の整備による効果】

広畑地区公共岸壁 (2バース目)	分断されたふ頭用地の改善及びふ頭全体の利便性向上
臨港道路広畑線(4車線化) 臨港道路網干沖線	工場や物流施設等の立地促進及び網干・広畑地区間の物流円滑化

###### イ 快適な利用空間創出に対する支援

- ・ 旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること

###### 【提案の背景】

- ・ 姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、姫路港において旅客ターミナルエリアのリニューアルに取り組んでいる。現行ではターミナル周辺のロータリーや駐輪場整備等、快適な利用空間創出における調査設計及び整備に対する国からの補助等の支援がない。

###### 【姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアルの状況】

平成30年3月に策定した姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画に基づき、旅客船事業者や貨物事業者等と調整しながら旅客ターミナルエリアの整備を進めている。

##### ③ 競合する内航航路の維持に向けた支援

- ・ 内航航路について、危機管理の観点からも、安定的経営に向け、国の責任による支援を行うこと

## (5) 地域鉄道等に対する支援の充実

【国交、総務】

### ① 地域鉄道事業者等の運営経費への支援制度の創設

- 神戸電鉄粟生線など移動手段として維持すべき地域鉄道の赤字路線の運営を支援する制度を創設すること

#### 【国制度の問題点】

- 従前の国補助事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業等）は、施設整備が主となっている。
- 赤字路線を運営する地域鉄道は、経営基盤が脆弱であり、経営悪化が直ちに利便性低下を招くことから、経営安定化に向け一定の支援が必要であるため、施設整備以外の用途にも使える制度を創設することが必要である。

### ② 地域鉄道の輸送設備等の整備に対する支援の拡充

#### ア 輸送設備等の更新・修繕・検査に対する予算の確保

- 神戸電鉄、北条鉄道及び北近畿タンゴ鉄道の輸送設備等の更新・修繕・検査に対する補助事業の予算を十分に確保すること

#### [補助事業の概要]

区 分	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業
概 要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備の更新・修繕・検査を支援	訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性向上の促進を図るため、地域鉄道事業者が行う鉄軌道車両設備の更新・修繕・検査を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等	車両設備

#### イ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の対象拡充

- 駅舎改良やパーク&ライド駐車場・駐輪場等の整備などに活用できるよう、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象を拡充すること

#### [「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要]

概 要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等

#### ウ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率引上げ

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に対する国庫補助率を引き上げる（1/3→1/2）こと。また、予算を十分に確保すること

#### 【国制度の問題点】

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国庫補助率は原則1/3であり、他の補助事業（道路、河川等）の補助率（1/2）と比較して低くなっている。コロナ禍における収益悪化により先送を余儀なくされている老朽化施設等の更新や近年の激甚化する豪雨に対応するため、国庫補助率の引上げと予算確保が必要である。

#### [「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の概要]

概 要	安全な鉄道輸送を確保するために行う安全性の向上に資する設備更新等を支援
補助対象設備	車両設備、レール、落石等防止設備、列車無線設備、橋りょう 等
国庫補助率	1/3（鉄道事業再構築事業で財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合 1/2）

## エ 鉄道事業再構築事業の財政力指数要件の撤廃

- 「鉄道事業再構築事業」における国庫補助率引上げに必要な財政力指数要件（財政力指数0.46未満に限る）を撤廃した上で、国庫補助率を一律1/2に引き上げること

### 【国制度の問題点】

- 財政力指数が0.46未満の地方公共団体が支援する場合、国は1/2を補助しているが、財政力指数が0.46以上の場合、国は1/3の補助にとどまっている。（京都丹後鉄道宮津線において、豊岡市・宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の財政力指数は0.46未満であり、国庫補助率が1/2である。しかし、兵庫県・京都府・舞鶴市の財政力指数は0.46以上であるため、国庫補助率が1/3となる。）

### 【「鉄道事業再構築事業」の概要】

継続が困難となるおそれのある鉄道事業を対象として、地方公共団体と鉄道事業者が共同して、上下分離等の事業構造の変更に係る鉄道事業再構築実施計画を作成して実施する場合に、国庫補助率の嵩上げや予算の重点的配分等の措置を行う。

## ③ JR鉄軌道等の整備・防災対策・利用促進に対する支援の充実

### ア 車両、鉄軌道等整備への支援制度の創設

- 在来線の高速化など鉄軌道等の整備を行う鉄道事業者への支援制度を創設すること
  - 山陰本線（城崎温泉駅以西）、播但線（寺前駅以北）等

### 【提案の背景】

- JR西日本に対する高速化などへの補助制度がなく、採算性の乏しい地方路線で整備が遅れている。

### 【「幹線鉄道等活性化事業費補助」の概要】

概 要	在来の幹線鉄道を高速化するための鉄道費用整備に要する経費
補助対象	第3セクター等

### イ 地方負担に対する起債・地方交付税措置の拡充

- 国庫補助制度を活用できない鉄軌道等の整備に対する地方負担への起債措置、地方交付税措置を拡大すること

### 【国制度の問題点】

- 一般事業債（一般分）については、地方公共団体が行う地域鉄道への投資のみが対象（地域鉄道対策事業 充当率100%、交付税措置30%）となっている。

### ウ 利用促進施策に対する支援制度の創設

- 地元が実施する鉄軌道等整備に向けた利用促進施策に対する支援制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- パーク&ライド駐車場整備などの利用促進に対する国庫補助制度がない。

### エ 防災対策事業に対する支援制度の創設

- 豪雨対策事業等の防災対策を行う鉄道事業者への支援制度を創設すること

### 【国制度の問題点】

- 豪雨対策事業において、JR西日本が補助対象外となっている

## ④ 鉄道施設の災害復旧等に対する支援の拡充

### ア 災害復旧事業における国庫補助率引き上げ等の国の支援の強化

- 豪雨等の災害が頻発・激甚化し、鉄道事業者と復旧を支援する自治体の資力では速やかな災害復旧が困難となる実情を踏まえ、国庫補助額上限（地方負担額以内）の要件を撤廃し、国庫補助率を引き上げ（1/4→1/3）ること。また、特別交付税算定率の引き上げ（現行50%）により、災害復旧事業に対する支援を強化すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 災害復旧事業については、事前防災（豪雨対策）事業と異なり、地方負担が必須（特定大規模災害等鉄道施設災害復旧補助を活用する場合は鉄道施設を地方公共団体等が保有することが必須）となっており、国は地方負担の範囲内において支援することから、鉄道事業者の資力が乏しくまた、沿線自治体の財政規模が小さい場合、鉄道事業者は鉄道施設を復旧することができず廃線となり、沿線住民の公共交通の確保が困難となる可能性がある。
- ・ 災害復旧事業における補助率については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（地域鉄道事業者が行う落石防止設備など安全生の向上に資する設備整備に対する支援）の国庫補助率（原則1/3）と比較して、緊急性の高い災害復旧事業の国庫補助率の方が低い。また、公共土木施設災害復旧事業における国庫補助率（2/3）と比較しても国庫補助率が低い。
- ・ 災害復旧事業における交付税措置については、特別交付税措置（補助額の50%）がなされているものの、近年の激甚、頻発化する災害を踏まえ、更なる特別交付税算定率の引き上げが必要。

#### 【経緯】

- ・ 鉄道施設は道路・河川等公共土木施設と同様に公共性の高い施設であるが、補助制度設立当初（S33）、民間が所有する鉄道施設については民間の資力で復旧すべきという考えのもと、自らの資力で復旧が困難な事業者に限り、復旧費の一部（当時1/5）を補助する制度として創設された。なお、H3年の法改正で補助率1/5→1/4に引き上げられ、H30年の法改正で補助率原則1/4、最大1/3（上下分離等の実施により国土交通大臣が認めた場合）に変更となっている。

### イ 災害復旧事業における黒字事業者に対する補助要件の緩和・拡充

- ・ 豪雨等の災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、黒字事業者の赤字路線に対する補助要件の緩和など、補助要件の更なる拡充を図ること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 「鉄道軌道整備法」等により災害復旧事業に対する補助制度は整備されているものの、黒字事業者の赤字路線については、災害復旧費用が年間の路線収入以上の災害のみが補助対象となるなど厳しい補助要件となっており、また、赤字路線は補助対象外となっている。近年の災害の頻発・激甚化による鉄道事業者負担の増加により、公共交通機能の早期復旧が困難となるおそれがある。

#### 【経緯】

- ・ 災害復旧事業に対する補助については、赤字事業者のみが対象とされていたが、「鉄道軌道整備法の一部を改正する法律」等により、平成30年8月1日から黒字事業者においても、条件を満たせば赤字路線に限り補助対象となっている。

### ウ 被災鉄道におけるバス等を使った代替輸送に対する支援制度の充実

- ・ 被災鉄道においてバス等を使った代替輸送を実施する鉄道事業者に対する支援について、激甚災害等に満たない規模の災害についても支援対象とするなど制度を充実すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 代行バス支援については、激甚災害等に限り「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」により、国において特定の災害に対し限定的に支援しているが、その他の災害については、災害復旧事業のように法整備がなされておらず、支援制度がない。

## ⑤ 路線バス等に対する支援の充実

### ア バスの運行経費補助に対する国庫補助金予算額の確保

- ・日常生活を支える路線バスを確保維持するため、国の地域公共交通確保維持改善事業（バス運行費等補助）における国庫補助金予算額を十分に確保すること

#### 【提案の背景】

- ・人口減少に伴う利用者数の減等により交通事業者の収益が悪化し、減便や路線休止が増加している。このため、幹線系統等に対する国の運行経費補助により、県民生活を支えるバス路線を確保・維持する必要性が高まっている。

### イ コミュニティバスの補助対象路線の拡大

- ・路線バス並みの重要な交通手段となっているコミュニティバスを確保維持するため、幹線系統に接続する等の要件を満たさない場合であっても国庫補助の対象に追加すること

#### 【国制度の問題点】

- ・過疎地の路線バスの路線休止や減便により、地域の公共交通におけるコミュニティバス等の担う役割は一層高まっている。
- ・地域の実情に応じた生活交通ネットワークを確保・維持するためにも、コミュニティバスをはじめとする公共交通に対する補助制度の充実が必要である。

#### 【コミュニティバス（地域内フィーダー系統補助）の概要】

概要	地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線系統と密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援
補助対象	・地域間交通ネットワークと接続すること ・交通不便地域を運行すること ・補助対象期間中に新たに運行を開始すること ・輸送量（輸送人員÷輸送回数）が2人以上であること
上限額	対象人口×150円+250万円 ※対象人口：人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口を比較し、多い方人口

### ウ バス停留所の安全確保対策の円滑な推進

- ・バス停留所の安全確保対策について、運輸支局、交通事業者、道路管理者、警察等の関係者が連携し円滑に事業が実施できるよう、国において役割分担や事業スキームを示すこと。また、バス停留所標柱の移設等のハード対策に伴う事業者負担に対する国の補助制度を創設すること

#### 【提案の背景】

- ・令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」に基づき、全国の全てのバス停留所の安全上の優先度のランク分けが実施された。
- ・今後、優先度順に安全対策を講じる必要があるが、バス停留所の移設については利害関係者が多いことや、役割分担や対策内容等の事業スキームが不明確であることから、交通事業者は困惑している。
- ・また、交通事業者はコロナ禍により大きな影響を受けたため、安全対策に係る費用負担が重荷となり、事業が円滑に実施されない懸念がある。

## ⑥ 地域公共交通分野に関する協議会等の一元化

**新**・地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なうとともに、地方公共団体に過度な事務負担を強いることになるため、以下の措置を講じること

○地域公共交通分野に係る各協議会等について、地域公共交通活性化協議会に一元化することを可能とすること

〔生活交通確保対策地域協議会と地域公共交通会議の権限を、地域公共交通活性化協議会で行うことを可能とする。〕

○上記にあわせ一元化する地域公共交通活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は県を、県が主宰する場合は市町村を入れること

### 【提案の背景】

- ・地域公共交通に関する会議には、
  - ①道路運送法に基づく県主宰の「生活交通確保対策地域協議会」（地域協議会）
  - ②同法に基づく市町又は県主宰の「地域公共交通会議」
  - ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通活性化協議会」（活性化協議会）
 の3つがあり、構成員の重複や類似の案件の審議が生じるなど、非効率である。
- ・路線バスの休廃止協議は、単一市町内の路線であっても、県の地域協議会の協議事項とされているが、市町主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複している。
- ・市町主宰の地域公共交通会議や活性化協議会に県が参画しない場合、以下の課題がある。
  - ①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがある。
  - ②休止中の路線等にコミバスを運行する場合、交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。
- ・国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が県の地域協議会による計画策定から市町の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になるおそれがある。

地域協議会（県）	地域公共交通会議(市町又は県)	活性化協議会(市町又は県)
<p style="text-align: center;"><b>廃止</b></p> <p>バス路線休廃止への対応に関する権限移管</p>	<p><b>活性化協議会に一元化（地域協議会の権限も移管）</b></p> <p>+バス路線休廃止対応権限移管</p> <p>※市町主宰の場合は県、県主宰の場合は市町も参画</p>	

## (6) 社会資本整備を進める各種制度の推進 【法務、総務、財務、国交、農水】

### ① 新しいモビリティサービスの確立に向けた環境整備

- ・自動運転によるコミュニティバス等の導入に向けて交通関連法規を見直すこと
- ・路車連携による社会実験に必要な白線の引き直し、GPSの埋込等への支援を行うこと
- ・日常生活や観光等に役立つMaaSの導入を促進するため、国の示したフォーマットに基づき、事業者、自治体等がバス情報の標準化に取り組むための十分な財政措置を講じること

### 【提案の背景】

- ・自動運転によるコミュニティバス等の運行は、高齢者等の交通弱者の新たな移動手段、公共交通のサービスレベルが低い地域における将来の移動手段の一つとして有効な取組である。
- ・線形の悪い中山間地の道路における安全性強化に資するなど有効な取組となる路車連携の社会実験を推進していく必要がある。
- ・全国でGTFSをオープンデータ化する動きができつつあるが、データ整備に必要な費用や維持費は、事業者が負担している状況。

**[見直す必要がある交通関連法規の例]**

- ・ 道路交通法で運転者に課される義務が自動運転になった場合の考え方  
(例：前方注意の義務、事故時の救護義務など)

**[自動運転に係る制度大綱]**

- ・ H30.3.30 政府の未来投資会議でとりまとめられ、以下のことが盛り込まれた。  
○ 交通ルールに関する国際的な議論等を踏まえた速やかな国内法整備 など

**[バス・タクシー事業者のためのガイドライン]**

- ・ R1.6.26バス・タクシー事業への自動運転の導入に関して、事業者が対応すべき事項等についてガイドラインを公表

**[本県の自動運転の実証実験の実施状況]**

実施エリア	実施時期	内 容
神戸市北区筑紫が丘	H29.11.7～12.24	ラストマイル自動運転移動サービス実証実験
淡路市夢舞台	H30.3.3～6	自動走行実証実験
三木市緑が丘青山地区	H31.2.16～22	ニュータウンにおける自動運転移動サービス実証実験
播磨科学公園都市	R1.12.5～9	自動運転公道実証運行
三田市ウッディタウン地区	R2.7.20～8.23	公道を使った中型バスの自動運転の実証実験

**② 公共事業用地取得に係る国庫補助対象の拡充**

- ・ 公共事業用地取得にあたり必要となる不動産登記等業務(表示関係)の費用を全て国庫補助対象とすること。

**【提案の背景】**

- ・ 従前工事雑費で支弁していた分筆登記等に必要な地積測量図の作成等に要する費用は、平成22年度以降補助事務費が廃止されたことから、登記事務の一環として委託していたものは、補助対象とはならないとされている。
- ・ 一方、分筆登記等に必要な地積測量図の作成等は、専門的知識と技術が必要なことから、土地家屋調査士へ業務委託を行わざるを得ず、財政的負担が生じている。

**③ 地籍調査事業の予算確保**

- ・ 地籍調査事業の予算を十分に確保すること
- ・ 担当する地方自治体職員確保への支援等の措置を講じること

**【提案の背景】**

- ・ 国直轄の「北近畿豊岡自動車道」では地籍調査の先行実施により、用地取得期間が約1/3に短縮されるなど、地籍調査が社会基盤整備等の円滑な実施に大きく寄与。
- ・ また、東日本大震災からの復旧・復興に際しても、地籍調査実施の有無が復興スピードに大きく影響するなど、今後想定される災害発生への備えとして早急な調査実施が不可欠。
- ・ このため、早急の調査実施に向け、国予算の十分な確保と事業を担当する地方自治体職員確保に向けた財政支援が必要。

**[令和3年度本県地籍調査事業計画（令和2年度第3次補正予算含）]**

(単位：百万円)

区分	実施主体	所要額(国費)
地籍調査費負担金	南あわじ市ほか20市町	226
社会資本整備総合交付金	加東市ほか5市町	55
防災・安全社会資本総合整備交付金	宍粟市ほか18市町、2組合	707
社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助	豊岡市ほか2市町	59
合 計	豊岡市ほか34市町、2組合	1,047

## (7) 社会資本の老朽化対策の推進

【総務、厚労、国交、警察、環境】

### ① 社会基盤施設の老朽化対策の充実

#### 主ア 老朽化対策に必要な予算の確保

- ・ 橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を超え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、老朽化対策の推進に必要な十分な予算を、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、通常の予算とは別途、計画的・継続的に確保すること。

[「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)]

「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日改訂)に基づき、(中略)「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとし、令和3年度から7年度までの5か年に断続的に必要となる事業規模等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずる

<ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画> 計画期間：R1～R10年度

施設		実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁		705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装(道路)		950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	40箇所	41億円	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備	40箇所		⑰防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス		6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	20億円	⑲舗装(港湾)	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km	5億円	⑳砂防設備	141箇所	16億円
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)		5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
① 道路法面施設		400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
② 大型カルバート		4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
③ シェッド		5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
④ 排水機場		51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑤ 水門・堰		57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑥ 樋門・陸開		148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸		8.8km	64億円			

#### イ 定期点検、小規模な修繕・更新工事等の補助対象化

- ・ 交付金事業を以下の工事等でも活用できるようにすること
  - 社会基盤施設の定期点検
  - 修繕・更新計画策定
  - 小規模な修繕(予防保全対策)・更新工事
  - 舗装の表層に係る修繕工事

##### 【提案の背景】

- ・ 社会基盤施設を将来にわたり安全に使用するためには、定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新工事が欠かすことができないが、地方単独事業では十分な対応が困難である。
- ・ 地方港湾に存在する事業規模の小さい港湾施設も、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。
- ・ 舗装構成1層が大半を占める市町道路の修繕対策について、実質負担が軽減される交付金事業でも行えるようにし、公共施設等適正管理推進事業債との柔軟な活用により、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。

**[地方単独事業で実施している社会基盤施設の修繕・更新]**

港湾施設	岸壁・防波堤等で総事業費が2億円未満の修繕・更新
河川管理施設	矢板護岸の修繕・更新、排水機場等の非致命的機器(遠隔監視操作制御設備等)の修繕・更新等

**ウ 下水道事業の広域連携への財政支援**

- ・ 広域化・共同化のための処理場等の用途廃止に係る公営企業施設等整理債への公的資金充当や当該取組に伴い用途廃止になった処理場等に係る国庫補助金等の返還免除、繰上償還に伴う公的資金補償金免除を行うこと。  
また、公的資金補償金免除に係る要件緩和を行うこと。

**【提案の背景】**

- ・ 下水道事業の広域連携を促進するには、施設の統廃合に伴う財政負担を軽減する必要がある。
- ・ 今後、施設の統廃合を進めるにあたり、公営企業施設等整理債は、借入先が民間等資金に限定されており、公的資金に比べると償還年限が短く、市町の財政負担となる。
- ・ また、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還義務が生ずる場合がある他、繰上償還に伴い発生する補償金負担を軽減する必要がある。さらに、過去に実施された補償金免除制度での実質公債費比率等の要件の緩和も併せて必要である。

**[公営企業施設等整理債の概要]**

対象事業	将来にわたって活用する見込みがない事業用施設を整理することで事業規模の適正化や経営の効率化を図る事業等
対象経費	用途廃止施設の処分に要する経費
充当率	100%
資金	民間等資金

**[公的資金補償免除の概要]**

- ・ 地方公共団体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる貸し手の利息収入の損失に応じて補償金を支払う必要がある。

## 主② 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大

### ア 建設・整備事業

- 令和3年度までとされている制度を恒久化すること
  - 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること
  - 地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと
- |    |                                  |
|----|----------------------------------|
| 現行 | 充当率：90%、交付税措置率：30～50%            |
| 案  | 充当率：100%、交付税措置率：70%(緊急防災・減災事業債並) |

#### 【国制度の問題点】

- 発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。
- 警察施設等の公用施設や空港施設は、令和元年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。

#### [公共施設等適正管理推進事業債の概要]

対象事業		充当率	交付税措置率
長寿命化事業	公共用施設 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業	90%	財政力に応じて30～50%
	社会基盤施設 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、都市公園施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、林道、農道、地すべり防止施設)		
市町村役場機能緊急保全事業 (令和2年度で終了)	新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建替え等		交付税措置対象分(75%)の30%

### イ 除却事業

- 公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ(現行：90% → 100%)や、地方交付税措置(現行：交付税措置なし)を講じること

## ③ 公共施設等の老朽化対策の充実

- 公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など財政措置を更に充実すること

#### 【提案の背景】

- 公共施設等適正管理事業債(除却事業)については、交付税算入のない資金手当債である。
- 個別施設の老朽化度合いを把握するためには調査・点検等を実施する必要があるが、これらに要する経費に対しては何ら交付税措置がない。

#### ④ 交通安全施設の老朽化対策の充実

- ・ 信号機をはじめとする交通安全施設の老朽化対策の予算を十分に確保すること

##### 【提案の背景】

- ・ 交通の安全と円滑を確保するため、重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
- ・ 特に、信号制御機については、老朽化率が令和元年度末時点で全国ワースト2位となっており、突然の機能停止等に陥るおそれがあり、早急に老朽化対策を講じる必要があるため。

##### 【老朽化した交通安全施設数（令和元年度末時点）】 ※老朽化更新基準：信号制御機（19年）、信号柱（40年）

区分	信号制御機	信号柱
総数	7,226	35,319
老朽化数	2,635	7,366
割合	36.5%	20.7%

#### ⑤ 水道事業への財政支援の拡充等

##### ア 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置

###### i) 中長期課題に対応する取組への財政支援

- ・ 人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと

##### 【料金収入の推移】



- ・ 水道事業は、原則、料金収入のみで給水原価を回収することが前提とされており、今後、人口減少による水需要の減少により、各事業体の料金収入は大きく減少することが想定される。
- ・ 特に小規模事業体(県内49事業体中38)は、将来にわたる経営維持に大きな支障が生じる懸念がある。
- ・ 現行の財政支援制度は、耐震化など、現状の課題に対応するものしか措置されていないことから、水需要の減少等中長期の課題にも対応できるよう新たな財政支援制度を創設する必要がある。

※ 小規模事業体とは：給水人口10万人未満の事業体（簡易水道事業含む）

###### ii) 繰出基準の拡充

- ・ 水道事業に対する繰出し基準を拡充した上で財源措置を設けること

##### 【国制度の問題点】

- ・ 水道事業への一般会計繰出金に対する財政措置の対象が極めて限定されており、簡易水道の上水道への統合の進展により、今後、更なる切り下げが行われる予定である。
  - ・ 人口減少社会においては、個々の事業体の努力だけでは経営を維持することが困難な地域が増加することから、地域の実情に応じた財政措置が行われるよう対象を拡大する必要がある。
- ※ 一般会計繰出金とは：地方財政措置の対象となる一般会計等が負担する経費

##### 【建設改良に要する経費への財政措置】

上水道事業	なし
簡易水道統合後の上水道事業	地方負担の25%
簡易水道事業	地方負担の55%

##### イ 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

###### i) 国庫補助・交付金制度の拡充

- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金の必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること（1/4～1/2 → 一律1/2）

- ・ 上水道に統合された旧簡易水道区域への財政支援について、総務省において新たに拡充される地方財政措置と歩調を合わせて要件を緩和すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 市町の財政力、資本費等により補助率が設定されているが、施設のダウンサイジングや建設投資の縮減など経営努力に取り組んだ結果、資本費が低減すると補助率が低くなるため、必要額が措置されない状況となっている。
- ・ 補助率が下水道と比べ低いことから（下水道では1/2～2/3）、財政基盤の弱い事業者においては、耐震化等、必要な整備が進まない状況となっている。
- ・ 国の施策により、簡易水道の上水道への統合が進んでいるが、山間部等、地形的な理由により、施設の統廃合等を伴わないソフト統合（経営・会計の一元化）とならざるを得ない団体が多い（13団体の中10団体）ため、建設改良費は統合前から比較して縮小されていない。
- ・ 一方で、上水道に統合された旧簡易水道への財政支援は、他の水道施設からの距離や有収水量あたりの事業費等の要件を満たしたものに限定され、事業実態に応じた財政措置がなされていない状況となっている。

[旧簡易水道に対する補助採択要件]

要 件	内 容
他の水道施設からの距離	200m以上離れている
統合後の上水道資本単価	103.5円以上
有収水量あたりの事業費用	全国平均以上(例:連絡管整備 735.4円/m <sup>3</sup> )

**ii) AIやIoTなどの新技術活用への財政支援**

- ・ AIやIoTを活用した施設の自動化や遠隔操作等の先端技術の導入を支援する国のモデル事業の成果を踏まえ、早期に本格実施すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 小規模事業者や地理的に隔絶された集落を抱える事業者に対しては、IoTやAI等を活用した施設運転の自動化や遠隔操作等による事業効率化が有効な対応方策となる。
- ・ モデル事業では、地域条件により広域化が困難な事業体は先端技術を活用した設備の導入のみが対象となり、設備とあわせて整備する取水・導水施設等の施設は補助対象とならない。

**【国の制度】**

- 広域的な水道施設の整備と合わせて実施するIoT 技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業  
(対象施設)・先端技術を活用した設備  
・先端技術を活用した設備と合わせて整備する施設(取水・導水・浄水・送水・配水施設)
- IoT技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い水道サービスの実現を図る事業  
(対象施設)・先端技術を活用した設備

**iii) 施設基準の緩和と地方裁量の拡大**

- ・ 全国一律に適用される施設基準の検証を進め、水道事業者の経営状況に配慮した基準の緩和と地域の実情に応じて基準を運用できるように地方の裁量を拡大すること

**【国制度の問題点】**

- ・ 水道事業の運営には、その施設規模や原水水質\*等に関わらず、水道法に定める施設基準、水質基準、人的基準等、全国一律に適用されている。  
※原水水質：一般細菌数、重金属類、pH、色度、濁度等
- ・ 水道事業者の経営状況に差がある中、基準に適合させるための施設整備が大きな負担である。
- ・ 新たな知見や新技術を考慮し、必要性・合理性を検証の上、制度を見直す必要がある。

## ウ 水道事業の広域連携への財政支援

### i) 地域の実情に応じた再編に対する財政支援の拡充及び要件緩和

- ・ 事業統合等による広域化事業に加え、施設の共同利用など、事業統合等を伴わない広域連携を行った場合も交付金等の対象とすること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 本県では、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、本県の地理的条件や地域ごとに抱える課題が異なるという特性から、事業統合等を伴わない広域連携を対応方策の一つとして進めることとしている。
- ・ 施設の共有化や共同利用は施設の集約にもつながり、事業統合等と同様にコストの削減に資することから、広域連携を進めるための支援が必要である。

#### 【生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化等推進事業等）】

現 行	課 題	提案する対象の拡大
市町域を越えた3事業以上(地理的条件が厳しい地域については市町域を超えた2事業以上)	事業統合や経営の一体化及び3以上の事業間の調整は、地理的条件、水道料金の格差等により困難であり、事業統合等を伴わない広域連携の推進に支障をきたす。	事業統合等を伴わない2事業間の広域化、共同施設の整備事業に拡大

### ii) 市町が行う共同発注・共同委託・共同購入等への財政支援の拡充

- ・ 広域化を促進するためのシステム共同化等事業の経費に対する支援を拡大すること

#### 【国制度の問題点】

- ・ 地域特性により施設の共同化等が困難な場合、料金システム等の共同化や資材の共同発注などにより、事業の効率化を進めることは有効な手段であることから、こうした取組を進めるためにも財政支援が必要である。
- ・ 複数市町村（2以上）におけるシステム整備等に要する経費については、地方財政措置がなされているが、生活基盤施設耐震化等交付金については、市町域を越えた3事業以上(地理的条件が厳しい地域については2事業以上)の統合・経営の一体化が前提となっており、事業の効率化の推進に支障をきたす。

#### 【想定する経費】

- ・ システムの共同化に伴う新システムの開発費用
- ・ 水質検査の共同実施等に伴う新機器の共同購入費用
- ・ 災害時応急給水のための資機材の共同購入費用等の経費

### iii) 統廃合・集約化に伴う施設整備への財政支援

- ・ 事業のダウンサイジングに伴う施設の取り壊しに対して財政支援を行うこと
- ・ 統廃合・集約化に伴う施設整備や施設の取り壊しに対して財政支援を行うこと
- ・ 水道施設の廃止等における国庫補助金等の返還免除を行うこと

#### 【国制度の問題点】

- ・ 事業のダウンサイジングに伴う施設の統廃合・集約化に係る施設整備については、生活基盤施設耐震化等交付金の対象となっているが、施設の取り壊しについては対象とされていない。適正な事業規模で経営の効率化を図るためには、使わない施設等を処分していかなければならない。そのため、取り壊しに要する経費に対しても同様の取扱いが必要である。
- ・ 今後、水需要の減少を想定した施設の統廃合を進めるに当たり、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還が生ずる場合がある。

## (8) 都市再生緊急整備地域における再整備への積極的支援

【国交】

- 新たなバスターミナルの整備及び市街地再開発事業に対する財政支援を行うこと

### 【提案の背景】

- 兵庫・神戸の玄関口である三宮駅周辺は、震災以降、機能更新が進んでおらず、施設の老朽化が懸念される。また、乗り換え動線がわかりにくいといった課題も抱えている。
- そこで、三宮周辺地区を国際競争力の高い魅力的な都市空間、交通結節拠点として再整備するため、先行的に取り組んでいる新たなバスターミナル及び再開発ビルの整備に向け、引き続き国からの支援が必要である。

### 【三宮駅周辺の課題】

施設の老朽化	兵庫・神戸の玄関口の三宮駅周辺は、震災以降、機能更新が進んでおらず、施設の老朽化が懸念される
公共交通の複雑な乗り換え	中・長距離バスの乗降場が分散し、利便性が低く、交通結節機能が低い

### 【整備による効果】

集客力向上	既存の商業・業務機能の更新や文化・芸術機能、宿泊機能など新たな都市機能の導入による賑わいの創出
交通結節機能の向上	中・長距離バス乗降場の集約による利便性向上

### 【事業の概要】 神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業（I期 約1.3ha）

財政支援	調査設計計画費・土地整備費・共同施設整備費
スケジュール(予定)	H30.5 雲井通5丁目再開発株式会社設立
	R2.3 都市計画決定
	R3.3 事業認可
	R4 工事着手



【イメージパース (I期)】